

パブリックコメントで頂いたご意見

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	50	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	1. 遊水池、低地を活用できると良い。検証すべき。 2. ダム堆砂問題は将来において解決が必要な課題である。施工方法、掘削土の処理方法について広く市民と協議する機会でもある。 6. 8. は現実的でない。 「とりあえず数を出しました」と受け止められかねない。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	同上				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		・「愛知県では水余り」と新聞で報道されていた (2011.6.9 中日新聞)。検証すべき。 ・長良川からの取水、導水の可能性を検証すべき。 ・ダムの用途別容量、既存の水利用ルールなどは見直さないとしているが、大いに見直すべき。 ・浜岡原発停止が水力発電に及ぼす影響を検証すべき。 ・節電が緊急課題となっており、同時に節水への意識も高まっている。水需要予測の検証を実施すべき。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		・河道掘削を行い、河川自体の保水容量を増やす。 (利点)・新規用地の取得、確保不用。 (課題)・掘削残土処理場の確保				
その他						

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	67	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	<p>対策案1. 2. 7. 8.などは費用を含め非現実的で検討の余地なし。 また、2. 案ではダムに頼らない風潮に逆行するものであり、3. 案では貴重な自然エネルギー確保の観点からもタブーである。 4. 案のような新たに他水系に依存するような考え方も非現実的であるとともに、矢作川水系に余裕があるとは考えられない。 5. 案の利水単独施設は、現計画と同様の導水で徳山ダムの有効活用として片手落ちであり費用も高く比較案とはなりえない。 10. 案は長期的に検討すべき課題であり、その他の案も非現実的である。</p>			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	新規利水対策案と同様に費用を含め非現実的である。			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		<p>既得水利の合理化・転用については、木曾川の既設ダムおよび徳山ダムの本格導水も含めて長期的に検討すべき課題であり、そもそも濃尾平野の地盤沈下対策も上流にダムを建設してきた目的の一つであり、ダム群の有効利用により利水のより安定的な取水が可能となるよう関係者間で調整されることを期待するが、そのためには徳山ダムの貯流水が適切に利用できる施設の整備が不可欠である。</p>			
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		<p>東日本大震災に見舞われたの日本の経済情勢から事業費の縮減は喫緊の課題であるが、昨今の異常気象を考えると、徳山ダム貯流水の有効活用も早期に実現すべき課題である。そのためには、木曾三川の支派川など既存の河川を利用した暫定的(導水量を含め)であっても短期に整備可能(費用も少ない)な当面の案の検討が必要と考える。</p>			
その他		特になし			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		団体職員	⑤年齢	33	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数 の対策案に関する 意見について	対策案 番号 (1~10)					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数 の対策案に関する意見について	対策案 番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川流域だけでなく、日光川水系、庄内川水系の水資源の有効活用について詳細に調査し、水道水以外の目的(特に、農業用水)の利用を再構築すべきである。例えば、庄内川では都市化に伴い農業用水の利用が減少している。都市化で使わなくなった水の量をしっかりと把握し、有効に活用できる方法を検討すべきである。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		低コストで膨大な取水量が見込める逆潮利用が代替案に含まれていないのは大問題である。濃尾平野は木曾三川、日光川の逆潮を利用した農業用取水を行っていたことから先人の知恵に学ぶべきである。また、木曾三川だけでなく日光川の逆潮を検討すれば、現在建設中の日光川水閘門をより効率的・効果的に運用できる。				
その他						

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		団体職員	⑤年齢	33	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		農業用水の利用量が最も多いことから水道水として利用できる良好な水源だけでなく農業利用ができるレベルの水源の確保を検討すべきである。具体的には日光川上流・下流水処理場の排水、日光川水系、庄内川水系の既存の取水施設を利用し、農業用に限定した取水量の増大を図るべきである。また、オランダのように排水ポンプ施設を渇水時に逆流させて取水するなどのゼロメートル地帯の地域特性に応じた発想の転換が必要である。				
その他						

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		団体職員	⑤年齢	33	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		今、河川管理者が最も解決すべき課題は、渇水ではなく天文学的な量のダムの堆砂である。後世にツケをまわす堆砂問題はまったなしで解決すべきである。したがって、水源を新たに創出する以前に既存ダムの堆砂を減らし、貯水量の確保、流砂の健全化を図るべきである。水源確保だけの単一目的で進めるのではなく、排砂と両立するような事業を進め多目的な視点からコスト試算すべきである。まずは堆砂問題の解決方法を教えて下さい。				
その他		今の社会、水がいくらあっても使い方と考え方が間違っていると、いつまでたっても「水不足」。水源を確保する前に、今ある水資源の中で、社会を構築する方向に向かうことが大事。つまり足を知ることである。				

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	66歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	新規利水を必要とするなら、金額的にも実現可能性についても現計画がベストな選択であろう。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	新規利水がなくても実現されるべきである。 今、他の河川で正常流量を確保できる余地があるのか。				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾三川は歴史的に見ても水を通して相互に依存しあいながら発展してきたものであり、今後もそうすべきであろう。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		今すぐの水需要が無いとしても、今後の発展のために余力を残しておくことは必要なことではないか。				
その他		一日も早い着工が望まれる。				

(意見提出様式)

木曾川水系導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案について

①氏名(フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県) [REDACTED]	(市町村以下) [REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	63	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)				
1-1) 新規利水の複数案に対する意見について	対策案番号 (1~10)	・利水に係る導水事業費400億円を超える負担増は理解されない。 ・対策案1~3、7~9は徳山ダムの建設費を負担しており対案にはならない ・対策案4は豊水時のみで不安定である。また、補給河川の利水者の了解が得られるのは非常に困難。(明治用水) ・対策案5は正常な機能維持との共同事業として了解が得られており、いまさら単独で了解は得られない。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	・対策案8を除く全てが新丸山ダムの対策案と同じであり、委員等にわかるようにする。(同じ対策案を選定すると更に難しくなる) ・対策案2はかさ上げのみであるが、大井・笠置ダムは満砂であり、佐久間ダムと同様湖底掘削を加えてはどうか。 ・また、掘削に岩屋・阿木川ダムの中ノ島の掘削を考えてはどうか。 ・対策案9の既得水利の合理化について、流域一体という考えで既得、新規が同じ節水をするという対策案は考えられないか。(N市、N用水)			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		・導水路により木曾川流域の新たな水運用システムが構築でき、3年に1回程度発生する渇水を大幅に減らすことができる。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について	1-2)に一部記載。				
その他	暫定的な対策として ・H6の渇水のときのように、名古屋市と周辺の市町で渇水時の断水による地域差が出ないように水の総合運用を働きかけていくべき。 ・異常気象による想定外の渇水に備え、被害がでないよう早く対応できることをやるべき。 ・たとえば、必要なときに仮設ポンプを設置し、揖斐川に接している犀川等を利用して長良川や木曾川へ導水すればいいのでは。				

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常洪水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]	メールボックス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	60	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10) 9	(ダム使用権等の振替) 木曽川上流4ダム及び長良川河口堰の「安定供給可能量」は、必要利水量算定の基礎となるものとおさめ、 昨今の実情をもちに見直し精査を行うべき。				
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常洪水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9) 全般	対策案の検討にあたっては、河川整備計画に定められた渇水時に必要な維持流量について減らされるのか精査を行うべき。				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		徳山ダム、連絡導水路だけでなく、長良川河口堰を含めた渇水時、あるいは平常時の活用メリットについて検討すべき。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常洪水時の緊急水の補給）の対策案の具体的提案について						
その他		東日本大震災の例を挙げるまじもなく、最悪の事態をリスクとして検討しておく必要がある。木曽川上流施設が機能停止したとき、リスク分散として連絡導水路は必要なものとなる。				

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	69	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>将来の水需要量の見直しにより、必要量が極端に小さくなれば他地域からタンクローリーで運搬するなどの対策案も考えられるかも知れませんが、現行計画の新規利水量が余裕の巾を含め妥当であるかぎり、複数の対策案はいずれも一長一短でこれ以上検討するに値しない。又水源の徳山ダムは既に完成し運用開始している以上、新規利水の再アロケは法的にもあり得ないことから現計画導水路の早期完成に期待したい。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	<p>河川環境の保持を目的とする「流水の正常な機能の維持」に関する用水確保は、本来、その流域住民が自流域内を基本に確保することが原則と考えられるが、本木曾川水系では水系全体で永い歴史と関係機関(者)により調整されたものであり、複数の対策案は過去の調整案を逆なでるのみであって関係住民の期待する安全・安心の生活確保に逆行する。</p>			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		<p>木曾川流域住民は、過去の歴史から流域一環互譲の精神でもって、水利用、異常渇水対策に立ち向かってきたものであり、木曾三川を結ぶ本連絡導水路完成により、今後既設ダムの統合運用を含め、より高度な木曾川流域一環管理が期待できる。</p>			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		<p>現行案が最も望ましく他案は存在しない。仮に需要予測が縮むと考える方がいるとしたら意見の相違であってとことん議論すればすむことである。</p>			
その他		<p>本道水路の必要性の検証に対する事業者の説明内容が一般住民に理解されにくい面が伺われるので、その辺のパフォーマンスにもう少し努力し、いくつかの対策案の検討の無駄な作業を打ち切っていただけないか。</p>			

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	64	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	ダム使用权等の振替の可能性について、他の対策案の検討結果を踏まえた上で、詳細に検討したほうが良いと考える。 渇水調整の強化について、木曽川水系では、農業用水など既得水利権の節水が行われるのは渇水が深刻な状況になったときだが、初期の段階からそれらの節水を行うことを検討すべきである。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		徳山ダムがすでに完成しており、連絡道水路は必要だと考える。 対策案の検討に際しては、現計画の事業効果に加え、さらに事業効果を増大させるための方策も検討すべきである。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		利根川水系では、「利根川水系渇水対策連絡協議会」を組織し、平常時から協議・調整を行っていると聞いている。木曽川水系でも同様に平常時から協議・調整を行うべきである。 渇水は、いつやってくるかわからない、将来のためにも事前の準備を怠ってはならない。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	60	⑥性別	男性
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	都市化が進み水田が減少している中、圧倒的に多くの水利権量を持っている農業用水についても、その使用実態を解明したうえで議論すべきである。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	木曾川水系連絡導水路事業には賛成であるが、渇水対策では、すべての利水者が協力しあい、限られた水資源を分かち合うことが不可欠であるため、定期的に関係者が集まり、渇水対策について常日頃から調整できる仕組みが必要である。				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		木曾川水系連絡導水路は主に渇水時に活用する施設であるので、堀川への環境用水としての導水など、平常時の水の有効活用についても検討すべきである。				
その他						

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常漏水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		会社員	⑤年齢	69	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	徳山ダムが完成されているその継続事業としての木曾川水系導水路事業は、現計画案が望ましい。早く完成させて欲しい。特に利水対策案の地下水取水は、現在海抜0m地帯となっている所もあり、氷以上地盤沈下をさせてはならない。			
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常漏水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	対策案の水系間導水としての矢作川からの導水としては、異常漏水時は近隣の河川も水不足の状態のためこの導水は困難である。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川水系の水は、中京地区の水がめであり、首都移転及び中京構想としての町づくりにも必要であり、その事も将来計画としての水予測りが必要ではないか			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常漏水時の緊急水の補給）の対策案の具体的提案について					
その他		平成6年のような厳しい漏水が何時起こるか思う時早期に必要な処置として、徳山ダムの水を無駄にしない大都市名古屋に活用出来る。漏水対策用ダムの水を送る施設の対策をまず行うべきである。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業	会社員	⑤年齢	36	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	地下水取水による対策は、河川表流水への転換を逆戻りすることとなり、更なる地盤沈下やゼロメートル地帯の拡大に繋がった恐れがある。また、ため池は新設できる場所が都市部以外の豊かな自然が残る地域であり、周辺環境への影響が小さいとはいえ、相当数も新設することで環境に与えたインパクトは大きい。よって既に完成されている徳山ダムの水を有効活用する現計画案は、コストのみならず防犯面や環境面において望ましい。			
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	取水制限が頻繁に行われる矢作川からの導水やたけの池の水利用による流水維持の為の新設は現実的に難しいと思われる。木曾川水系の流水の正常な機能を維持は、利水面と環境面に於いても不可成であり、現実的に可能な現計画案が望ましいと思う。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川水系は中京圏の産業・人口を支える重要な水がめであり、中京圏木曾圏による新たな町づくりとこれによる人口増加、水利用の増加を考えると、今現在の事だけでなく、将来を見据えた水資源計画も重要であり、必要だと思う。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給）の対策案の具体的提案について					
その他		湧水は起ってからでは遅く、事前の対策が重要であり、水源確保の為に森林保全や節水への取組みも必要だが、その効果にも限界がある為、施設の整備も必要だと思う。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市町村以下)		
③電話番号		[Redacted]			
④職業	会社員	⑤年齢	42	⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>現計画案の事業と打ち合わせ済み。 使えばいいが、既に完成している。今、今再開提案や取り急ぎ案等。 新計画案と打ち合わせ。環境面、経済面から慎重に検討が必要と思われる。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	<p>異常渇水対策として、従来通りの導水路案に追加して 現計画案も基本として打ち合わせ 異常渇水時に、海水淡水化施設で機能を確保する 経済的にコスト高となり得る。</p>			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の対策案の具体的提案について					
その他	<p>使えばいいが、早く使用できるのが、緊急時にはいい事業と取り急ぎ案。長期的な流水対策も含め、体系的な対応の検討が必要と思われる。</p>				

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	50	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10) 2, 3	***ダム堆砂除去に係る新技術開発を促進すべきと考えます*** 既存ストックの有効活用促進という観点から、非常に興味のある対策案です。堤体嵩上げによる容量確保も相応の効果が期待できますが、膨大なダム堆砂を除去し、それぞれのダムが持つ潜在的な貯水容量を復元することが、最初に取り組むべき課題であると考えます。よって、電力等の他用途ダムも含めて、さらに堆砂除去を進めるために、これに係る有効な新工法・技術を産官学が協力して、早急に開発すること必要であると考えます。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	1-1) に同じ				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		***生態系に及ぼす影響について慎重な検討・対応を望みます*** 流域の異なる河川間の導水に際しては、それぞれの生態系に及ぼす影響について、慎重な検討が必要と考えます。当然、本事業計画の策定に当たっては、有識者による判断がなされていることと拝察いたしますが、今後、長期間にわたり、生じ得る影響について、様々な角度からのシミュレーションを実施し、検証することが重要と考えます。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		***揖斐川→長良川の新規導水路ルートを提案します*** 渇水時における木曾川下流部の環境改善対策容量(4.0m ³ /s)を揖斐川から長良川へ導水する経路として、揖斐川40k付近から安八町を経て、長良川墨俣付近に至るルートを設定はどうか。同ルートの延長は3.5km程度と短いので、建設費も少額で済みます。また、渇水時に限った導水であることより、犀川等、既存河川の利用が可能であると考えられるので、更なる事業費縮減が期待できます。よって、環境導水全量(16.0m ³ /s)の1/4に過ぎない導水量ですが、その費用対効果はかなり優れたものになると推定されます。また、上流施設の有効性検証のためのテストケースとしても、本ルートは有効であると思料するところです。 (附図参照)				
その他		数年前より、外国資本による森林の買い占めが、マスコミで取り沙汰されています。当導水事業も、健全な森林(水源林)無しでは論ずることさえできないものです。我が国の生命線である貴重な水資源を守るため、ご当局による国策としての断固たる対処を願って止みません。				

(附図) 渇水時における木曾川下流部の環境改善対策容量(4.0m³/s)を
揖斐川から長良川へ導水する経路案



木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	59	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>対策案1から対策案10まで、すべて実現不可能か現実的な対策ではない。これらは、過去木曾川水系ダム群、導水路の計画段階で否定されてきた案であると思われる。</p> <p>定量化困難な方策は、代替案として考えるべきではなく、一定の効果があるとすれば、渇水リスク低減の為の余裕として考えるべき。</p> <p>再度このような検討を行うことは不毛なことなので、早期に事業着手することを望む。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	<p>対策案1から対策案9まで、すべて実現不可能か現実的な対策ではない。これらは、過去木曾川水系ダム群、導水路の計画段階で否定されてきた案であると思われる。</p> <p>定量化困難な方策は、代替案として考えるべきではなく、一定の効果があるとすれば、渇水リスク低減の為の余裕として考えるべき。</p> <p>再度このような検討を行うことは不毛なことなので、早期に事業着手することを望む。</p>			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		特に無し。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		提示された対策案にすべて網羅されているので、新たな提案は無い。			
その他		特に無し。			

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		団体職員	⑤年齢	61	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	ダムの再開発や利水の買い上げについては、木曽川ではさんざん行われ実証されてきている通り、事業の効果は小さいものである。笠田ダムや大井ダムなどは、地形的に多くは望めない。また、木曽川では、日本初の技術力を押って、水資源の効率的な利用が図られてきており、このような検討自体「無駄」である。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	利水単独導水路事業については、確かに規模は小さくなるが、事業単価は高くなるのは周知の事実である。今まで、各省庁や世界の事業で実証された事業費配分ルールの中で単独事業では効果が出ないことから合同で行っているものであり、このような検討はまさに「無駄」な検討である。			
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		従来は、河川ごとに水資源が開発されてきたが、雨の降り方が河川ごとに違い、効率的かつ危機管理上有利な水の利用を図るには、河川間の調整が有効で経済的である。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		平成6年の洪水時には、春日井市と名古屋市が隣り合う地区では、大きな不平等が生じた。名古屋市は水が豊富であったことから、洗濯をのんびり行う隣の春日井市は、飲み水も無く給水制限の中バケツが働いていた。 名古屋市だけ良ければよいという市政は今の時代あり得ない。木曽川では、美濃加茂市で河床にあった化石が出るほど水が減り河川環境は最悪の状態となった。			
その他		ライフラインは危機管理を前提として整備すべきである。東日本大震災など今までの非常時において、どこでも同じであるが、平常時の整備水準では、被災地の人たちは生活ができていない。今は十分な水でも「いざ」というときには、水は不足している。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		[REDACTED]	⑤年齢	80	⑥性別
		男			
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	<p>対策案10 昨今、農地の減少に拍車がかかっているようだが、農作物の生育にこれほどの水が本当に必要かどうか、詳細に調べる必要があるのではないかと、 <small>(渇水調整の強化)についての意見と確認済</small> 対策案12 過去の大渇水時には、節水の調整に苦労したようだが、普段から話し合う場があるのではないのか。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		<p>最も現実的と予想される連絡導水路を整備して、大渇水などの所謂「想定外」に対処することが必要と考える。ただし、無駄に使っている水がないかもよく調べ、渇水時に活用する姿勢も大切である。また、渇水ではない時の導水路の活用方法を考え、総合的な価値を高めていくことも重要ではないのか。</p>			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		<p>近所に「すいどうみち」があり、水には関心を持ってきた。渇水のない社会の実現を望んでいる。</p>			

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	木曽川連絡導水路は必要な施設と思うが、対策案の検討にあたっては、貯水池やため池などのハード面だけでなく、ソフト面での対策を検討してほしい。 その場合には、以下の点の検討を要望する。 (9. ダム使用权等の振替) まず、木曽川上流4ダム及び長良川河口堰の「安定供給可能量」の精査をしてほしい。 (10. 既得水利の合理化・転用) 用途別の必要水量を適切に審査しているのであれば、その内容をデータで示してほしい。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	対策案の検討については、以下の点を要望する。 異常渇水時には確保する流量を減らす(平常時においても必要な流量ではなく、異常渇水時に最低限必要な流量とする)ことができないか検討してほしい。			
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他	千年に一度と言われる東日本大震災があった。水需給の検討にあたっては、百年の計ではなく、千年の計が必要と考える。				

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[Redacted]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[Redacted]	[Redacted]			
③電話番号	[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業	会社員	⑤年齢	73	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	①⑦大量・多数用地難、コスト高、運営難。②所有者協議、技術・環境検討、コスト高。③所有者協議、水力再評価。④矢作自身水不足・不可能。⑤コスト割高。⑥0メートル地帯・地盤沈下不適切。⑧コスト高。⑨有益、定量化難・計画扱い難。⑩所有者協議、上流ダム渇水時余裕なし。―――以上何れも不適合である			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	1-1) 利水対策案と同じ			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		地形・地質に配慮し、取水・注水地点、経路、施工法を更に検討し、コスト削減に努める。 緊急度・効果等を考慮して、段階施工の可能性についても検討する。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		既存の水利・水源施設について、水利権、能力、流域・気象特性を考慮し、更なる統合運用による利用の高度化に努める。 水利用が高度な当地では、異常渇水対策は不可欠で、徳山ダムを水源とする利水と併せて3川連絡道水路を建設すべき。 水源林の育成、節水は常に努力すべきであり、利水の合理化、水利権の適正化も常々意を払うべき。			
その他		治水・利水の安全度は不十分であり、厳しい財政下であるが順次整備を図るべきである。水源多様化は安全向上に有益である。平成6年の時のように、川の水が枯れてしまうことがないように、正常な機能の維持の対策も必要である。			

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	64	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	現計画案が最良な方策と思われる。 方策①、⑦はコストが高く、周辺環境への影響が懸念され不可。 ②のダム再開発はコストが高く、完成に長時間必要であり不可。 ③既設水力発電の能力は維持する必要があり不可。 ④水系間導水は大水系である木曽川から矢作川水系に導水するなら理解できる、矢作川水系の方が先に渇水となるから不可。 ⑥地下水の取水は我が国最大のゼロメートル地帯の濃尾平野では地盤沈下等が懸念され無理である。 ⑧淡水化等は河川の無い離島等での方策であるから不可。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	新規利水と同様である。			
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		・木曽川は名古屋市等では水源開発の施設を持たない自流水利権がある、このため、後開発の水利権者は渇水時に苦勞しているため渇水時には自流水利権者を優先して渇水対策を実施する必要がある。			
その他		・流域間の導水は地域に対して、必要な水を融通する事は安全安心な生活を行うために必要であり何らかの方策で実施すべき。 ・出来るなら庄内川水系にも導水したらいかがか。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	61	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	木曾川における水利権は、発電を除き農業用水が突出して大きい。農地面積はここ半世紀の間に相当減少しており、農業用水として本当に必要な水量を明確にする必要があるのではないか。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		木曾川の新規利水(今渡~馬飼)の木曾成戸地点の基準流量は50m ³ /sであるが、河川整備計画での渇水時の木曾成戸地点の確保流量は40m ³ /sであるので、利水の基準流量も40m ³ /sにすることを検討すべきではないか。				
その他		木曾川水系連絡導水路は木曾、長良、揖斐の三川を結ぶ施設で、木曾川水系の渇水対策に必要な施設である。 農業用水の合理化や河川維持流量の見直しとともに、連絡導水路の活用により渇水に強い木曾川水系を実現してほしい。最後に一言「想定外の渇水だった」という言い訳はもう通用しない。				

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見（6月27日を修正しました）

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		弁護士	⑤年齢	61	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>(1) 利水者の利水参画継続の意思確認等に際しての点検・確認は、不精確であり、精確に点検・確認すれば、別紙「新規利水検討書」の通り、徳山ダムで開発された愛知県水道用水および名古屋市水道用水・工業用水は、最新の実績データのもとにおいては、いずれも必要性がなく、本導水路による供給は必要性がない。対策案は0（ゼロ）番が相当である。</p> <p>(2) 名古屋市は、[REDACTED]市長が、2009年5月14日、本導水路事業からの撤退を表明しており、利水参画の意思はない。また、回答書では「1.7m³/sをもとに検討して欲しい」という回答はされていない。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	<p>木曾川水系河川整備基本方針において、木曾成戸地点下流における河川維持流量は動植物の生息・生育等の河川環境のための流量とされ、ヤマトシジミの生存のために必要な流量を根拠として50m³/sが定められ、これに基づき、同河川整備計画では、本導水路により、その一部として、異常渇水時〔平成6(1994)年渇水相当〕に40m³/sを確保するとなっている。しかし、ヤマトシジミの生存のために50m³/sが必要というのは、別紙「河川維持流量検討書」のように、何の科学的根拠もなく、本導水路は必要性がない。木曾成戸地点下流の河川維持流量、特に、それが利水上制限流量となったり、確保流量となるのであれば、30m³/s以下で十分である。</p> <p>対策案は、いずれも誤っている。対策案は0（ゼロ）番が相当である。</p>			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		<p>木曾川水系河川整備基本方針の正常流量の根拠となっている木曾川大堰の利水上制限流量50m³/sは、昭和30年代の舟航用水50m³/sが根拠であって、今では全く根拠がなく、上記のように科学的根拠も全くない。そして、中部地方整備局は上記制限流量を決めたときの検討資料は全く保有していない。低水管理としては、この木曾川大堰の利水上制限流量50m³/sを速やか見直して、科学的根拠のある水量に減量することが、何よりも必要である。</p>			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の対策案の具体的提案について		<p>木曾川大堰の利水上制限流量50m³/sは根拠がなく過大なものであるため、減量すれば、ダム依存都市用水、特に岩屋ダム掛かりの都市用水の利水安全度は大幅に向上する。</p> <p>また、既得農業用水の濃尾用水（約51m³/s）と木曾川総合用水愛知県農業用水（20.44m³/s）は、水田面積の大幅な減少により、水余り状態にあり、かつ経営基盤が弱体化している。渇水時の早期に、木曾川大堰利水上制限流量と経営基盤強化となる敬意を払った農業用水取水量の切下げを行うことが、容易で有効な対策である。</p>			

新規利水検討書

目 次

第1 本検討の目的と方法	1
1 木曾川水系第IV次水資源開発基本計画と愛知県需給想定調査	1
2 本検討の基本的な方法	2
第2 需要想定	2
1 愛知県需給想定調査の内容	2
2 検証と評価	3
3 需要想定の適正な修正	4
第3 供給想定と需給比較	5
1 開発水量に基づいて	5
2 「近年2/20規模年供給可能量」に基づいて	5
第4 まとめ	7
第5 名古屋市の需給想定	8
第6 結論	9

第1 本検討の目的と方法

1 木曾川水系第IV次水資源開発基本計画と愛知県需給想定調査

利水者からの利水参画の意思の確認等の回答は、愛知県については、愛知県の木曾川水系の需給計画は2004年に全部変更された木曾川水系第IV次水資源開発基本計画（以下、「木曾川水系第IV次(04年)フルプラン」という）と考えている、水道用水の需要は愛知県が算定したとされ、資料として愛知県地域の需給想定に係る愛知県『木曾川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票（都市用水）愛知県(木曾川水系)平成16年3月』（以下「愛知県需給想定調査」という）が提供されている。また、名古屋市については、参画意思については回答がないが（ 市長は2009年5月14日に本導水路事業からの撤退を表明している）、資料として愛知県需給想定調査を提供している。

愛知県需給想定調査では、徳山ダムに確保される愛知県水道用水2.3m³/sは愛知用水地域(図1参照)の、名古屋市水道用水1m³/sは名古屋市の、各近年2/20規模渇水年における安定供給のための水源とされた。この徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大2.3m³/s、名古屋市の水道用水最大1m³/s及び名古屋市の工業用水最大0.7m³/sを導水し、木曾川において取水を可能ならしめる導水路建設事業として木曾川水系連絡導水路事業（以下、事業を「本導水路事業」といい、施設を「本導水路」という）が計画され、独立行政法人水資源機構（以下「水機構」という）が事業を行うもので、事業目的は、①上記新規利水の供給とともに、②流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図ることを目的としている。本導水路事業は、2008年6月に一部変更により、木曾川水系第IV次(04年)フルプランの内容となった。

愛知県需給想定調査によれば、愛知用水地域と味噌川ダム供給水の暫定送水で関係する西三河地域の水道用水の水源内訳は表1の通りとなっている。

愛知県需給想定調査によれば、愛知用水地域での基準年2000(平成12)年の需要(日平均給水量436.2千m³、最大河川取水地点取水量6.79m³/s)は増加し、2015(平成27)年における需要が日平均給水量489.9千m³、最大取水量(河川取水地点)8.25m³/sとなると想定し、徳山ダムに確保される愛知県水道用水は、この最大取水量(河川取水地点)に対する近年2/20規模渇水年の安定供給水源(供給量1.63m³/s)とされている(表1)。

本検討は、愛知県需給想定調査時だけでなく、その後の最新の2009年までの実績データに基づいて、愛知用水地域と名古屋市の水道水の需給について検討して、本導水路事業による新規利水の必要性がないことを明らかにするものである。

2 本検討の基本的な方法

愛知県需給想定調査では、水道水需要の要因項目について、水道水は1979(昭和54)年度から2000(平成12)年度までの実績値が記載されているが、これまでに2007(平成19)年度までの実績値が各年度の愛知県『愛知県の水道(水道年報)』によって明らかになっている(表2)。

したがって、1979(昭和54)年度から基準年の2000(平成12)年度までだけでなく、さらに2007(平成19)年度までの実績値に基づいて、愛知県需給想定調査の2015(平成27)年度想定値を検証することが可能である。

本検討は、2015(平成27)年度の愛知用水地域の水道水の需給について、1979(昭和54)年度から2007(平成19)年度までの実績値に基づいて、愛知県需給想定調査の想定値を検証し、合わせて名古屋市の需給の検討を補足して、木曾川水系第IV次(04年)フルプランの愛知用水地域および名古屋市の需給想定を検討するものである。

なお、年は西暦を、「年」「年度」については、「年」を統一して使用する。

第2 需要想定

1 愛知県需給想定調査の内容

(1) 水道水需要量(最大河川取水地点取水量)の計算式

最終的な需要量は河川取水地点での最大取水量によって表現されており、水道水では、日平均有収水量から以下の計算によって求められている。

家庭用水有収水量+都市活動用水有収水量+工場用水有収水量 ※日平均

=日平均有収水量 m³/日

日平均有収水量/有収率=日平均給水量 m³/日

※有収率=有収水量/給水量

日平均給水量/負荷率=日最大給水量 m³/日

※負荷率=平均量/最大量

(日最大給水量/利用量率)/86,400=最大取水量 m³/s

※利用量率=給水量/取水量

最大取水量/河川水利用率=最大河川取水地点取水量 m³/s

※河川水利用率=取水量/河川取水地点取水量

愛知県需給想定調査では、愛知用水地域の水道水の需要を表2①の[想定]欄のように想定している。

(イ) 日平均給水量

日平均給水量は、2000年実績の436.2千m³が、2015年には489.9千m³に増加する。

(ロ) 日最大給水量

日最大給水量は、2000年実績の521.0千m³が、2015年には616.6千m³に増加する。

(ハ) 最大取水量

最大取水量は2000年実績の6.53m³/sが、2015年には7.88 m³/sに増加する。

(ニ) 最大河川取水地点取水量

最大河川取水地点取水量は、2000年実績の6.79m³/sが、2015年には8.25m³/sに増加する。

2 検証と評価

(1) 需要想定値の検証方法

水需要の動きは毎年の水需要実績の積み重ね現象であって、水需要の推移は連続性をもっており、現在値はそれ以前の実績値と連続性をもつ。したがって、将来の想定値は、実績値の推移と連続性をもっていなければならない。

そうすると、水需要の将来値が想定値のようになるかは、それが実績値の推移と連続性があるか否かによって検証することができる。

連続性の検証は図によって行うのが分かりやすいので、表2の日平均給水量、日最大給水量、平均と最大の関係を示す負荷率、取水量に影響を与える利用量率を図2に示す。

以下において、表2と図2に基づいて、愛知県需給想定調査の愛知用水地域についての2015年需要想定を検証する。

(2) 給水量

表2①の数値からも明らかであるが、図2からより明らかなように、2015年想定値は、日最大給水量はもちろん基礎としている日平均給水量も、最新の2007年までの実績の傾向とは連続性が認められず乖離して、過大となっている。

実績は、表2①および図2に示したように、日平均給水量では、1992年まで増加を続けていたが、1993年に415.5千m³となった後、増加傾向が鈍化して2000年に435.9千m³となって以後は横這いになって、2004年に437.6千m³となった後は減少して、2007年には434.2千m³となっている。日最大給水量では、1992年の517.0千m³が最大で、以後は微減して、2000年からは50万m³程度で横這い傾向である。

これに対して、2015年想定値は、日平均給水量489.9千m³は2007年までの実績の傾向とは乖離していて、連続性が認められない。日最大給水量616.6千m³はさらに実績傾向よりも乖離している。2015年想定値は、2007年までの実績傾向とは異なって、不連続に急に上昇することになり、実績値に比べて過大な値となっている。

(3) 負荷率

愛知県水需給想定調査の水需給比較は、需要量は日水量についての最大水量によっている。平均水量を負荷率（平均水量/最大水量）で除して当該年で最大となる日の水量（給水量であれば最大給水量、取水量であれば最大取水量）を求めて、これと供給水量とを比較している。

日最大給水量という一年365日（閏年では366日）のうちの最大となる日の給水量を確保すべく水源手当をするものであり、年間の殆どの期間は使用されないものである。そのうえ、想定した日平均給水量を近年10年間で最も低いまたはそれに近い想定負荷率で除して日最大給水量を想定するという仮定の組合せに立ったものであって、想定負荷率が実際よりも小さいと想定日最大給水量が大きくなって、実際の日最大給水量を上回る需給想定方法である。したがって、年間の殆どどころか、水需給計画の前提となっている10年に1回程度の渇水年でも全く使用されない施設を生む可能性のある需給想定方法であるので、負荷率の想定は厳格に行われなければならない。

図2から明らかなように、愛知用水地域の最大給水量と平均給水量との差は、2015年想定値は、実績と比べると、2007年の前10年強の期間の実績値より大きい。特に最近の傾向を示す近年5年ほど大きい。

愛知用水地域の負荷率は表2①の通りであり、推移を図2に示した。負荷率は、1995年以前は0.8を下回る年があったが、1996年以後は、2007年までの12年間では0.83前後以上と高くなり、近年5年は一層高くなって0.85を超えるようになっている。負荷率は、1996年、さらに2003年を境にして傾向に変化が生じ、大きくなってきているのである。

愛知県需給想定調査では、負荷率は、基準年2000年の6年以上前の古い最近の傾向とは異なる低めの値である0.795が用いられている。その結果、最大給水量と最大取水量が大きな値となるように計算されているのである。

図2のように、最大給水量の2015年想定値が実績と大きく乖離して過大な値となっている理由の一つはこれにある。

(4) 利用量率

愛知県水需給想定調査の水需給比較は河川取水地点での最大取水量によっている。まず、日平均給水量を負荷率で除して当該年の日最大給水量を求める。次に、給水事業者における取水から給水までの間に漏水等による損失があるので、これを利用量率（給水量/取水量）で除して最大取水量を求め、さらに取水源である河川取水地点から給水事業者の取水までの損失を考慮して（河川水利用量率）、河川取水地点での最大取水量を求めるというものである。

利用量率の最新の2000年実績値は、0.996である（表2①）。

これに対して、需要想定は、2015年において利用量率を0.906と想定する（表2）。取水量は利用量率の逆数に比例するので、同じ給水量でも、2000年実績値を用いた場合よりも取水量が約1.1倍増加することとなる想定である。

2015年想定値は、2000年の実績を無視して、取水量が過大になるように想定されている。

3 需要想定 of 適正な修正

日平均給水量は、実績は1992年以降、特に2000年以降は最新の2007年までの間、増加が頭打ちになっているので、急激に大きく増加する想定はあり得ない。日平均給水量の2015年想定値は、実績に基づいて適正に修正すると、給水量が大きくなる「安全側」の値をとったとしても、上記の間の最大値である2004年の437.6千m³を用いるのが相当である。

そして、愛知県需給想定調査のように平均給水量から負荷率によって最大給水量を求めるとしても、負荷率を実績に基づいて修正し、最近の近年10年最小の2001年の0.828にすると（近年5年は0.85を超えており適正な修正としては小幅である）、日最大給水量は528.5千m³（表2①の[想定]欄の[H27需要修正]、想定日平均給水量では591.7千m³）となり、想定値の616.6千m³よりも小さくなる。

また、利用率を実績値0.996に基づいて適正に修正すると、上記日最大給水量528.5千m³から求められた最大取水量は6.14m³/sとなり、最大河川取水地点取水量は6.43m³/sである（表2①の[想定]欄の[H27需要修正]、想定日平均給水量による上記日最大給水量では7.20m³/sである）。

上記1で記述した愛知県需給想定調査の需要想定値の最大取水量7.88m³/s、最大河川取水地点取水量8.25m³/s（表2①の[想定]欄の[H27想定需要]）は、これらよりも大きく、過大な需要想定である。

第3 供給想定と需給比較

1 開発水量に基づいて

表1のように、愛知県需給想定調査では、味噌川ダムは愛知用水地域の水源地であるが、味噌川ダム供給量（開発水量2.769m³/s、近年2/20規模年供給可能量2.331m³/s）のうち、西三河地域への暫定送水量（開発水量1.756m³/s、近年2/20規模年供給可能量1.48m³/s）が控除されており、その愛知用水地域への供給量は、開発水量では1.013m³/s、近年2/20規模年供給可能量では0.851m³/sとなっている（いずれも河川取水地点取水量。以下、供給における取水量m³/sは全て河川取水地点取水量）。

安定供給水源の徳山ダムと長良川河口堰（工業用水転用）を除いた愛知用水地域の開発水量は、味噌川ダムの西三河暫定送水ありでは8.03m³/s、西三河暫定送水なしでは9.79m³/sである（表1）。何れも上記の適正に修正した想定需要量6.43m³/s（想定日平均給水量では7.20m³/s）を上回っている。

2 「近年2/20規模年供給可能量」に基づいて

(1) 西三河地域送水量による愛知用水地域供給量への影響

上記のように、愛知県需給想定調査では、愛知用水地域の供給には味噌川ダム供給量から西三河地域への暫定送水分が控除されている。しかし、西三河地域において、自己流域の矢作川水系からの供給で需要に対応できれば、味噌川ダム供給水からの西三河送水は必要がないので、味噌川ダム供給量は全量を愛知用水地域において使用することができる。また、仮に西三河地域で矢作川水系からの供給では供給不足となっても、その不足水量が実際の味噌川ダム供給水からの送水量であり、これと表1の上記西三河暫定送水量との差の水量は、愛知用水地域で使用することができる。

(2) 西三河地域の矢作川水系からの供給可能量

資料1（愛知県『愛知県の水道（水道年報）平成12年度』「上水道第10表」）の通り、基準年の2000年の西三河地域の水道用水の供給施設能力（矢作川水系からの供給によるもので、表1の西三河地域の[その他水系内]欄の供給量に相当する）は621.1千m³/日である。これが西三河地域の矢作川水系からの供給可能量である。これは愛知県需給想定調査の最大給水量の2015年需要想定値591千m³/日を上回っている。

資料1の621千m³/日のうち、愛知県水道用水供給事業の供給量は矢作ダムを水源とする表1の同欄の水資源開発施設4.43m³/sによる320千m³/日であるので（資料2・愛知県企業庁『豊かな暮らしを支える県営水道』「水道事業のあらまし」「西三河地域」）、残りの市町自己水源（表1の同欄の自流と地下水）の施設能力つまり供給可能量は301千m³/日である。301千m³/日を、愛知県需給想定調査本文p9（参考）における給水量から河川取水地点取水量への換算率（地下水とその他は1.00）を用いて取水量に換算すると3.48m³/sとなり、矢作ダムの4.43m³/sを合わせた矢作川水系合計で7.91m³/sとなる。これに対し、愛知県需給想定調査における西三河地域の市町自己水源供給量は[その他水系内]欄の自流1.14m³/s、地下水0.87m³/sの合計2.01m³/sであり、矢作ダムの4.43m³/sを合わせた矢作川水系合計で6.44m³/sである（表1、愛知県需給想定調査本文p20供給想定水源内訳の設定根拠）。愛知県需給想定調査の市町自己水源供給可能量は上記資料1による市町自己水源供給可能量に比べて1.47m³/sと大幅に少ない。それは、愛知県需給想定調査の供給量は、供給想定として用いるべき供給可能量ではなく、自らの想定需要量だからである（同p9（参考））。以上のように、愛知県需給想定調査は矢作川水系による供給量を過少に設定しているのである。

したがって、西三河地域は矢作川水系だけで需要に対する供給が可能であって、木曾川水系の味噌川ダムからの西三河地域への送水は必要性がなく、送水量はゼロである（表2②の[想定]欄の[H27需要修正1]）。味噌川ダム供給量は全て愛知用水地域に使用することができる。

そうすると、愛知用水地域の安定供給水源の徳山ダムと長良川河口堰（工業用水の転用）を除いて味噌川ダム供給量を全量にした「近年2/20規模年供給可能量」は取水量では7.39m³/s、給水量では611.8千m³/日となる（表1、表2①の[想定]欄の[供給近年2/20修正1]）。これは、上記の適正に修正した需要量の6.43m³/s（想定日平均給水量を負荷率0.828で除した最大給水量では591.7千m³/日）を上回っている。

(3) 西三河地域の適正な需要想定

(イ) 愛知県需給想定調査では、上記のように日平均給水量を負荷率で除して最大給水量を求め、これを利用量率で除して最大取水量を求めて、さらに最大河川取水地点取水量を求めて、これを最終的な需要量としている。

西三河地域の水道用水の愛知県需給想定調査と実績は表2②の通りであり、日平均給水量、日最大給水量、負荷率、利用量率を図2に示した。

給水量は、実績は、表2②および図2に示したように、日平均給水量では、1992年まで増加を続けていたが、同年に419.7千m³となった後、以後は増加が

頭打ちになって2007年は444.9千m³となっている。日最大給水量では、1991年の518.7千m³が最大で、以後は減少して、50万m³前後で横這い傾向である。これに対して、2015年想定値は、日平均給水量は477.2千m³、日最大給水量は591.4千m³である。2015年想定値は、2007年までの実績傾向とは異なって急に上昇することになり、実績値に比べて過大な値となっている。

愛知県需給想定調査では、西三河地域については、2015年需要想定値では負荷率は0.807が用いられている(表2②の[想定]欄)。西三河地域の負荷率の実績は表2②および図2のように、1995年以前は0.8程度やそれを下回る年があったが、1996年以後は、2007年までの12年間において、0.83前後以上と高くなり、特に近年は一層高くなって0.85を超えるようになってきている。愛知用水地域においても同様の現象が起こっていることは上記した通りである。愛知県需給想定調査での2015年想定負荷率0.807は、基準年の2000年の6年以上前の古い最近の傾向とは異なる低めの値が用いられているのである。その結果、最大給水量は大きな値となるように計算されることになり、最大給水量の2015年想定値は2007年までの実績と乖離して、過大になっている。

また、利用率は、2015年想定値は0.927が使用されている(表2②の[想定]欄)。表2②のように、利用率の実績は、1980年は0.999であり、2000年は0.959である。給水量を利用率で除したものが取水量であるので、実績よりも小さい利用率を使用することによって、取水量が大きな値になるようになっている。

したがって、想定した負荷率と利用率は実績とかけ離れているので、実績に基づいて適正に修正する必要がある。負荷率を1995年以前の古い値の想定値0.807でなく近年10年最小の1998年値0.826に(近年5年は0.85を超えており適正な修正としては小幅である)、利用率を想定値0.927でなく実績値0.959に修正すると、実績よりも過大傾向となっている2015年想定日平均給水量477.2千m³を前提としても、最大給水量は591千m³/日ではなく578千m³/日、最大河川取水地点取水量は7.76 m³/sではなく7.33 m³/sとなる(表2②の[想定]欄の[H27需要修正2])。

(ロ) 上記のように、西三河地域の矢作川水系の供給可能量は621.1千m³/日であって、愛知県需給想定調査の西三河地域の市町自己水源の自流と地下水の供給量を適正に修正すると、矢作ダムの4.43 m³/sを合わせた矢作川水系全体の供給可能量は7.91 m³/sである。当然のことであるが、上記(2)の愛知県需給想定調査の想定需要量(最大給水量591千m³/日)と需給比較した場合よりもさらに矢作川水系は供給余剰となり供給不足はなくなる。味噌川ダム供給量は全量を愛知用水地域に使用でき、愛知用水地域の供給量は7.39 m³/sであり、適正に修正した上記想定需要量6.43 m³/s(想定日平均給水量では7.20 m³/s)を上回っている。

第4 まとめ

- 1 愛知用水地域の水道水の需要について、愛知県需給想定調査の日平均給水量、負荷率、利用率および日最大給水量の2015年想定値は実績と乖離している。前三者を実績に基づいて適正に修正すると2015年の日最大給水量は528.5千m³(想定日

平均給水量によっても591.7千 m^3)となり、想定値の616.6千 m^3 は過大な想定である。また、最大取水量は6.14 m^3/s 、最大河川取水地点取水量は6.43 m^3/s (想定日平均給水量によっても7.20 m^3/s)となって、想定値の最大取水量7.88 m^3/s 、最大河川取水地点取水量8.25 m^3/s は過大な想定である。(表2①の[想定欄]の[H27想定需要]と[H27需要修正])

- 2 供給において、表1のように、味噌川ダム供給量(開発水量2.769 m^3/s 、近年2/20規模年供給可能量2.331 m^3/s)のうち、西三河地域への暫定送水量(開発水量1.756 m^3/s 、近年2/20規模年供給可能量1.48 m^3/s)が控除されており、その愛知用水地域への供給量は、開発水量では1.013 m^3/s 、近年2/20規模年供給可能量では0.851 m^3/s となっている。

これを前提としても、愛知用水地域の安定供給水源とされている徳山ダムと長良川河口堰(工業用水転用)を除いた開発水量は8.03 m^3/s (西三河地域送水なしでは9.79 m^3/s)である。上記の適正に修正した需要量6.43 m^3/s を上回り、供給過剰である。

したがって、徳山ダムの愛知県水道用水は安定供給水源としても必要性がない。

- 3 西三河地域の水道用水の供給施設能力は621千 $m^3/日$ であって、これが同地域の供給可能量である(資料1)。これは同地域の日最大給水量の2015年における需要想定値591千 m^3 を上回っている。西三河地域は当該地域自体の供給だけで需要に対する対応が可能であって、味噌川ダムからの送水は必要性がなく(表2②の[想定]欄の[H27需要修正1])、味噌川ダム供給量は全量を愛知用水地域のために使用することができる。そうすると、「近年2/20規模年の供給可能量」において、愛知用水地域の徳山ダムと長良川河口堰(工業用水転用)の安定供給水源を除いた供給量は7.39 m^3/s である(表1、表2①の[想定欄]の[供給近年2/20修正1])。

また、西三河地域の2015年想定値は負荷率と利用率が実績と明らかに乖離しているので、実績に基づいて負荷率と利用率を適正に修正すると、給水量が過大傾向となっている2015年想定日平均給水量477.2千 m^3 を前提としても、最大給水量は578千 m^3 、最大河川取水地点取水量は7.33 m^3/s となる。上記のように西三河地域の矢作川水系の供給可能量は621.1千 $m^3/日$ 、7.91 m^3/s であって、上記の愛知県需給想定調査の想定需要量と需給比較した場合よりもさらに矢作川水系は供給余剰となり供給不足はない。味噌川ダム供給量は全量を愛知用水地域に使用でき、愛知用水地域の「近年2/20規模年供給可能量」は上記のように7.39 m^3/s である。

上記の愛知用水地域の供給量は、上記の適正に修正した需要量6.43 m^3/s を上回っている。

したがって、徳山ダムの愛知県水道用水は安定供給水源としても必要性がない。

第5 名古屋市の需給想定

1 需要想定

名古屋市の需要想定は、給水量ベースでは、図3から明らかなように、2015年想定値は、日最大給水量はもちろん基礎としている日平均給水量も、最新の2007年までの実績の傾向とは連続性が認められず乖離して、過大となっている。

実績は、図3に示したように、日平均給水量では、1988年から1992年まで少し増加を続けていたが、1992年に920.6千 m^3 となった後、減少して横這いとな

り基準年の2000年に861.4千m³となって以後はさらに減少して、2004年に819.5千m³、2007年に810.8千m³、2009年には792.7千m³となっている。日最大給水量では、1992年の1,205.4千m³が最大で、以後は減少を続けて、基準年の2000年は1,122.2千m³、2007年は1,011千m³になり、2009年には906.0千m³と1,000千m³を下回った。負荷率をみると、1999年以前は75%を下回る年が幾度かあったが、2000年以降は76%を上回るようになり、2003年からは78%を上回り、2007年には80%を超え、2009年には85%を超えるに至っている。

これに対して、2015年想定値は、日平均給水量は914千m³である。これは2007年までの実績の傾向とは乖離していて、明らかに連続性が認められない。日最大給水量は1,240千m³であり、さらに実績傾向よりも乖離している。また、負荷率は74%であり、現在値の2007年の10年以上前の数値傾向であって、最近の実績傾向とは完全に乖離している。日給水量とりわけ日最大給水量は、2015年想定値は、2007年までの実績傾向とは異なって、不連続に急に上昇することになり、実績値に比べて過大な値となっている。

2 供給想定と需給比較

名古屋市が取水が可能な水源は木曾川自流、岩屋ダム、味噌川ダムであり、長良川河口堰と徳山ダムは導水・取水施設がなく取水不可能である。取水可能な水源による給水可能量は、開発水量では1,606千m³であり、安定供給可能量では、1,066千m³である（名古屋市上下水道局『経済水道委員会資料』2003.12による）。

基準年の2000年以後の需給の動きは、2003年以降は、ついに最大給水量が安定供給可能量の1,066千m³を下回るようになった。つまり、安定供給可能量においても、給水制限をすることなく、現在取水が可能な水源のみで給水が可能であること明確になったのであり、長良川河口堰と徳山ダムは水源として必要性がないこと明らかになった。

第6 結論

以上の通り、愛知用水地域と名古屋市において、安定供給可能量においても、長良川河口堰と徳山ダムを除いた現在供給が可能な水源だけで、2015年の需要に対して供給が可能であることが、2000年から2007年までの需要実績によって明らかになった。

徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大2.3m³/s、名古屋市の水道用水最大1m³/s及び名古屋市の工業用水最大0.7m³/sを導水する本導水路事業は、その必要性がない。

表1 愛知県水道 地域別供給水源内訳(愛知県需給想定調査)

							単位:m3/s	
地域	供給水源	開発水量	供給実力 (近年2/20)	開発水量内訳		備考	供給実力 (近年2/20) 除安定供給	開発水量 除安定供給
愛知用水地域	指定水系内水資源開発施設	10.81	7.79	牧尾ダム	2.594	西三河暫定送水1.756差引後 0.94は安定供給水源0.71 安定供給水源1.63	1.82	2.59
				阿木川ダム	1.102		0.63	1.10
				味噌川ダム	1.013		0.85	1.01
				長良川河口堰	3.800		2.15	2.88
				徳山ダム	2.300			
	自流	0.00	0.00				0.00	0.00
	地下水	0.27	0.27				0.27	0.27
その他	0.00	0.00				0.00	0.00	
その他水系	0.19	0.19				0.19	0.19	
合計	11.27	8.25				5.91	8.03	
	13.03	9.73			西三河暫定送水1.756戻し後	7.39	9.79	
西三河地域	指定水系内水資源開発施設	1.76	1.48	味噌川ダム	1.756	愛知用水から暫定送水	1.48	1.76
	自流	0.00	0.00				0.00	0.00
	地下水	0.00	0.00				0.00	0.00
	その他	0.00	0.00				0.00	0.00
	その他水系内							
	水資源開発施設	4.43	4.43				4.43	4.43
	自流	1.14	1.14				1.14	1.14
地下水	0.87	0.87				0.87	0.87	
合計	8.20	7.92				7.92	8.20	
尾張地域	指定水系内水資源開発施設	11.74	6.58	木曾川総合用弁	7.220	岩屋ダム	3.18	11.74
				長良川河口堰	4.520	安定供給水源		
	自流	0.42	0.42	市町村水源			0.42	0.42
	地下水	1.88	1.88	市町村水源			1.88	1.88
	その他	0.00	0.00				0.00	0.00
	その他水系	0.00	0.00				0.00	0.00
	合計	14.04	8.88				5.48	14.04

愛知県『木曾川水系における水資源開発計画需給想定調査調査票(都市用水) 平成16年3月』『水道用水2-2供給想定水源内訳の設定根拠』より作成

表2 水道用水 実績と愛知県需給想定調査

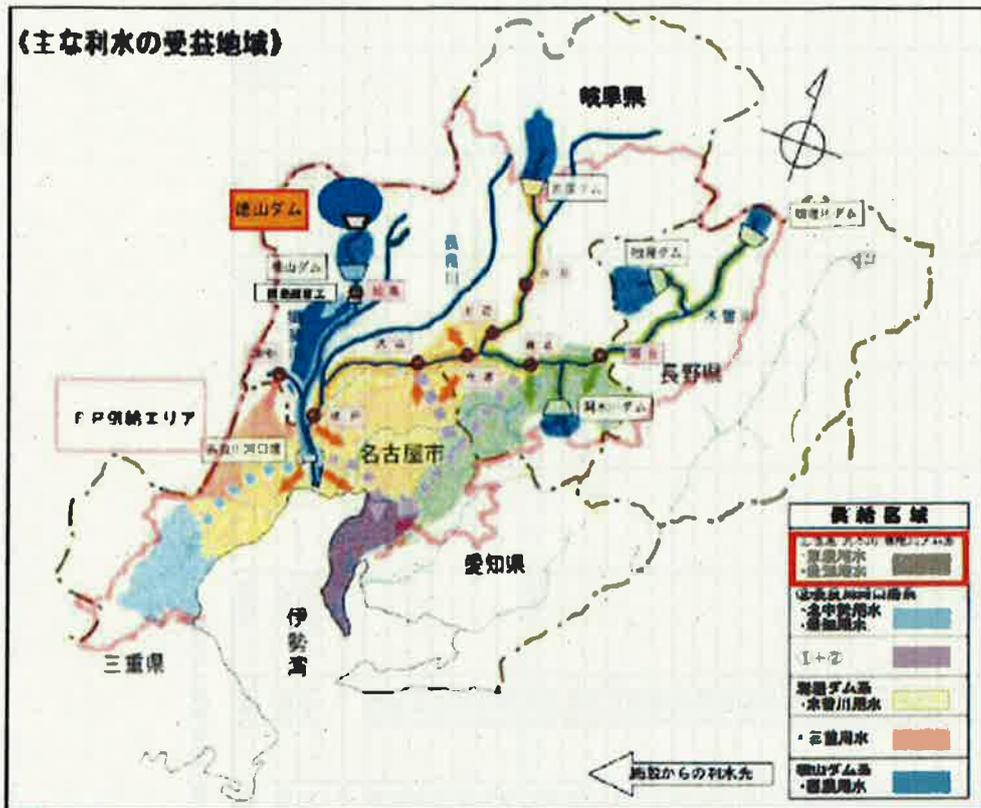
年度 (太字)	給水人口 人	給水量 年間千m ³	有効水量 年間千m ³	給水量 日平均 m ³ *年間値より	給水量 日最大 m ³ *年間値より	1人1日 平均給水量 L	1人1日 最大給水量 L	有効率 *想定は有効率	負荷率 *平均/最大 *年間値	利用量率 給水量/取水 量	平均取水率 m ³ /s	平均取水率 (河川側) m ³ /s	最大取水率 m ³ /s	最大取水率 (河川側) m ³ /s	同左 指定水系開 発施設	同左 地下水その 他
S54	992,352	109,370	96,060	298,825	405,766	301	409	0.878	0.736							
S55(1990)	1,007,632	108,281	95,437	296,660	399,642	294	396	0.881	0.742	0.943						
S56	1,022,992	113,032	100,144	309,677	423,378	303	414	0.886	0.731							
S57	1,035,589	115,584	102,605	316,668	401,841	308	388	0.888	0.788							
S58	1,049,369	121,566	108,517	332,148	441,312	317	421	0.893	0.753							
S59	1,061,784	124,104	112,406	340,011	452,971	320	427	0.906	0.751							
S60(1995)	1,076,380	127,387	115,253	349,005	454,293	324	422	0.905	0.768							
S61	1,089,051	126,646	115,436	346,975	449,717	319	413	0.911	0.772							
S62	1,101,129	130,478	119,001	356,497	454,287	324	413	0.912	0.785							
S63	1,116,409	133,838	123,057	366,679	457,606	328	410	0.919	0.800							
H1	1,127,739	141,197	128,900	386,841	476,554	343	423	0.913	0.811							
H2(1990)	1,141,127	146,648	134,537	401,775	499,237	352	437	0.917	0.805							
H3	1,158,054	149,535	138,007	408,566	508,681	353	439	0.923	0.803							
H4	1,171,137	151,548	141,273	415,200	517,068	355	442	0.932	0.817							
H5	1,182,599	151,661	140,989	415,510	501,772	351	437	0.930	0.804							
H6	1,196,942	142,821	133,522	391,290	484,876	327	405	0.935	0.807							
H7(1995)	1,205,720	148,918	138,097	406,880	516,137	337	428	0.927	0.788							
H8	1,217,021	151,844	141,692	416,011	504,344	342	414	0.933	0.826							
H9	1,229,420	154,461	144,421	423,181	507,244	344	413	0.935	0.834							
H10	1,248,013	156,564	146,641	428,942	515,863	344	413	0.937	0.832							
H11	1,258,365	157,622	147,699	430,661	507,633	342	403	0.937	0.848							
H12(2000)	1,267,008	159,095	150,047	435,877	503,530	344	413	0.943	0.834	0.996						
H13	1,278,953	158,756	150,399	434,948	506,027	340	411	0.947	0.826							
H14	1,290,320	158,907	150,810	435,362	503,713	337	405	0.949	0.833							
H15	1,301,584	158,735	150,106	433,702	487,795	333	389	0.948	0.857							
H16	1,316,601	159,707	152,541	437,553	504,120	332	397	0.955	0.837							
H17(2005)	1,281,490			431,349	501,883	337	392	0.957	0.859							
H18	1,294,340			430,349	501,390	332	387	0.951	0.858							
H19	1,308,390			434,248	495,221	332	378	0.952	0.876							
[勘定]																
H12要精需要	1,267,000			436,200	521,000	344	521	0.926	0.837	0.994	5.07	5.30	6.53	6.79	6.33	0.46
H27想定需要	1,404,100			489,900	616,600	349	617	0.936	0.795	0.906	6.26	6.55	7.88	8.25	7.79	0.46
供給 開発水量																
供給 近年2/20																
H27需要修正				437,800	528,500				0.828	0.996	5.09	5.33	6.14	6.43	5.97	0.46
供給 開発水量 修正 (-安定供給+西三河送水)					804,600					0.996						
供給 近年2/20 修正1 (-安定供給+西三河送水)					611,800					0.996						
供給 近年2/20 修正2 (-安定供給+西三河送水修正)					537,800					0.996						
愛知県木曾川水系における水資源開発計画需給想定調査(都市用水) 平成16年3月、「愛知県の水道(水道年報)」各年度版より作成										0.996			6.25	6.50	6.04	0.46

② 西三河地域・水道用水 実績と2004年木曾川水系フルプランの想定

年度 (太子暦)	給水人口 人	給水量 年間千m ³	有効水量 年間千m ³	給水量 日平均 m ³ *年間値より	給水量 日最大 m ³ *年間値	1人1日 平均給水量 L	1人1日 最大給水量 L	有効率 *抄定は者取率	負荷率 平均/最大 *年間値取率	利用効率 給水量/取水 量	平均取水 量 m ³ /s (河川地点)	最大取水 量 m ³ /s	最大取水 量 (河川地点) m ³ /s	向左 指定水系間 差高段	同左 その他水系
S54	905,686	104,751	91,035	286,205	379,604	316	419	0.869	0.754						
S55(1980)	923,564	104,975	91,176	287,603	383,995	311	416	0.869	0.748	0.999					
S56	940,576	110,288	95,330	302,159	403,294	321	429	0.864	0.749						
S57	957,792	111,389	97,364	305,175	410,686	319	387	0.874	0.823						
S58	977,235	118,924	103,981	324,929	421,963	332	432	0.874	0.769						
S59	989,486	122,301	108,799	335,071	433,141	339	438	0.890	0.774						
S60(1985)	1,005,606	125,964	112,701	345,107	443,110	343	441	0.895	0.779						
S61	1,020,603	127,518	115,877	349,364	437,654	342	429	0.909	0.797						
S62	1,034,380	131,366	120,048	358,923	452,547	347	438	0.914	0.792						
S63	1,048,621	135,394	124,354	370,942	463,089	354	442	0.918	0.801						
H1	1,062,155	141,028	129,072	386,378	473,537	364	446	0.915	0.816						
H2(1990)	1,079,929	148,347	136,449	406,430	507,541	376	470	0.920	0.801						
H3	1,099,394	152,031	139,984	415,385	518,722	378	472	0.921	0.801						
H4	1,111,288	153,199	141,970	419,723	518,151	378	466	0.927	0.809						
H5	1,116,276	148,151	138,477	405,893	484,793	364	464	0.935	0.784						
H6	1,124,099	144,593	134,561	396,145	457,209	352	407	0.931	0.866						
H7(1995)	1,125,500	149,791	139,219	409,265	507,123	364	451	0.929	0.807						
H8	1,135,178	150,953	140,983	413,570	497,900	364	439	0.934	0.829						
H9	1,145,866	154,075	143,412	422,123	496,261	368	433	0.931	0.851						
H10	1,153,807	155,163	144,365	425,104	514,552	368	448	0.930	0.826						
H11	1,161,046	153,961	144,030	420,658	491,365	362	423	0.935	0.856						
H12(2000)	1,164,392	154,083	144,866	422,145	500,621	363	430	0.941	0.843	0.959					
H13	1,178,657	152,648	144,744	418,214	504,778	355	428	0.948	0.829						
H14	1,189,315	152,605	144,532	418,096	499,181	352	420	0.947	0.838						
H15	1,199,716	151,877	143,953	414,964	476,858	346	397	0.948	0.870						
H16	1,213,465	153,172	145,994	419,649	491,788	346	405	0.953	0.853						
H17(2005)	1,281,072	160,305	152,117	439,192	501,468	343	391	0.949	0.876						
H18	1,297,494	161,618	153,030	442,789	514,066	341	386	0.947	0.861						
H19	1,310,635	162,394	153,692	444,915	503,107	339	384	0.946	0.883						
[想定]															
H12実績需要	1,182,600			428,200	507,800	362		0.923	0.843	0.958	5.17	6.13	6.40		
H27想定需要	1,246,900			477,200	591,400	383		0.930	0.807	0.927	5.96	7.38	7.76	1.32	6.44
H27需要修正1 (西三河H12供給可能量)					(871,000)									0.00	
H27需要修正2 (西三河供給不足量)					477,200	383		0.930	0.826	0.959	5.30	6.97	7.33	0.89	6.44

* [想定] の H27 需要修正 1 (西三河 H27 供給可能量) の給水量日最大は供給量である。
愛知県「木曾川水系における水資源開発計画需給想定調査調査票(都市用水) 平成16年3月」『愛知県の水道(水道年報)』各年度版より作成

図1 木曾川水系の水資源開発施設と供給地域



国土交通省中部地方整備局『第6回木曾川水系流域委員資料-3』に加筆

図2 水道用水(実績と愛知県需給想定調査)

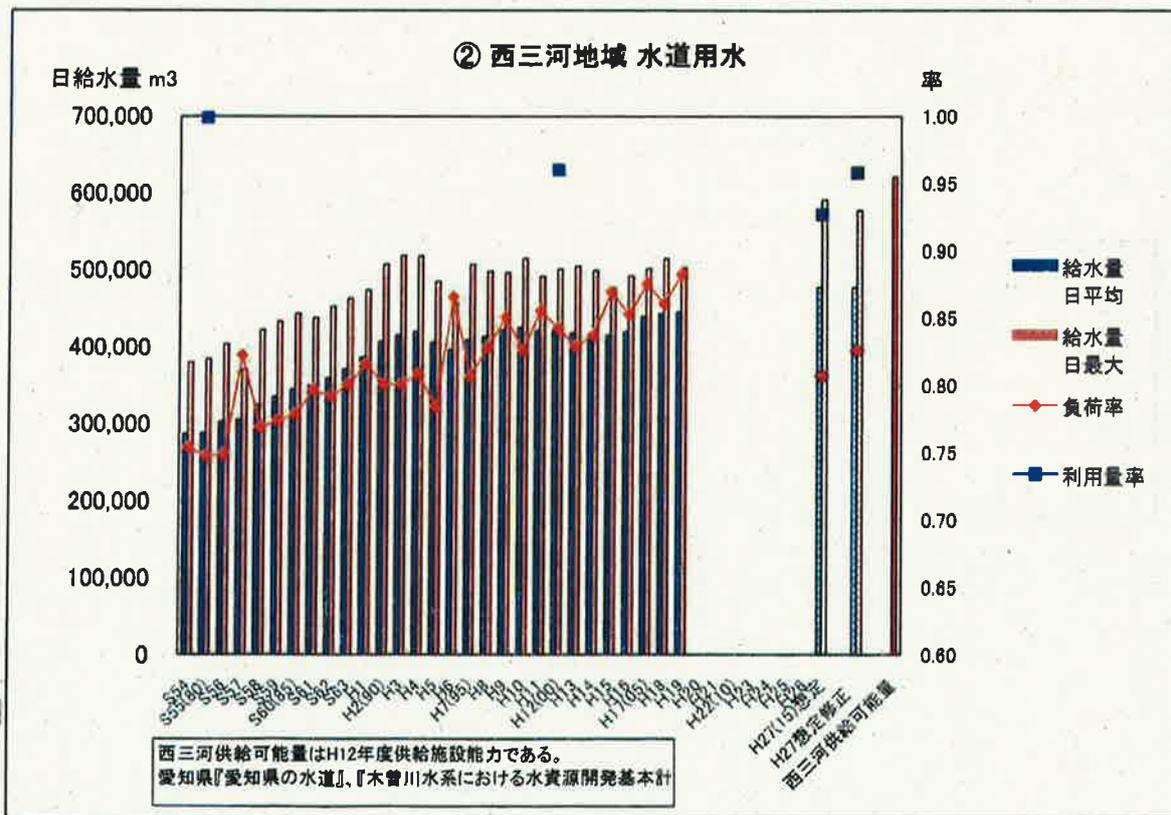
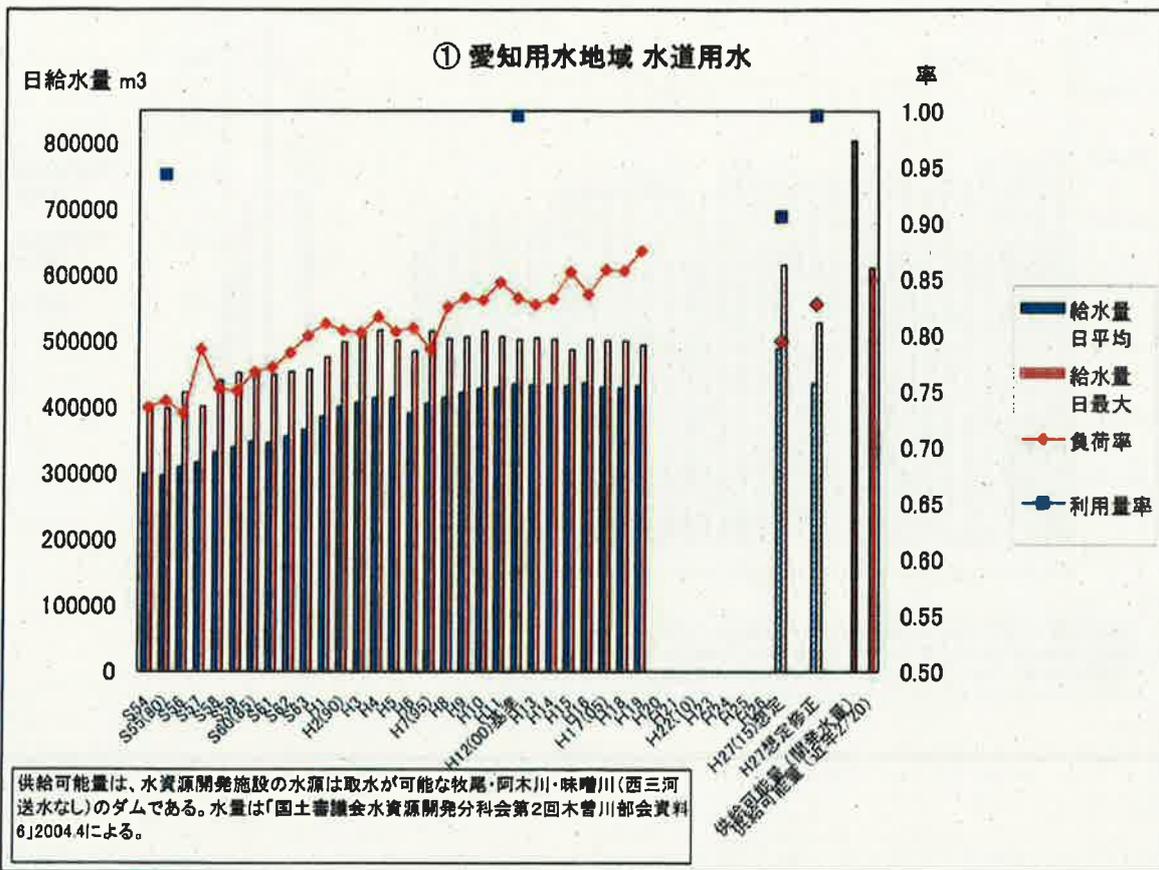
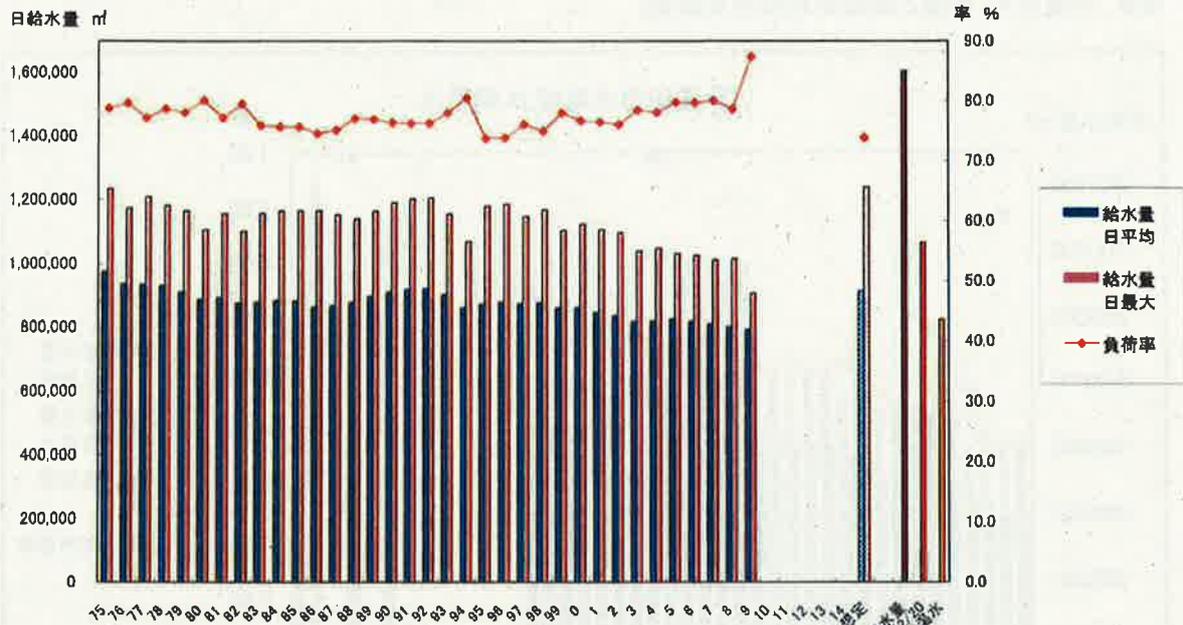


図3 名古屋市 水道用水



給水可能量の水源地は、取水が可能な木曾川自派、岩屋ダム、味噌川ダムである。
 給水可能量の水量は、名古屋市上下水道局『経済水道委員会資料』2003.12による。
 愛知県『愛知県の水道』、『木曾川水系水資源開発計画需給想定調査調査票』2004.3より作成。

15(0427)地区
 給水可能量 調査対象
 給水可能量 調査対象
 給水可能量 調査対象



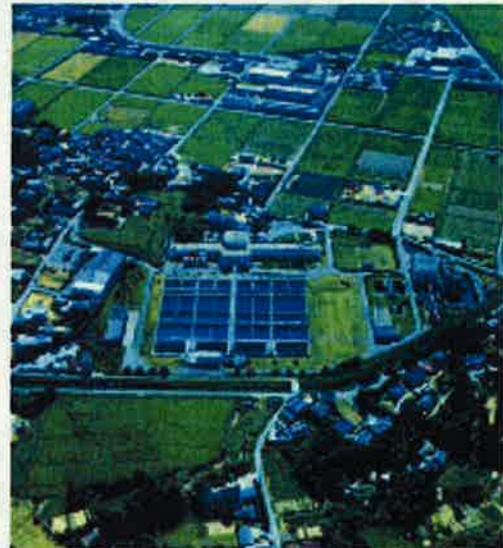
●西三河地域

各城市、豊田市を以て中心とする大作川沿線の西三河地域が対象です。名古屋市の人口増加による人口増加に伴って、市内各工業団地等でも、水道用水の需要が高くなり、水源の確保、水道施設の拡充が急務となってきました。このため県は、大作川を水源として西三河水道用

水供給事業を実施することとし、昭和12年からの専用施設建設に着手して、昭和15年に朝日浄水場から、昭和17年に豊田浄水場から一部給水を開始いたしました。現在、1日給水能力は供給能力が230千m³です。



豊田浄水場



朝日浄水場

名称	所在地・電話番号	現在給水能力	完成時給水能力	給水対象
西三河水道事業	豊田浄水場 〒470-0943 豊田市浄水町翠山62 TEL (0565) 45-1500	m ³ /日 231,000	m ³ /日 231,000	岡崎市、豊田市、豊田市、安城市、知立市、朝日町、豊田中區水道企業団(三好町)、岡尾村(岡尾町) 会、岡尾市、一色町、吉良町、幡豆町)
	朝日浄水場 〒444-0104 朝日町朝日町大字朝日字清水23-4 TEL (0564) 62-1490	m ³ /日 89,000	m ³ /日 89,000	
計	—	320,000	320,000	5市、1町、1企業団、1町(協議)

12

愛知県企業庁『豊かな暮らしを支える県営水道』より

河川維持流量検討書

木曾川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のうちの成戸地点より下流における河川維持流量は、動植物の生息・生育等の河川環境のための流量とされ、ヤマトシジミの生息を目的および根拠にして、木曾川水系河川整備基本方針では50 m³/s、本導水路事業の根拠となる木曾川水系河川整備計画では40 m³/sと定められているが、これはヤマトシジミの生息とは何の関係もなく河川維持流量として科学的な根拠が全くなく、また上記流量は河川維持流量とはなり得ないものである。

目 次

第1 ヤマトシジミの生息のための50や40 m ³ /sの科学的根拠の欠如	1
1 根拠資料からは塩化物イオン濃度11,600 mg/L以下にならない	1
2 根拠資料のいうヤマトシジミの生存限界には科学的根拠がない	5
3 河川維持流量の50や40 m ³ /sはヤマトシジミの生存に関わるものでない	6
4 小括	8
第2 木曾川水系流域委員会でヤマトシジミは根拠にならないとされている	9

第1 ヤマトシジミの生息のための50や40 m³/sの科学的根拠の欠如

木曾川の成戸地点より下流の河川環境としてヤマトシジミの生息のために必要な流量の根拠となっている『木曾川水系河川整備基本方針（案）流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する説明資料（案）[木曾川編]』（以下「木曾川水系河川整備基本方針説明資料」という）からは、50 m³/sあるいは40 m³/sの流量では塩化物イオン濃度11,600 mg/L以下にすることはできない。また、そもそも、木曾成戸地点より下流50 m³/sあるいは40 m³/sの流量は、ヤマトシジミの生存限界とは関係がなく、また何の科学的な根拠もないもので、河川維持流量の根拠とならず、河川維持流量とはできない。

1 根拠資料からは塩化物イオン濃度11,600 mg/L以下にならない

根拠資料の木曾川水系河川整備基本方針説明資料からは、50 m³/sや40 m³/sでは、塩化物イオン濃度11,600 mg/L以下にならない。

(1) 河川維持流量の科学的、実証的な根拠による決定作業の実施

1997(平成9)年改正河川法のもとの河川整備基本方針や河川整備計画においては、河川維持流量は従前の「歴史的経緯」のような曖昧で客観性も科学的実証性もないものによることはできず、科学的な根拠に基づいて決定されなければならない。木曾川水系河川整備基本方針および河川整備計画においては、河口から木曾川大堰地点(木曾成戸地点)における河川維持流量を、従前の木曾川大堰の利水上制限流量流量50 m³/sのような曖昧で客観性も科学的実証性もないものでなく、この50 m³/sの検証を含めて、科学的、客観的に根拠付けられた流量にするため、ヤマトシジミの生存に必要な流量によって検討がなされた。

(2) 木曾川水系河川整備基本方針説明資料に対する根本的な疑問

(ア) 木曾川水系河川整備基本方針では、木曾川においては今渡地点の正常流量を定め

ているが、そのうちの河口から成戸地点（木曾川大堰地点）の間の河川維持流量は、乙46『木曾川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料（案）』（以下「木曾川水系河川整備基本方針資料」という）p39～41により、動植物の生息または生育のために必要な流量であり、感潮域における代表種（シジミ（原告代理人注・「シジミ」は科名であり、種としては汽水域に生息するヤマトシジミである））の生息・産卵に必要な流量を算出すると、木曾川大堰下流で約50 m³/s となるとされている。

この根拠となっているのが木曾川水系河川整備基本方針説明資料で、河川維持流量である「動植物の生息地または生育地の状況」からの必要流量は魚介類の生息条件を満足する流量として設定するものとし、河口から木曾川大堰の区間については、ヤマトシジミを対象に、瀕死（意見人注・斃死の誤記であろう）が起こらない流量を設定するものとしたとされている。

(イ) 木曾川水系河川整備基本方針正常流量説明資料 p14では、木曾成戸地点より下流における流水正常機能の維持に必要な流量は50 m³/sとされている。

しかし、その根拠となっている同頁「図2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量」（図1）において、木曾川大堰放流量と13.8km地点における「ヤマトシジミが生存できる限界の塩化物イオン濃度11,600 mg/L」の交点として明記されているのは57 m³/sである。したがって上記した50 m³/sでは、図1に描かれた57 m³/sを線上にする右下がり斜め直線に従えば、ヤマトシジミが生存できる限界という塩化物イオン濃度を下回り、ヤマトシジミは斃死する結果となってしまう。

図1 木曾川大堰放流量と塩化物イオン濃度

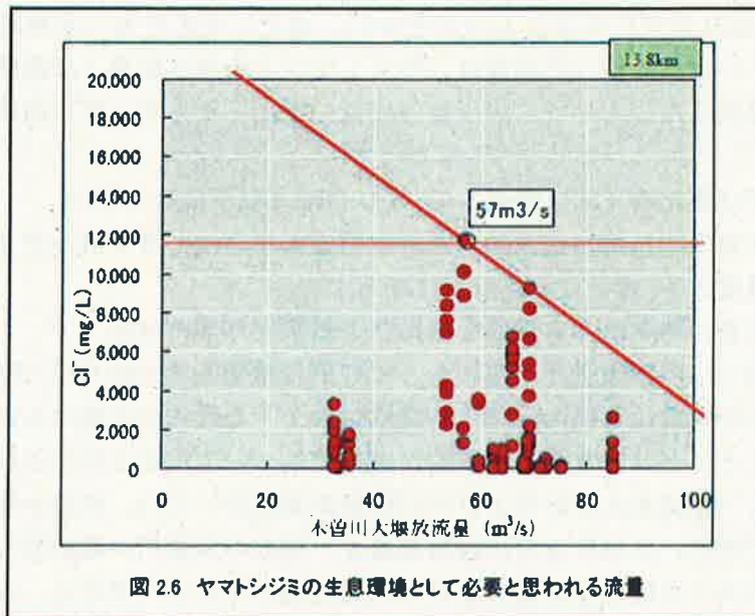


図2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量

国土交通省『木曾川水系河川整備基本方針（案）流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する説明資料（案）[木曾川編]』より

(ウ) (a) また、同頁では、塩化物イオン濃度と流量の関係式を作成し（同頁図2.6（図

1) の右下がりの直線のような)、ヤマトシジミが生存できる限界の塩化物イオン濃度 11,600 mg/L を上回らないのに必要な流量は概ね 50 m³/s 以上であることを確認したとしている。

(b) しかし、図1 (同頁図2.6) では、①単に観測値の点のうちの60 m³/s付近と70 m³/s付近の塩化物イオンの最大値を結んだ直線と、②塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lの直線とが交わる点が57 m³/sとしているだけであって、およそ点群の「関係式」と呼べるものではなく、また、ヤマトシジミの生存限界とは何ら関わらない。それにもかかわらず、同頁の図に基づく説明では、「ヤマトシジミが生存できる限界の塩化物イオン濃度」としてヤマトシジミの生存可能性に言及し、塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lの直線を引き、ヤマトシジミの生存のためにはこれを上回らないことが必要としており、全く科学的根拠に乏しい結論を導いている。

以下では、この二つの直線の基本的問題点につき、さらに詳述する。

(c) まず、図1の斜めに引かれた①の直線は、単に60 m³/s付近と70 m³/s付近の塩化物イオン濃度の最大値を直線で結んで、直線下に全ての観測値を包摂するようになるようにしたという意味しかない。このため、別の流量での塩化物イオン濃度の最大値を結んだ全ての観測値を包摂する直線もできてしまう。例えば、70 m³/s付近の塩化物イオン濃度が最大になる点と85 m³/s付近の塩化物イオン濃度が最大になる点とを直線で結ぶことで、同じように全ての観測結果を包摂する別の直線を引くことができてしまう。したがって、線の引き方次第で、塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lの線と交わる点を意図的に調整できてしまうのである。図1の①の斜めに引かれた直線はこの程度のものに過ぎない。

(d) さらに、より重要なこととして、図1からは、塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lがヤマトシジミの生存限界であるということを読み取ることはできない。むしろ、その前提として、ヤマトシジミの生存限界が塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lであることが科学的に別途証明されていて初めて、塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lのところ引いた②の直線が生存限界を示すものとして意味を持ち、それによってこの図もヤマトシジミの生存可能性と関連する図となるのである。

木曾川水系河川整備基本方針正常流量説明資料 p 13 では、「ヤマトシジミの瀕死 (原告代理人注・斃死の誤記であろう、以下同じ) が起こる原因に関する知見から、瀕死に最も影響する要因は塩素イオン濃度であり、その限界値は概ね11,600 mg/L であることが推測されている。よって、塩素イオン濃度11,600 mg/L を上回らないのに必要最低限度の流量を必要水理条件とする。」と記述されているだけで、ヤマトシジミの斃死の原因、その斃死と塩素イオン濃度との関係について、これまでの科学的知見の内容は何も明らかにされていない。

(e) 以上の通り、木曾川水系河川整備基本方針正常流量説明資料 p 14 図2.6 (図1) では「流量と塩化物イオン濃度の関係式」などとはおよそいえない。また、塩化物イオン濃度 11,600 mg/Lがヤマトシジミの生存限界であるということの科学的根拠は何ら明らかにされていない。したがって、同図からヤマトシジミの生息のために必要な流量を50 m³/sとすることは、全く科学的根拠のない

独断に過ぎない。

- (エ) 以上より、木曾成戸地点より下流の河川環境としてヤマトシジミの生息のために必要な流量の根拠となっている木曾川水系河川整備基本方針正常流量説明資料（乙47）p14図2.6（図1）からは、①50 m³/sでは、ヤマトシジミが生存できるという限界濃度を下回り、ヤマトシジミは斃死する結果となってしまう。また、②そもそも塩化物イオン濃度11,600 mg/Lがヤマトシジミの生息限界であるかがわからず、かつ③図上に記載が全くない流量50 m³/sはおろか、たとえ図上に記載された流量57 m³/sであっても、ヤマトシジミの生存がそれによって確保されるかについては科学的根拠が何ら明らかになっていないのである。

したがって、木曾成戸地点より下流におけるヤマトシジミの生息のための河川環境としての流量が50 m³/sであるとするのは、同図からは全く科学的に根拠付けられていない。

- (3) 本件導水路事業を根拠付けている木曾川水系河川整備計画の40 m³/sは、河川整備基本方針での50 m³/sを下回り、さらに意味がない流量であること

- (ア) そもそも河川整備基本方針は、河川法16条1項より、河川管理者が管理する河川について定める計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めるものである。

これに対し、河川整備計画は、河川法16条の2第1項より、河川管理者が定める河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間についての当該河川の整備に関する計画である。

したがって、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って、これを前提として策定されるものである。

- (イ) 木曾川水系河川整備基本方針では、木曾川の正常流量は、成戸地点より下流における河川維持流量50 m³/sを含んで定められている。木曾成戸地点より下流における河川維持流量50 m³/sの根拠は、上記のように木曾川水系河川整備基本方針正常流量説明資料p14において、A区間（河口から木曾川大堰地点（木曾成戸地点）までの区間）の必要流量について、ヤマトシジミが生存できる限界の塩化物イオン濃度11,600 mg/Lを上回らないのに必要な流量は50 m³/s以上であるとしていることである。

しかし、これに対して木曾川水系河川整備計画では、乙8 p2-8で、流水の正常な機能については、動植物の生息・生育等の河川環境、つまりヤマトシジミの生息に必要な河川環境のための流量として、木曾成戸地点において40 m³/sの流量を確保するとしている（それも、1/10規模の渇水時だけでなく、異常渇水時（1994年渇水相当）においても本件導水路により40 m³/sの流量を確保するとしている）。これは、木曾川水系河川整備計画が前提としている木曾川水系河川整備基本方針で動植物の生息・生育としてヤマトシジミの生存のために50 m³/sとされているにもかかわらず、同じ目的のために必要な流量であるのに、特段の科学的根拠もなく突然に流量を減少させたものである。

したがって、木曾川水系河川整備基本方針が木曾成戸地点より下流の河川維持流量としている50 m³/sが、ヤマトシジミの生存のために本当に必要な流量であるな

らば、これを下回る $40 \text{ m}^3/\text{s}$ ではヤマトシジミが生存できないことになる。そのうえ、上記(1)で述べたように、木曾川水系河川整備基本方針の根拠となる木曾川水系河川整備基本方針説明資料では、図1のようにヤマトシジミの生存限界とする塩化物イオン濃度 $11,600 \text{ mg/L}$ となる流量は $57 \text{ m}^3/\text{s}$ とされており、 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ でもこれを下回っているのであり、それが正しければヤマトシジミは生存できないことになる。木曾川水系河川整備計画が、木曾川水系河川整備基本方針と同じく木曾成戸地点より下流の河川維持流量がヤマトシジミの生存のためのものであれば、 $40 \text{ m}^3/\text{s}$ を河川維持流量とできないことは明らかであり、また $40 \text{ m}^3/\text{s}$ は確保流量として何の意味もない。そして、木曾川水系河川整備基本計画では、ヤマトシジミとは別の生物種を対象にして、その生息を目的および根拠とすることは何もなされていないので、 $40 \text{ m}^3/\text{s}$ を河川維持流量として根拠付けるものは何もない。

結局、木曾川水系河川整備計画が木曾成戸地点より下流の河川維持流量を $40 \text{ m}^3/\text{s}$ としていることは、実は、同区間の河川維持流量の唯一の根拠といえるヤマトシジミの生息は同区間の河川維持流量には何ら関係がないことを自ら示しているのである。

- (4) 以上より、木曾川水系河川整備基本方針の $50 \text{ m}^3/\text{s}$ は、それを下回る本件導水路事業の根拠となっている木曾川水系河川整備計画の $40 \text{ m}^3/\text{s}$ はなおさら、ヤマトシジミの生存に何ら関係がないもので、木曾成戸地点より下流の河川維持流量として何ら根拠のない流量であることは明らかである。

2 根拠資料のいうヤマトシジミの生存限界には科学的根拠がない

根拠資料の木曾川水系河川整備基本方針説明資料では、河口から木曾成戸地点までの河川維持流量の設定の前提として、塩化物イオン濃度 $11,600 \text{ mg/L}$ がヤマトシジミの生存限界とされているが、その科学的根拠が存在しない。

- (1) 木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14 の図2.6では、木曾川 13.8 km の地点において、平成17年5月～平成18年3月に行われた25回の塩化物イオン濃度の観測結果で $11,600 \text{ mg/L}$ になった時の木曾川大堰放流量（＝木曾成戸地点流量）が $57 \text{ m}^3/\text{s}$ であったとされ、同図を河川維持流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ の根拠としている。そうすると、同図が真に河川維持流量 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ の根拠となるためには、1(1)(ウ)でも述べたとおり、前提条件として $11,600 \text{ mg/L}$ がヤマトシジミの生存限界であることが科学的に証明される必要がある。

- (2) しかし、塩化物イオン濃度 $11,600 \text{ mg/L}$ をヤマトシジミの生存限界として、それを上回らないようにする条件設定は間違っている。

なぜなら、ヤマトシジミは塩化物イオン濃度 $11,600 \text{ mg/L}$ ですぐに斃死せず、長期間にわたって高塩分水に曝されたときにはじめて斃死が始まるからである。これまでのヤマトシジミの塩分耐性に関する実験結果によれば、塩化物イオン濃度 $5,600 \text{ mg/L}$ （塩分 10.1% ）では30日間連続で致死0、塩化物イオン濃度 $11,200 \text{ mg/L}$ （塩分 20.2% ）では30日間連続で85%致死、塩化物イオン濃度 $16,700 \text{ mg/L}$ （塩分 30.3% ）では8日間連続で半数致死であった（ 「ヤマトシジミの塩分耐性について」）。また、塩化物イオン濃度 $16,000 \text{ mg/L}$ の塩水で3日間飼育しても死亡は0という実験結果もある。実際にも、木曾川を始

めとする木曾三川下流は、しばしば塩化物イオン濃度15,000 mg/L以上の高塩分水が遡上しているが、それでもヤマトシジミの高密度生息域でありヤマトシジミの生息は維持されている(『長良川河口堰調査報告書 平成7年7月』p 6-95~98)。これらの実験結果や生息実態があってもなお塩化物イオン濃度11,600 mg/Lをヤマトシジミの生存限界とすることにこだわるのであれば、木曾三川下流の感潮域の塩分濃度は日々大きく変動しているから、少なくとも塩化物イオン濃度11,600 mg/Lの継続時間、すなわちヤマトシジミの生存ができる時間を科学的根拠に基づいて明らかにする必要があるが、それも明らかになっていない。

さらに、木曾川の汽水環境は、今では、木曾川大堰供用開始後約30年間における木曾川大堰の利水上取水制限流量50 m³/sによる一連の堰操作により形成されてきているが、この間には渇水時、さらには異常渇水時も含まれ、木曾成戸地点流量はしばしば50 m³/sを下回り、0 m³/sとなった時期があるのである。1994(平成6)年の異常渇水時には木曾成戸地点流量が50 m³/sを下回り0 m³/sとなったときがあったが、13.8 km地点はもちろんその他の地点でも、ヤマトシジミは高密度に生息しておりその生息に影響はなかった(『長良川河口堰調査報告書 平成7年7月』p 6-95~98)。この渇水時のヤマトシジミの生存に影響がなかったことの分析をすることなしに、ヤマトシジミの生息のために一定以上の塩化物イオン濃度の維持が必要であるとする科学的根拠は極めて薄弱である。

- (3) 以上より、結局、塩化物イオン濃度11,600 mg/Lをヤマトシジミの生存限界とする科学的根拠は存在しない。

そうすると、塩化物イオン濃度11,600 mg/Lが生存限界であることが科学的に証明されたという前提を欠く以上、木曾川水系河川整備基本方針説明資料p 14の図2.6(図1)により、木曾川大堰より下流がヤマトシジミの生存限界であるとする塩化物イオン濃度11,600 mg/Lとなる流量を求めて、その流量を河川維持流量とすることは、塩化物イオン濃度11,600 mg/Lがヤマトシジミの生存限界であることが科学的に証明されて初めて可能なのであるから、木曾川水系河川整備基本方針の50 m³/sも木曾川水系河川整備計画の40 m³/s、いずれも何の科学的根拠を持たないものである。

- 3 河川維持流量の50や40 m³/sはヤマトシジミの生存に関わるものでない

木曾成戸地点より下流の河川維持流量50 m³/sあるいは40 m³/sは、そもそもヤマトシジミの生存に関わる流量ではなく、最初から根拠なく設定されたものである。

- (1) より河口近い塩化物イオン濃度を考慮していない

たとえ50 m³/sの流量があっても、13.8 km地点よりもさらに下流の河口に至るまで塩化物イオン濃度11,600 mg/L以下を確保することはできない。

なぜなら、13.8 km地点より下流の河口付近でもヤマトシジミは生息しているが(甲20 p 6-95~98)、13.8 km地点の調査結果だけから設定された維持流量では、そこより下流において「ヤマトシジミの生存限界である塩化物イオン濃度11,600 mg/Lを上回らない」という条件を満足できないからである。例えば、8.2 km地点では、「ヤマトシジミの生存限界である塩化物イオン濃度11,600 mg/L」となる流量は98 m³/s以上であることが木曾三川下流部環境管理基本方針検討業務報

告書で明らかになっている。しかし、これらの結果は木曾川水系河川整備基本方針説明資料では全く触れられていない。

(2) 塩水楔の発生を考慮していない

(7) 木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14 の図2.6では、ヤマトシジミの生息可能な塩化物イオン濃度を述べるにあたって、本来感潮域（汽水域）においては塩水楔が発生し、それが高濃度の塩化物イオン濃度をもちたらず場合をしばしば生じさせているにも関わらず、そのことを全く考慮していない。そしてその結果、ヤマトシジミの生息可能な塩化物イオン濃度や、その塩化物イオン濃度を解消するために流す必要がある流量を、全く算定できていない。

(4) 木曾川最下流の河川水（淡水）と海水（塩水）が混じり合う感潮域（汽水域）は、ヤマトシジミの高密度生息域である。この感潮域での河川水と海水の混合形態は一樣でなく、月齢によって生じる潮位・干満潮位差とそのときの河川流量によって変化し、強混合、弱混合とその中間形態が繰り返されている。

ここでいう強混合は、潮位と干満潮位差が最も大きくなる大潮時（朔望月）に発生し、河川水と海水が強く混じり合って、水深方向の表層と底層との塩化物イオン濃度差が小さく、河川縦断方向の塩化物イオン濃度差が大きくなる形態のものである。強混合のとき、河川流量が少ないと満潮時には上流まで高塩分濃度域となる。

これに対し、弱混合は小潮（上下弦月）の2、3日後に発生し、河川水と海水があまり混じり合わず、密度の大きい海水が下層を河口から上流へと楔状に遡上し、その上を密度の小さい河川水が塩水と混じり合わずに河口に流下していく形態である。弱混合では河川縦断方向の同じ水深での下流と上流のヨコの塩化物イオン濃度差が小さくて、水深方向の表層と底層とのタテの塩化物イオン濃度差が大きく、塩水が下層を楔状に遡上することから「塩水楔形成時」と呼ばれている。弱混合では、河床の塩分濃度が上流まで海水（塩化物イオン濃度18,000～19,000 mg/L）に近い高い値になり、かつ最も上流まで塩分濃度が高くなる。

また、強混合、弱混合とも、程度の差はあるが塩水の遡上距離は干満に応じて上下する。

以上より、ヤマトシジミの高密度生息域である河川感潮域の塩分濃度は、月齢と干満に応じて毎月および毎日周期的に変化しており、また一般に水深が深いほど塩分濃度は高くなるから、弱混合時等に河床の塩化物イオン濃度が15,000 mg/L以上となるのはしばしばある。しかし、それにもかかわらず、ヤマトシジミは影響を受けずに高密度に生息しているのである。

(ウ) 上記木曾三川下流部環境管理基本方針検討業務報告書における塩化物イオン濃度の観測は、大潮、中潮、小潮において行われており、塩水楔が形成され塩化物イオン濃度が最も高くなる小潮の2、3日後（長潮、若潮時）が除かれているため、観測結果は実際よりも1,000～2,000 mg/L低い塩化物イオン濃度を把握できずにすぎない。

(エ) また、上記木曾三川下流部環境管理基本方針検討業務報告書における塩化物イオン濃度の観測は水深3 mまでしか行われておらず、ヤマトシジミが生息している河床（13.8 km地点では水深6 m程度）での観測は行われていない。一般に水深が

深いほど、塩分濃度は高いので、上記観測結果は塩分濃度の過小評価になってしま
うことになる。

このような初歩的な間違いは、汽水湖（宍道湖）における手法を条件の異なる木
曾三川感潮域で用いたために生じたと考えられる。上記木曾三川下流部環境管理基
本方針検討業務報告書によれば、「宍道湖は湖であり湖盆部（河床に相当）に有機
物の泥が堆積している。木曾川、揖斐川に有機物の泥が堆積しているかは調査結果
が入手できていないので不明であるが、シジミの生息帯としては水際部が適してい
ることは問題ないと判断した」とされており、河床部分の観測が全く除外されてい
る。したがって、観測された塩化物イオン濃度は、ヤマトシジミが生息している河
床での実際の塩化物イオン濃度より明らかに過小なものである。

(3) 50 m³/s以下のような流量では塩化物イオン濃度を低下できない

さらに、木曾川において塩水楔が河川水によって破壊されて塩化物イオン濃度が低
下するのは、過去の国土交通省・水資源機構による長良川河口堰モニタリング調査で
の流量・塩化物イオン濃度の観測結果から、木曾成戸地点の流量がおおよそ700 m³
/sを上回ったときからであって、50 m³/sを上回ったときからではない。

木曾成戸地点より下流に50 m³/sさらにそれよりも少ない40や20 m³/sを流して
も、塩水楔を破壊して塩分濃度を下げることが到底できないのである。実際にも、木
曾成戸地点流量が50 m³/sに増え、さらに100～200 m³/sに増えても、8.7 km
地点の塩化物イオン濃度は15、000 mg/L以上に増加している。

したがって、50 m³/sを流しても塩化物イオン濃度が十分に下がらない以上、50
m³/sをヤマトシジミの生存のために必要な流量とはいえず、50 m³/sはヤマトシジミ
の生息確保に関わるものではない。

4 小括

(1) 木曾成戸地点より下流の河川環境としてヤマトシジミの生息のために必要な流量と
して、河川維持流量が木曾川水系河川整備基本方針では50 m³/s、木曾川水系河川整
備計画の40 m³/sが定められている。

しかし、そもそもヤマトシジミの生存限界の塩化物イオン濃度が11,600 mg/L
以下であることには何の科学的根拠がない。そのうえ、木曾成戸地点より下流におい
て、塩化物イオン濃度11,600 mg/L以下とするための流量として50 m³/sが必要
であることの科学的根拠もないことは明らかである。木曾成戸地点より下流の河川維
持流量50 m³/sは、おおよそヤマトシジミの生存とは関係がないものであり、根拠な
く最初から設定されたものである。

したがって、このような流量は、河川維持流量の根拠とならず、その目的流量とは
できないものである。

(2) ヤマトシジミが、塩素イオン濃度11,600 mg/Lを超えても斃死せず生存できる
なら、また、木曾川大堰下流において、流量が50 m³/sや40 m³/sを下回っても、あ
るいは塩素イオン濃度が11,600 mg/Lを上回っても斃死せず生存しているなら、
河口から木曾川大堰地点（木曾成戸地点）の河川維持流量としては、ヤマトシジミの
生息のために50 m³/sあるいは40 m³/sは必要でなく、もっと小さい流量でよいこと
になる。特に、河川維持流量が利水上制限流量や確保流量となっていると、不足水補

給のためのダム等の水源施設が必要となるので、目的のための最小限界流量として科学的に根拠付けられたもっと小さい流量でなければならないのである。

歴史的経緯により河川維持流量として利水上の取水制限流量となっている従前の50 m³/sは当初から批判されていたように過大なものであることが、改めて明らかになり、河川維持流量としてはもっと小さな値にすべきことになる。木曾川大堰（成戸地点）下流の河川維持流量は利水上の制限流量となっているので、これが50 m³/sよりもっと小さくなれば、木曾川大堰上流での木曾川総合用水等のダム依存水利は、河川自流の取水制限を大幅に緩和されて、河川自流の取水が可能となり、利水安全度が一挙に高まるのである。

第2 木曾川水系流域委員会でヤマトシジミは根拠にならないとされている

木曾川水系流域委員会では、木曾川水系河川整備基本方針で、13.8 km地点塩化物イオン濃度と木曾川大堰放流量の図からヤマトシジミの生存限界であるとする塩素イオン濃度11,600 mg/Lの流量は50 m³/sとして、木曾成戸地点より下流の河川維持流量を50 m³/sと定めている点について、専門家から科学的根拠に基づかないことが厳しく追及され、それに対し事務局は納得のいく説明ができず、科学的根拠あるものとはされなかった。それにもかかわらず、40 m³/sが木曾川水系河川整備計画での確保する河川維持流量とされた。

1 第1で検討したように、木曾川水系河川整備基本方針で設定された木曾成戸地点より下流の河川維持流量を河川環境としてヤマトシジミの生息をのために50 m³/sとすることに科学的根拠が存在しないことは、木曾川水系河川整備計画（案）の策定において第9回木曾川水系流域委員会でも追及された。

2 第9回木曾川水系流域委員会速記録によると、 委員（ 教授で専門は底生生物）より、木曾川水系河川整備基本方針についてのデータ（乙47木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14 図2.6その他これと同様の図）から50 m³/sという数字は出てこない、自分は長年ヤマトシジミの研究をしているが、木曾川水系河川整備基本方針についてのデータである今渡（意見人注・実際は木曾川大堰地点、同速記録 p 26も参照）の流量とそこの塩分がヤマトシジミの生息限界を超えない量ということでグラフを出して、それに線を引いている図（意見人注・木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14 図2.6など木曾川大堰放流量と塩化物イオン濃度の図）からは、ヤマトシジミの生息限界となる塩化物イオン濃度にするために木曾成戸地点で50 m³/sが必要という結論は絶対出てこない、という意見が述べられている。

さらに、同速記録 p 25～26では、 委員は、50 m³/sは何の根拠かわからないけれども歴史的な経緯ということなら納得するが、しかし、木曾川大堰放流量を横軸とする上記データから、ヤマトシジミの生息に必須のパーミル（意見人注・塩濃度パーミル）を保持するためにはこれくらい流量がなければいけないという結論はサイエンティストとして出てこない、上記データはそれとは何の関係もない旨述べている。この 委員の発言に対し、同速記録 p 27で、 委員長が、正常流量とか維持流量はなかなか決める根拠がなく、それを傍証するものを1つつけておくという話になっていると述べるのに対し、 委員はさらに、このデータは傍証にもなっておらず、50 m³/sは歴史的な経緯で決まっているというならよいが、科学的根拠があたかもあるような

ものとしてデータが出されるのは委員の一人としてはと述べて、自然科学者として、木曾川大堰放流量と塩化物イオン濃度の図（木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14 図2.6）に基づいてヤマトシジミの生存のために必要な流量として河川維持流量を50あるいは40 m³/sにすることに科学的根拠はないとしている。

そして、■■■■委員の河川整備基本方針検討小委員会の木曾川水系河川整備基本方針についてのデータ（木曾川大堰放流量と塩化物イオン濃度の図）は科学的根拠にならないという一連の発言に対し、■■■■事務局も、同速記録 p 28で、50 m³/sを切ったらヤマトシジミが死ぬということでは当然ない、実際には底層河床の溶存酸素量が減って、それが斃死の原因になったりいろいろなことがある、大体こんな流量（意見人注・50 m³/s）がいいと考えているが、それを科学的データとして示せるようなものが全体としてなかなか難しかった、旨述べて、木曾成戸地点より下流の河川維持流量を50 m³/sとすることに決めているが、その科学的根拠示すことが難しかった、つまりできなかったことを認めている。また、■■■■副委員長も、同速記録 p 30で、木曾川水系河川整備基本方針検討の小委員会で■■■■委員と同様の質問をしたが、乙4.7木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14 図2.6を根拠として決めたわけではないと説明されたと述べている。

- 3 以上のように、木曾川水系流域委員会での専門家間の議論においても、木曾川水系河川整備基本方針説明資料 p 14の木曾川大堰放流量と塩化物イオン濃度の図2.6がヤマトシジミの生存のために50 m³/s以上が必要であることの科学的根拠とならないことが厳しく追及されて、それに対する十分な説明もなされず、結局は、同図は科学的根拠とならないことが明確になっている。

木曾成戸地点より下流の河川維持流量50 m³/sは歴史的経緯により決まっているとされただけである。しかし、歴史的経緯としては、第6準備書面で明らかにしたように、ヤマトシジミの生息のために木曾川大堰の利水上制限流量＝放流量が決まったものではない。そして、国土交通省は歴史的経緯によると説明しながら、それを裏付ける木曾川大堰の利水上制限流量を決めたときの議事録等の資料を持っておらず、また歴史的経緯なるものは、昭和30年代の舟航用水50m³/sに由来する曖昧な根拠薄弱なものである。

また、木曾川大堰供用開始後の経緯として、木曾川下流の汽水環境は、木曾川大堰供用開始から約30年間における木曾川大堰利水上取水制限流量50 m³/sによる一連の堰操作により形成されてきているが、この間には渇水時さらには異常渇水時も含まれ、木曾川大堰放流量（木曾成戸地点流量）はしばしば50 m³/sを下回り、0 m³/sとなった時期があるのである。本件導水路事業が対象とする1994（平成6）年の異常渇水時には木曾成戸地点流量が50 m³/sを大きく下回り、0 m³/sとなったときもあったが、13.8 km地点はもちろんその他の地点でも、ヤマトシジミは高密度に生息しておりその生息に影響はなかったのである（『長良川河口堰調査報告書 平成7年7月』 p 6-95～98）。

そもそも、木曾川水系河川整備基本方針および河川整備計画においては、河口から木曾川大堰地点（木曾成戸地点）における河川維持流量を、従前の昭和30年代の舟航用水50m³/sに由来する木曾川大堰の利水上制限流量50 m³/sの歴史的経緯のような曖昧で客観性も科学的な実証性もないものでなく、この50 m³/sの検証を含めて、科学的、

客観的に根拠付けられた流量にするため、ヤマトシジミの生存に必要な流量によって検討がなされたのである。第9回木曾川水系流域委員会の審議において、ヤマトシジミの生存のために50 m³/s以上が必要であることは科学的根拠とならないことが明確になったのである。

木曾川水系流域委員会の審議からも、本件導水路事業の根拠となっている河川維持流量の木曾川水系河川整備基本方針の50 m³/sや木曾川水系河川整備計画の40 m³/sは、河川維持流量とはなり得えず、本導水路により40 m³/sを確保することは必要性がない。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

① 氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
② 電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
③ 職業		無職	④ 年齢	61	⑤ 性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>木曾川水系連絡導水路事業は、「徳山ダムに係る導水路検討会」において検討・合意されたもので、徳山ダムと一体のものである。</p> <p>徳山ダムにおいて確保しようとする愛知県、名古屋市の新規利水は全く必要ない。両当局が示した需要算出根拠に科学性はなく実態とも大きく乖離している。</p> <p>よって、どのような形であろうと徳山ダムに係る新規利水(岐阜県を含め)確保の対策案の検討は無意味である。今なすべきことは本事業の中止である。</p>				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	<p>本事業における「異常渇水時の緊急水の補給」とは、徳山ダム事業において名古屋市上水が「要らない」として放棄した利水分からねつ造された「目的」であり妥当性は認められない。</p> <p>妥当性が認められないものは、徳山ダム事業において排除されるべきものであった。その反省なしに、本事業においてその「目的」を遂行することは、無駄に無駄を重ねることで許されないことである。この「目的」ために造られた「対策案」の検討も不毛である。</p>				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		<p>木曾川流域の特性は、下流域に大都市圏に抱えながら水源域に豊かな森林地帯を持っていることである。その結果、流域住民は他の流域と比較しても優れて清浄で豊かな水の恩恵を受けている。</p> <p>私たちが次世代に残さなければならないのは、持続可能なこの流域の自然特性である。</p> <p>今、私たちに求められているのは、ダムや導水路で川をいじくり回すことではなく、総合的な賢い水運用である。</p>				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						

その他	<p>「検討の場」およびその幹事会において、検討主体側は「予断を排して」という言葉をくどいほど発せられるが、導水路と河口堰を前提とした「水系総合運用について」と題する参考資料！！をくどいほどに配布・説明されるのは、如何なものか？</p> <p>「予断」を期待した会議運営は中止すべきである。</p>
-----	---

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び洪水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		自営	⑤年齢	66	⑥性別
		男			
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		<p>別紙の通り)</p> <p>要旨: 現在の水行政の使命は、「異常洪水を煽って、公共事業をすることではなく、流域住民の連帯感を醸成するソフト施策を追求すべきである。」</p>			
その他		<p>なお、別紙は、現在進行中の [Redacted] での、岸香意見欄本音の字しである。</p>			

原告 [REDACTED]

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成21年7月29日

原告 [REDACTED]

裁判官は被告らの主張に、再び騙されないようにしてください。

本件事件の弁論が開始されるにあたり、裁判官に最も聞いていただきたいことを申し述べます。

すでに、本訴状17ページ(ハ)で言及しているところですが、本訴と同じく、木曾川水系での水需要予測が争点となった裁判として、第1審名古屋地方裁判所 [REDACTED]、第2審名古屋高等裁判所 [REDACTED] [REDACTED] があります。訴状とおなじく [REDACTED] という表現で呼ぶことにします。

この事件において、原告である住民らは、長良川河口堰を水源とする愛知県工業用水毎秒8.39 m^3 は2010(平成22)年になっても需要は見込まれないと主張しましたが、被告であった愛知県側は、中部国際空港の開港、第二東名・名神高速道路の開通など広域的な交通基盤の整備などにより、産業経済の一層の発展が期待できることや、企業における水利用の合理化も限界にきていることから、工業用水の需要は着実に増加していくと主張しました。この争点に対する裁判所の判断は、第1審、第2審ともに、愛知県側の上述の主張をそのまま援用して、「将来の経済状況の予測が困難であることを考慮すれば、工業用水の需要が見込まれないと断ずることもできない」(第2審)として、住民敗訴としました。

ところが、2002(平成14)年4月1日の第2審判決から2年後の2004(平成16)年3月に愛知県が作成した、基準年を2000(平成12)年とし、目標年を2015(平成27)年想定とする水需給想定調査では、長良川河口堰の愛知県工業用水毎秒8.39 m^3 は、尾張地域水道用水の水源として毎秒4.52 m^3 、愛知用水地域水道用水の水源として毎秒0.94 m^3 が転用され、残りの毎秒2.93 m^3 は用途のない余剰水源として残されることになったのです。

以上の事実は、水需給想定において、住民側の主張が正しく、愛知県側の主張が間違っていたことを示すものです。そして、裁判所は、愛知県側の主張の

間違いを見抜くことができないまま判決を下したのです。

行政裁判においては、争点の是非を判断できる情報は、常に被告である行政側が握っており、原告である住民側は、情報公開請求などの手続きによって得た、限りある情報によって訴えを提起します。しかも、本訴のような裁判においては、住民側にとっては、勝訴による利益、少なくとも私的な経済的利益は皆無であります。いや、個人的な損得勘定に限るのであれば、明らかに失うものの方が多いのであります。それでも訴訟を起こす住民側の目的は、行政に税金の無駄遣いをさせないことと、故郷の自然環境を守りたいという思いに尽きるのです。

住民側は、苦勞して入手した限られた情報を基に、科学的知識を駆使して、理論と事実を積み重ねて、行政側の主張の矛盾を指摘します。この指摘に対して、裁判所が、行政という機関が豊富な情報を基に主張することだから概ね正しいだろうと、安易に行政側の主張を丸呑みすることから間違いが始まるのです。[]で指摘した事実は、被告・愛知県側の不誠実さを示すものであると同時に、裁判の審理の中で、真摯に事実を見出そうとしなかった裁判所の怠慢にも、猛省を求めるものであります。

さらに付言すれば、[]において、長良川河口堰からの工業用水毎秒8.39 m³は、工業用水としては不要になったが、その内の毎秒5.46 m³が水道用水として利用できるのだから良いではないか、残りの毎秒2.93 m³もいずれ使い途ができるだろうという議論があるかも知れませんが、これは全くの間違いです。第1に、愛知県においては水道事業と工業用水事業とは、別の企業会計になっており、収支のあり方も異なっています。同じ水だから良いだろうと安易に振り替えを認めることは、公金支出の厳格さを否定するものです。

第2に、こちらの方がはるかに重要ですが、行政が、いわゆる「万一」に備えて、過大な公共施設を造ることは許されないということです。本裁判の進行の中で明らかになると思いますが、近年、行政は、水資源施設を建設する理由として「異常渇水」という概念を使うようになりました。異常渇水は文字通り「異常時」のことですから、どの程度の水源を用意しておけば良いのか予測不可能です。とすれば、水資源施設は大きければ大きいほど安心ということになります。こんな理屈で、水資源施設がどんどん造られたら、際限のない税金が必要となり、自然が目茶目茶にされてしまうことは、言うまでもありません。

私たち原告も、渇水対策の必要性は認めます。私たちは、それを巨額の公金を支出する水資源施設の建設ではなく、河川の上下流域住民の連帯感を醸成することによって、渇水に耐えうる地域社会を建設することで解決しようとしているのです。

どうか、貴官らが、この裁判を通じて、水問題に関する事実、いや真実を把握された上で、的確な判断をされることを願ってやみません。

以上

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	61歳	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	案1・3の大規模池や、ため池の設置は、豪雨災害時の放水管理や周辺土地環境等を考えると、現状の地域生活安全度を悪化させるものであり地元、地権者の了解困難。案2・3は、福島原発の事故以来、電力不足をきたしており、減電が生じる計画は論外。いまさら何を意見と思うが、徳山の水を暫定的にでも早く利活用できることを考え、早急に異常な災害にも備えることが一番。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	案4の矢作川導水は、矢作川自体が毎年取水制限を実施し、下流には歴史的な明治・枝下の既得用水があり、維持用水も満足に確保されていない川である。他流域への導水は下流水利使用者間の秩序を乱すものであり当然理解がえられない。他の案も現実性がなく市、県、国の行政マンの対応案より、高度な技術集団を有する水機構の現計画を真摯に尊重すべきではと、正直な名古屋庶民の気持ちである。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川水系の水を連絡水路で繋ぐことは素人的にも最良の水利用のあり方だと思う。元藤橋村民の方々の協力により生み出された命の水をなぜ早急に大切に利用しないのか、なぜ市、県、国は先延ばしをする会議ばかりやっているのか不思議でならない。木曾川の連絡水路事業が少量でも有効に早く通水し、事故、震災、異常時等の危機対策に備えることが行政のあり方ではないのか。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		木曾川水系は古来より網目のような河道で流れていたが、現在は主に治水の面から三川に分流されている。正常な流量を考えると、やはり三川を結ぶことにより安定した水が多目的に確保・融通されることが最良と考えられる。現河道や輪中内河川、ポンプを生かした暫定的な注水方式で導水が可能と考えられる。			
その他		私事ではありますが東日本大震災で仙台で生活していた息子も被害に遭いました。数週間、一番飲み水の確保に苦勞したようです。民主・自民の政争の中、以前復興の兆しが見えてこない不安な日々です。戦争、震災、作為的なマニフェストに踊ろかされ、苦勞をしているのは、いつの時代も庶民ではないでしょうか。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業	会社員	⑤年齢	68	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	現在検討が進められている木曾川水系連絡導水路以外にない。河道外貯留等について、有効に土地利用が行われている農地等を利用することはできない、海水の淡水化等は電力が不足している。状況の中では、検討の対象外である。			
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	夏に渇水時でも河川に水が流れる、河川環境が守られ、濁水に強い木曾川水系を送るため、木曾川水系連絡導水路事業を強かに進めて下さい。他の計画代替案は言葉では言えるが実現がむずかしい。又高コストである。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		岐阜県、長野県は森林を管理し、沿山や砂防事業を行ない、水源を管理している。一方名古屋はすべての土地が生産や生活に生かせる場所であり、税金も集まり豊かである。名古屋が名古屋のことばかり言い始めたら三県一市の結びつきや一体感等生れない。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の対策案の具体的提案について		現行計画以外にない。			
その他		現行計画に名古屋の反対が強い場合、利水県、水源県のバランスを少し密に考え、暫定的な導水路計画の早い導水路計画も検討したらどうかと思う。			

徳山ダム水を利用しないので放置しておくことは、世論が許さないのではないか？
暫定的な導水路計画には岐阜県は相当抵抗すると参考資料1-59

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	61歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10) 9, 10	木曾川水系連絡導水路は渇水対策として有効な施設であると考えているが、検討にあたっては、最大の利水者である既得農業用水の使用実態について明らかにしなければならないのではないかと。 また、「ダム使用権等の振替」の検討は、河川維持流量や農業用水など既得水利の見直しを行ったうえで行うべきではないかと。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9) 全般	検討にあたっては、まず、河川整備計画に定められた維持流量の精査を行なうべきではないかと。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		事業の点検について、総事業費の点検を早急に進めたうえで、対策案の検討を行うべきである。			

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	61歳	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	徳山ダムに既に確保された利水容量ありきにおいて、代替の新規利水対策を検討する意味が分からない。 利水の安定供給を図る意味であれば「利水対策案10」の“既得水利の合理化・転用”を検討する事は必要であると思う。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	利水と同様、徳山ダムに既に確保された渇水対策容量ありきにおいて、代替の水源確保対策を検討する意味が分からない。 供給面での対応を図るとして「対策案5」治水単独導水施設を色々なケースで検討することは必要である。			
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		特になし			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		特になし			
その他		多くの犠牲と関係者の努力により完成した徳山ダムです。そこに蓄えられている水は、早急に且つ最大限有効に活用出来るようにしなければならないと思います。 木曽川流域の水利用に地域差が出ないように、木曽三川を結ぶ事で水の総合運用を図っていく事は必要であると思います。			

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		会社員	⑤年齢
		58	⑥性別
			男
ご意見の項目		⑦ご意見	
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	<p>複数の対応策の検討、検証を踏まえ現計画が優位と判断、公正な手続きを経て事業化、現計画に替わる方策は基本的にないものと考えます。</p> <p>1. 1-1)、1-2)の対策案は、現計画の機能確保での施設規模の違いであり、基本的に共通するものと考えます。</p> <p>2. 水資源開発での比較対象として検討・検証され、既往のダム計画の検討、立案過程に取り込まれるもので、新たな対応策、代替案というものでもないと考えます。</p> <p>3. 水資源開発は広域、効率利用、コストなど種々の評価項目の検討、検証を踏まえ、現計画が優位と判断、関係機関との調整、公正な手続きを経て事業化され、現計画に替わる方策は基本的にないものと考えます。</p>	
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	<p>4. 水問題の歴史的経緯、利害関係の複雑さなどから、「調整」一言で表すほど、各課題、問題の解決は容易でないと考えます。</p> <p>5. 小規模な水資源開発での代替案とし比較対象として考えられますが、いずれの対策案も現計画のような大規模での代替案として適当とは考えにくいところです。</p> <p>6. たとえば秋神ダム34.8m嵩上げ案ですが、静水圧だけでも2倍以上となるのではないのでしょうか。同一地点での単純な嵩上げは成り立たない。あるいは、地形や地質がわかりませんがダム(直)下流で対応できるのか、そもそも成立しない案ではないでしょうか。</p> <p>7. 対応策の技術的事項に特化しても未検討事項が山積で、概算コストに含まれる以外の未計上コストも多いと考えます。また、木曾川水系流域の土地利用の現状、水利用の現状、歴史的経緯などからも、現実的なものとして現計画に優るものはないものと考えます。</p>	
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		<p>既に織り込み済みかも知れませんが、例えば、地形などに着目すると濃尾平野が開ける地点で三川が接近、隣接、地表面は西方に緩やかに傾斜、地質(層)は東方の浅層が堅固となっています。</p> <p>地形特性、土地利用、経済、産業活動など、濃尾平野全体として複合的に捉え、濃尾平野全体としての広域水利用、送(給)水施設のネットワーク、施設運用(管理)コスト、生産活動など総合的な便益評価から、現計画の優位性、妥当性を表すことはできないでしょうか。</p>	
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		<p>安定的な水利用による生活、産業活動の継続、異常渇水時の三川の河川環境の維持において、徳山ダムの貯水量を最大限の活用が求められ、そのためには、三川を結ぶことが必須と考えます。</p> <p>しかしながら、徳山ダムが完成し運用しているにも係らず、現下の経済、社会情勢、予算の制約などから、現計画の機能発揮まで相当期間を要し、安心して暮らせる水環境を早期に得ることができなくなれば、この地域にとって由々しきことです。</p> <p>どうしても現計画に時間を要するのであれば、根本的な対策案ではないものの、最小限の施設、コストで下流部で揖斐川、長良川を介し、暫定的に木曾川大堰上流に導水する方策が考えられないでしょうか。</p> <p>この場合、地域を分断する開水路ではなく、道路敷を利用した管路方式が望ましいと考えます。</p>	
その他		<p>水資源の確保について、長期的、広域的な視点でもどうか思わざる報道があります。愛知県西部や知多半島、尾張西部地域、名古屋市(民)の水利用(水源)は、長野県、岐阜県に大きく依存しており、前記の圏域での実質的な水源を持っていない現実を、行政のトップから企業、市民に至るまで認識する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>水の確保は生活の基本となる問題で、水利用の歴史的経緯や利害関係の複雑さを、相互の互惠と微妙なバランスの中で成り立つ、水に係る全ての者が神経質とならざるを得ない事案です。</p> <p>その立場にある者は、過去の経緯、合意、約束事など多岐に影響がわたることに責任を持ち、公言すべきと考えます。</p> <p>それを理解し、承知したうえで政治的戦略として問題提起しているとするれば、同義的、社会的責任などからも容認できないと考えます。</p>	

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		団体職員	⑤年齢	60歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	木曽川水系のように水利用が高度に進んだ河川での単独の水開発は、非常に非効率なものとなることは明らかである。木曽川水系においては、総合的な水運用を前提に水開発がおこなわれ、効率的な利用が図られている。また、このような検討は、従来から、いろいろな場で実施され検証され事業がすすめられている。今回、このような検討を行うことはムダである。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	流水の正常な機能を維持しつつ、河川の効率的な水利用を図るためには、降雨特性や流出特性等の違う河川間の調整を行いながら水運用を図ることが必要である。このことから、本導水計画が最良の選択であり、このような検討はムダである。				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曽川の水開発の歴史は古く、上流県、下流県の上下流問題等様々な水問題(利害)を克服して今日の水運用に至っていることを考えるべきである。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		水問題は、先行する自流水利権が有利なものとなるが、渇水時には「互譲の精神」をもって流域一体となって解決すべきであり、大水利権を持った先行の利水者だけ良ければというものではない。新規利水、流水の正常な機能の維持についても同様に先行した利水者は後発の水開発についても真摯に向き合う必要がある。				
その他		生命の源である水の利用、運用は、危機管理を前提とした十分な安全度を持った整備が必要である。「災害は、忘れたころにやってくる」これを肝に銘ずべきである。				

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		団体職員	⑤年齢	61才	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	10の対策案については、関係者間の調整を必要とする等、具体性が乏しい構想段階のものが多く、実現の可能性は極めて低い。概算コストについても、明示されているものは全て現計画を大幅に上回っている。いずれも現計画の比較対象には成り得ない。 対策案3については、昨今のエネルギー問題に逆行 対策案4については、取水制限の多い矢作川からの導水は不可能 対策案6については、再び地盤沈下を誘発。必要量の確保は不可能			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	上記と同様			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		現計画案が最も妥当			
その他		<p>安心と安全な暮らしを確保するためには、先を見通した施策を進めることが重要である。名古屋市は、古くから木曾川の水の恩恵を受けてきた。木曾川の水を確保するという先人の知恵が、今の名古屋の繁栄をもたらしたのである。</p> <p>目先の事だけに気を取られ場当たり的な対応をしては将来に大きな禍根を残すことになる。東日本大震災や福島第一原発事故に「想定外」という言葉が使われるが、想定をしなかったことがあれ程の惨状を招く結果になったのである。平成6年のような厳しい渇水がまたいつ起こるとも限らない。それ以上の酷い渇水に見舞われる可能性は有るのである。</p> <p>木曾三川流域は運命共同体という理念のもと、全村水没という旧徳山村の犠牲の上に確保された尊い水がある。これを活用し三川の流域で融通し合えるネットワークを形成することは、この地域の永続的な発展を支える上で極めて重要である。そして、市町村がそれぞれ地域エゴに走ることなく、互いに支え合う社会を築かなければならない。</p> <p>ネットワークとして備えるべき機能を発揮するためには、現計画が最も妥当である。</p> <p>ただ、全てを完成させるにはそれなりの期間と財源が必要となる。徳山ダムに確保された水が少しでも早く活用され、段階的に効果が発揮できるような方策についても検討してみる価値はある。</p>			

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		（都道府県）		（市町村以下）	
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		⑤年齢		61	⑥性別
					女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		別紙の通り (要旨) 最初から「複数案への意見」を求めるのはおかしい。 木曾川水系連絡導水路は「徳山ダムに係る導水路」である。 一番肝心の事業目的と費用対効果については資料も提示していない。ここをスルーして対案とか複数案を云々することが「予断=事業継続結論ありき」全面展開の議論の土俵設定である。 土俵の設定が間違っているのだ。この枠組みに囚われることなく早期に中止するべきである。 検証するなら、① 徳山ダムの水を、巨額の追加投資をしてまで、木曾川・長良川に導水する必要があるのか ② それは河川環境を悪化させないか という根本的な問いから出発しなすべしだ。			

木曾川水系連絡導水路事業への意見

2011.06.30



～ 目 次 ～

I このパブコメ募集のあり方に異議あり

1. 最初から「複数案への意見」を求めてどうする
2. 「治水」目的のない事業を対象に何を検討するのか
3. 関係住民への説明も環境調査も「凍結」されている

II 「再検証」の枠組みの間違いいあるいは悪意

－ これでは政策転換にはほど遠い －

1. 「できるだけダムに頼らない治水」の文言はどこに消えたのか
 - 1) 「要領細目」の位置づけ
 - 2) 「要領細目」に至る過程と記述の遊離
 - 3) 当該木曾川水系連絡導水路事業は対象事業として相応しくない
 - 4) 実際の運用は「要領細目」そのものよりさらに悪い
2. 「地方公共団体からなる検討の場」で科学的合理性の検証はできるのか？
3. この検証枠組みに「流水の正常な機能」を無理矢理突っ込む愚
4. 不要なダム事業はやめられる－やめてきた－

III やってはいけない木曾川水系連絡導水路事業

－ 代替案云々以前の根本問題 －

1. 水は余っている
2. 河川環境改善にならない
 - 1) 異常渇水時の緊急水補給は利水安全度向上とは関係ない
 - 2) 生き物にとっての水
 - 3) 長良川の環境が危ない
 - 4) ヤマトシジミをダシに使うな
 - 5) 渇水時の木曾川大堰流量と生き物の被害
 - 6) 渇水時は水が多いほうが河川環境に良いのか
3. 幻の「水系総合運用」
4. 無駄な事業は治水事業を蝕む

別添1 図解：木曾川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）問題

別添2

別添3 環境レポート（案）に関する意見 2009.8.27

I このパブコメ募集のあり方に異議あり

1. 最初から「複数案への意見」を求めてどうする

今回のパブリックコメント募集のホームページを開くと、「6月1日に『第1回木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場』を開催し、目的別に複数の対策案を提示させていただきました」とあり、資料として載っているのは「複数の利水対策案の立案について」「複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について」しかない。

木曾川水系連絡導水路の事業目的も、事業の経緯も進捗状況も明確に整理されて提示されていない。パブリックコメント募集の記者発表では『「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づき検討を進めている」とあり、あたかもそうしたやり方が「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「要領細目」という）」に則った今回の検証・点検のスタンダード（さらに言えばシバリ）であるかのような印象である。

「要領細目」には、「各ダム事業について目的別に検討を行う（p3）」とある。が、実はこの前に、「対象とするダム事業等の点検を行い、これを踏まえて」という文言が存在する。そして、再評価の視点として、まず「(I)事業の必要性等に関する視点 ①事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）②事業の投資効果 1)費用対効果分析」を挙げている。筆者の「要領細目」への評価は低い（→ II）、それにしても今回のこのパブリックコメント募集はその「要領細目」の要求水準からしても酷い。

今回のパブリックコメント募集に先立つ6月1日の「第1回 木曾川水系連絡導水路事業検討の場」でも、一番肝心の事業目的と費用対効果の検証に関しては真つ当な資料すら出されていない。構成メンバーからは、この事業の目的が「異常渇水時の水道水の緊急補給」であるかのような事実誤認の発言が相次いだ。

この現状で、広く世間に「目的別／複数案」のパブリックコメントをとってどうしようというのだろうか。「真つ当な検証をしない、させない。はじめに事業継続の結論ありき」の意図・作為を感じる。

「木曾川水系連絡導水路」は、「徳山ダムに係る導水路」であり、新たに巨額の費用をかけて徳山ダムの水を木曾川（長良川）に導水する必要があるのか、が、根本的に問われねばならない（→ III）。徳山ダム以外に「水源」を求めるのであれば、それは検討に値する複数案（代替案）たりえない。

肝心要をスルーしての「再検証」は無意味である

2. 「治水」目的のない事業を対象に何を検討するのか（→ II）

今般の「全国一斉再検証」は、2009年に当時の国交大臣が「できるだけダムに頼らない治水」と言い、その方向での「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置したことに始まる。ここでの「治水」とは洪水被害軽減、水害防除を指すことは明らかである。この有識者会議の議論の途中になって、かなり唐突に「利水」が登場し、さらにとってつけたように「流水の正常な機能の維持」が付随した。

当該木曾川水系連絡導水路事業には上記の意味での「治水」目的は存在しない。「治水事業は果てることのない事業である」（＝国土交通省中部地方整備局河川部）から、治水には常に何らかの施策が必要であろう。が、需要の無い新規利水や、生き物にとって大迷惑でしかない異常渇水時の緊急水補給には、代替案は要らない。

2008年3月の木曾川水系河川整備計画策定時には、この導水路計画の積極的推進者であった名古屋市は、2009年に当選した現市長が「要らないと考えている」旨を表明している。2011年の現時点では愛知県知事もこの事業に必ずしも積極的ではない。

社会情勢は変化したのである。「要領細目」に縛られずとも、事業中止の判断はできる、するべきである。(→ II 4)

3. 関係住民への説明も環境調査も「凍結」されている

2009年10月の「事業凍結」をもって、住民への説明、疑問への回答も「凍結」されている。「凍結」以前も、住民への説明はほとんどなされず、説明責任からはほど遠い状態のまま事業実施計画が作られ、予算が費消されてきた。水資源機構への事業承継の前に中部地整河川部も関係住民に十分な説明責任が果たされていないことは認めている。また、岐阜県が112項目にわたって出した環境に関する意見への回答も半端であり、環境アセスに代替しようとしている「環境レポート」も完成していない。

事業中止とするなら、このままでも良いのかもしれない(「要領細目」p33 第5その他では、中止するなら手間暇を省いても良いよ、というふうに読める文言がある)。

しかし、この「検討の場」での検討主体の姿勢やこのパブリックコメントを募集され方からすると、「事業継続という結論ありき/予断だらけ」に感じられてならない。

今般この「再検証」の末に「事業継続結論」を出すのであれば、住民不在で事を進めることの追認でしかなく、「再検証」全体が手間暇と貴重な税金の無駄遣いの茶番にしかならない。

(まとめ) 木曾川水系連絡導水路とは「徳山ダムの水を木曾川(長良川)に引く導水路」である。「徳山ダムの水を木曾川(長良川)に引く必要性の有無」が検証の最重要ポイントのはずだ。しかし今回のパブリックコメント募集では、この「事業の必要性」についての資料は乏しく、費用対効果についての資料に至っては全く存在しない。この状態で複数案云々でパブリックコメントをとることがナンセンスである。当該事業をとりまく社会(政治)情勢は大きく変化した。この「再検証」枠組みに囚われることなく中止とするべきである。

II 「再検証」の枠組みの間違いあるいは悪意

— これでは政策転換にはほど遠い —

1. 「できるだけダムに頼らない治水」の文言はどこに消えたのか

1) 「要領細目」の位置づけ

今般の掛け声ばかり大きく手間暇をかける割には実効性のない「臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価」。何かというと「要領細目」にこう書いてある、ああ書いてある、と「要領細目」が金科玉条の聖典のように扱われている。

ではこの「要領細目」の法令上の位置づけは何か? 問い合わせたところおよそ以下のよう

な回答を得た。

【法律】行政機関が行う政策の評価に関する法律(H13.6.29日法律第86号)

↓

【政令】同法施行令(H13.9.27政令第323号)

【基本計画】国土交通省政策評価基本計画(H14.3.22策定、最終変更H22.7.23)

↓

【実施要領】国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について(H15.3.31付、国官総第702号、国官技第351号、河川局長あて国土交通事務次官通知)

↓

【要領細目】ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(H22.9.28施行)

◇第1(目的)の記載『本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、平成22年9月から臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価を実施するための運用を定めることを目的とする。』のとおり、上記実施要領を根拠としている

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を根拠として、これまでも”有識者”の意見などを聴いて事業評価がなされてきた(ことになっている)。従来の事業評価の何が問題で、何を目的にして今般の「臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価を実施する」ことになったのかは不明である。

ここに「要領細目」の根本的問題性が存在する。

2) 「要領細目」に至る過程と記述の遊離

この「要領細目」の土台になっているのは、2009年12月に設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の2010.9.27「中間とりまとめ」のはずだ。実際、「検討の場」でも「有識者会議において示された検証の進め方」を前面に出している。

この「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を掲げて設置された。

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」規約

第2条(目的) 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。(下線は筆者による)

この有識者会議は、人選にも会議のもたれ方(一貫して密室会議)にも大いに問題があるが、それにしても「中間とりまとめ」では以下のような記述がある。

我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。(p1)

今後、この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求めるものである。(p2) (下線は筆者による)

この「はじめに」に続いて「第1章 今後の治水対策の方向性」が記述されている。ところが「要領細目」にはこの部分は一切反映されていない。ひたすら細かい手続き的な事柄と並んでかなり唐突に「(1)～(26)の洪水対策案」が記述されている。この「要領細目」の記述をそのまま追うと、そもそも何のために検証をするのかはどんどん見えなくなってしまう。その下で「現行河川整備計画レベルの治水安全度の確保」を追求すれば、「現行河川整備計画通り」に誘導されていくのは必然であろう。「政策転換」には結びつかない。

3) 当該木曾川水系連絡導水路事業は対象事業として相応しくない

上述の「有識者会議」の設置の経緯、「中間とりまとめ」の内容からしても、「治水」が事業目的でない当該木曾川水系連絡導水路事業は、この「有識者会議フロー」あるいは「要領細目」による検討対象には相応しくない事業であることは明白である。

4) 実際の運用は「要領細目」そのものよりさらに悪い

「治水」が事業目的でない当該木曾川水系連絡導水路事業には「関係ない」が、各地で行われている「再検証」の幾つかを注視して、これはちょっと酷い、と感じることに言及する。

各地で行われている「再検証」において、検討主体は、「要領細目」のP12などに出てくる「効果を定量的に見込むことが可能か」という記述を「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成する（「要領細目」P4）」という記述と併せて「効果を定量的に見込むことが可能なもののみを代替案として抽出せよ」と読んだらしい。

しかし「要領細目」は必ずしもそうは述べていない。

-----「要領細目」p4-----

河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

従来のダムの代替案検討においては、河道掘削、引堤、遊水地が代替案としてよく用いられてきている。今回の個別ダムの検証に当たっては、こうした河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。そこで、治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせで検討する。なお、以下では、考えられる様々な治水対策の方策を記載しており、ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策が含まれている。各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。

-----「要領細目」p12-----

これらの各方策の効果を定量的に見込むことが可能か、各方策が従来の代替案検討に使われてきたかについて示す。なお、従来は、定量的に効果を確実に見込むことができると考えられる方策が代替案検討で使われることが多かった。(下線は筆者による)

単一的なダム代替方策ではなく様々な方策の組み合わせで考えろ、「従来のダムの代替案検討」の方策にとらわれることなく検討せよ、全国均一・中央集権的な考え方でなく、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案せよ、定量的に効果を確実に見込むことができない方策を採ることも真剣に考えよ、と促しているようにも読める。

また、この「要領細目」の土台となっている「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（「できるだけダムに頼らない治水への政策転換」を掲げて設置された）の2010.9.27「中間とりまとめ」では、以下のような記述が繰り返されている。

-----「中間とりまとめ」p4-----

1.1 財政逼迫等の社会情勢の変化

わが国の財政は逼迫している状況にあり、ここ数十年にわたり公共事業予算は低減の傾向にある。治水事業への投資も例外ではない。こうした情勢下で国土の保全と利用を図っていくに

は、従来行ってきた治水政策を構造的に幅広く再検討し、今後の国土の持続的発展に適合する治水のあり方が問われなければならない。その意味から、河川とその流域の特性や重要度、治水事業の緊急性に依じて選択的な投資配分が一層有効に実施できるような事業制度のあり方等について検討することが重要である。

-----「中間とりまとめ」P6-----

1.3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方

河川整備計画の整備水準(以下「計画上の整備水準」という。)が達成されたとしても、計画上の整備水準を上回る規模の洪水の発生は避けられず、時として堤防決壊に伴う氾濫によって生命、財産に被害をもたらすおそれがある。さらに、地球温暖化に伴い大雨の発生頻度が増加することが予測され、近年の局地的な大雨の発生など、洪水・土砂災害を増大させる現象が注目されている。これらの自然現象については、その予測の高度化が急がれているものの、なお不確定要素が内在し、防災対策に十分に結び付けるまでには至っていない。

-----「中間とりまとめ」P8-----

山間部にダムを建設し、洪水のピーク流量を低減させる方法は極めて有効な対策であるが、一方では先に述べた背景のもとに、できるだけダムにたよらない方策の検討を要請されている状況にある。今後の治水対策の一つのイメージは、流域全体で治水対策を分担し、河川への流出を極力遅らせることによって、洪水のピーク流量を軽減し、治水安全度の確保を図ることが重要である。その際、それぞれの地域で可能な限り自己完結的に洪水を処理し、河川への負担を軽減させることに重点を置くことが重要である。

-----「中間とりまとめ」P9-----

上記の「流域と一体となった治水対策」に関する議論や提言、さらに部分的な試みは、過去40年にわたって行われてきており、河川関係者の間では十分認識されているところであるが、法的規制のあり方、関係自治体や地元住民の意向、治水対策の現状と技術的課題、行政内の連携等の多くの課題をかかえている。今後の治水対策の重点として、流域と一体となった治水対策に関し様々な具体的方策を示すとともに、実効を上げるに当たっての障害を克服する方策を徹底して追求することが求められる。

-----「中間とりまとめ」P20-----

第5章 複数の治水対策案の立案

(中略)

河川整備計画は当該検証対象ダムを含めて様々な方策の組合せで構成されるものであり、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するために、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とする。

「現行の河川整備計画ではダムで〇〇 m³/s の洪水調節をすとしてしているから、それと同等の数値を出せる(効果が定量的に見込める)方策を抽出せよ」という文脈ではない。

「幅広い治水対策案の検討」「ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策も含めて検討する。」「各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することが重要である。」

この「有識者会議」の設置経緯、「有識者会議中間とりまとめ」を土台に「要領細目」を読解すれば、必ずしも「現行河川整備計画に定量的に付合すること」が絶対条件にはならないはずである。こうも全国均一・画一的に「単体が2つ程度の対策で現行河川整備計画に定量的に付合する代替案」を追求している様を見ていると、「要領細目」の裏で「多数の対策を組み合わせるな」「効果を定量的に見込むことが困難な方策は採用するな」「従来のダム中心案を最適案としろ」という”裏マニュアル”が河川局方面から出されているのか、と疑う。

こうした「要領細目」の運用では、「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換の方向性は出てこない。「やっぱりダムだ」と確認することになってしまう。

2. 「地方公共団体からなる検討の場」で科学的合理性の検証はできるのか？

「中間とりまとめ」には「科学的合理性」という言葉が3回登場し、かの「要領細目」でもp2に同じ文言がある。公金を支出する行政の判断には科学的合理性を要するのは当然である。行政機関には専門知識が集積されているはずだ。しかし「関係地方公共団体からなる検討の場」は科学的合理性を議論できる場であろうか？「治水」はかなり狭い領域で高度に専門的である。一般的にいて、自治体首長やその代理者に治水の専門知識を求めるのは不適當である。

「関係地方公共団体からなる検討の場」で、専門家に訊く場を設けるかどうか、設けるとしてその専門家の人選をどうするのか、などは、誰が判断することになるのだろうか？結局は検討主体＝事業主体が決めるしかなくなる。

とすれば何度も出てくる「科学的合理性」とは「事業主体が考えるところの『科学的』合理性」であって、必ずしも客観的で公正なものとはいえない。(不幸なことに「専門家だから客観的で公正な判断をする」と安心できないことが、311災害で今も継続中の原発事故がよく示している)

結局は「事業主体による予断に基づく結論ありき」になってしまう。

3. この検証枠組みに「流水の正常な機能」を無理矢理突っ込む愚

まず、この検証は「できるだけダムに頼らない今後の治水対策のあり方」という話から始まっていることを再確認したい。

その上で新規利水について利水参画者に事業参画の意向を訊くところまでは、何とか理解できないでもない。利水参画者が誤った判断をして過剰開発に走ると、財政の面から「住民の痛み」として問題が可視化しうるからだ。例えば岐阜県が一滴も使わない徳山ダムの水源費負担を毎年約23億円ずつを一般会計から(!)水資源機構に償還し続けている、というように(自慢にならないが、岐阜県は起債許可団体に転落して、必要な事業もままならない財政状態である。住民はしっかりと「痛み」を感じさせられている一当局の「責任」はよく見えないが)。

しかし最初から税金を投入する「流水の正常な機能の維持」についてはどうだろうか？「中間とりまとめ」「要領細目」には以下の叙述しかない。

-----「中間とりまとめ」P60-----
流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。検討にあたっては、必要に応じ、本章8.2の利水代替案や8.3の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。

-----「要領細目」p31-----
流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。

流水の正常な機能の維持を「利水・・・を参考とする」で済ませてしまえる発想に驚く。費やされるお金の出所も違う、河川水へのアプローチの方向がまるで違う。どこをどう参考にするというのか？中部地整(河川部)に訊いてみたら(『「要領細目」にそう書いてある』と繰り返した後)水を貯める、というところが似ているということなのだろうとの返事があった。

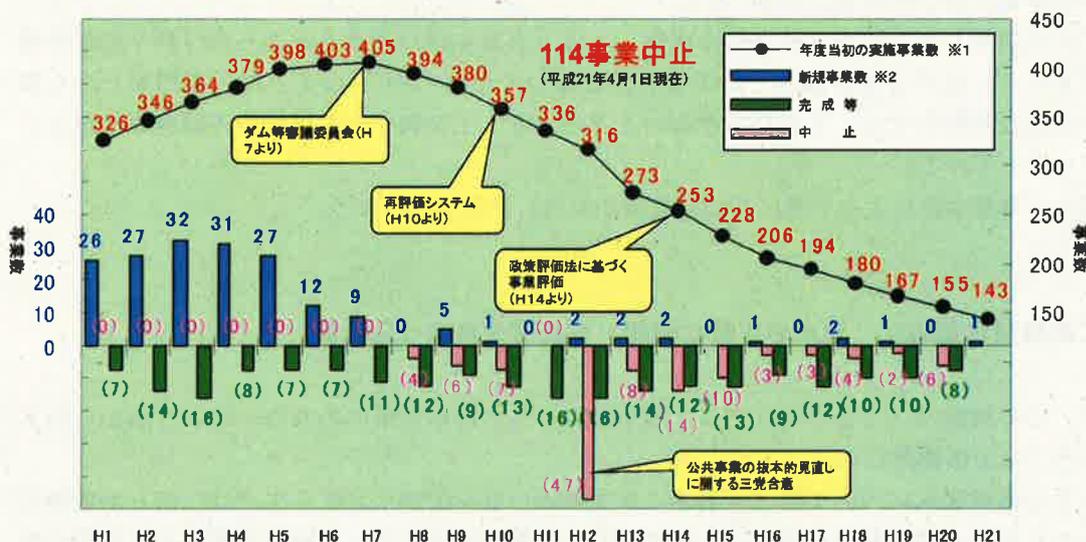
木曾川水系連絡導水路は水を貯めないのだが？

事業目的「流水の正常な機能の維持」についての検討を、この程度の低水準の見識で行われてはかなわない。(→ III 2)

4. 不要なダム事業はやめられるーやめてきたー

ダム及びダム関連事業は、行政サイドの決断で中止できるのだ
 国土省河川局が「今後の治水対策に関する有識者会議」第1回で配付した資料の一部を示す。

ダム事業数の推移



※1 実施事業数には、中止に伴う精算中事業、編成後の費選中水機標事業及び電気事業者等工事費負担金運付中事業は含まない。
 ※2 新規事業数は、新規実施計画調査、新規建設の合計(実施計画調査から建設への移行等の変更は含まない。)

2
 H21年4月1日現在

----- 「中間とりまとめ」P2 -----
 しかしながら、ダム事業は、一般に予算や事業期間がかかり、地元や環境に与える影響が大きい場合があり、近年の財政逼迫等の社会情勢の変化に伴って従来の治水・利水対策の見直しが行われ、国土交通省の所管事業において、ここ10年間で見ても、平成12年度に行っていた316のダム事業のうち、97のダム事業の中止に踏み切っている

繰り返すが、木曾川水系連絡導水路事業は、「徳山ダムの水を木曾川(長良川)に引く」導水路である。「徳山ダムの水を引く」ことに切迫した必要性は存在しない。「社会情勢の変化」によって事業目的そのものが不要と判断される蓋然性はかなり大きくなってきている。

今般の「全国一斉再検証」という枠組みが作動する前に、すでに115ものダム事業を中止してきたのである(2010.9.1現在)。掛け声ばかり大きく手間暇をかける割には実効性のない今回の「臨時的にかつ一斉に行うダム事業の再評価」なる枠組みに固執することなく、中止すべき事業は、行政が責任をもって中止すべきである。

(まとめ) 今般の「再検証」の実際の場合では、「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換、というもともとにはあったはずの目的を行方不明にし、現行河川整備計画の量的目標を固守するような誘導がなされている。「今後の治水対策のあり方」とは無関係、利水と流水の正常な機能だけが事業目的となっている木曾川水系連絡導水路がこの「再検証」対象事業になっているのは不適切であり、この枠組みに拘ることなく早期に中止すべきである。

Ⅲ やってはいけない木曾川水系連絡導水路事業

－ 代替案云々以前の根本問題 －

このⅢに該当する分については、専門家からの詳細な指摘も含めて、2007年秋(※)以後、さまざまな形で国土交通省中部地方整備局(河川部)に届けている。河川整備計画やフルプラン策定に関して中部地整を通じて届けた部分、及び別添2と重なる部分は論点を簡単に書き出すにとどめる。

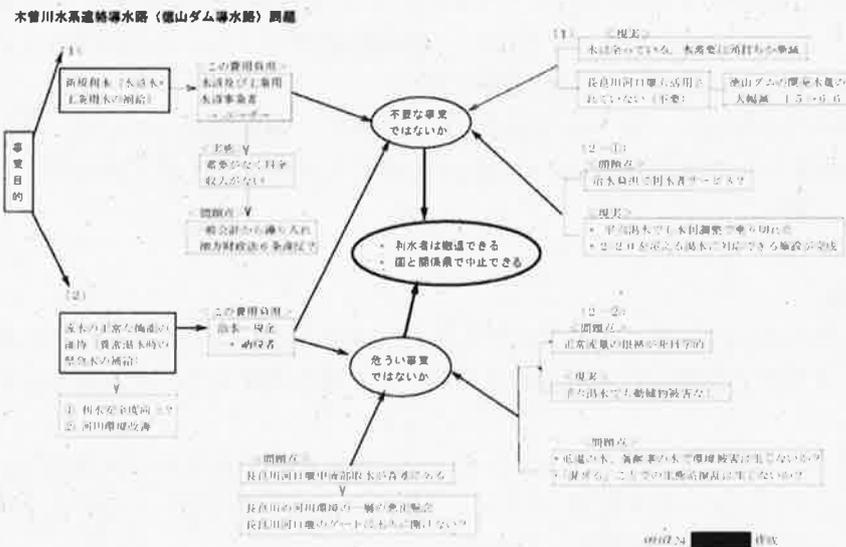
※ 2007年8月22日の第7回徳山ダムに係る導水路検討会で現在の「上流分割案」が発表された。

→ 別添1 図解：木曾川水系連絡導水路(徳山ダム導水路)問題

→ 別添2

別添1

別添2



1. 水は余っている

本格運用から15年経った長良川河口堰では、未だ膨大な未利用水が存在し、主要な利水者である愛知県(&名古屋市)は開門調査の検討もし始めている。

徳山ダムでは、当該事業も着工の目処もなく(この「再検証」でGOサインを出してもその

先のハードルは高く多い)、揖斐川からの直接取水が可能なはずの岐阜県においても専用施設建設計画のカゲもない。岐阜県は一般会計から(!)徳山ダムの上水・工水分を償還している。

要するに「水余り」なのである。独立採算を基本原則とする水道・工業用水道事業において不要な施設建設に巨額の投資をする余地はない。

しかし水利を管理する者であると同時に諸々の施設建設の当事者でもある国土交通省には、この当たり前の話が通用しないらしい。「これまでの木曾川水系の水源施設の”実力”は6割しかない、岩屋ダムに至っては44%しかない、だから水余りではない」という。「”実力”不足だ」というだけでなく、さらに「だからやっぱり徳山ダムは要るはずだ。高額な追加投資を行え」という。これが2003年から2004年にかけての徳山ダム事業費大幅増額問題である。「公称とは違って”実力”は大幅に不足している、だから高価な追加分を買え」と迫るのも呆れた話だが、これに応じて高価な物(ダム使用权)を買う側(利水者)もどうかしている。愛知県は、「このときに高い買い物をしたから、なおも巨額の追加投資をして、何とか使えるようにしたい」と考えているらしい。現知事の公約との整合性が不明なことと併せて、非常に不思議、不可解である。

要らないものは要らない、巨額の追加投資をしてはならない。利水者は事業撤退もできる。愛知県と名古屋市は、利水者としてこの導水路事業には参画しない旨を明確にするべきである。

2. 河川環境改善にならない

1) 異常渇水時の緊急水補給は利水安全度向上にはならない

総事業費の65.5%を占める「治水」分は、「異常渇水時(平六渇水規模)に、緊急水を補給する」ことを目的としている。これは利水安全度向上とは(直接には)関係しない。

「木曾川へ補給される緊急水を水道用水又は工業用水として特定の水利使用者の利用に供することは目的としておらず」(=166国会衆議院質問378への答弁書)「計画上は一滴も水道水になることはない」(=中部地整河川部)。

異常渇水時の水利利用のあり方は、ソフト面で対応すべきであり、施設建設で対応すべきものではない。”異常”現象への対処を施設対応で行おうとするものの限界と危うさは311災害で十分に認識された通りである。

2) 生き物にとっての水

生き物の側面からみた「水」は、単に「主成分がH₂Oである毎秒〇〇立方メートルの流れの液体」ではない。それぞれの河川特有の含有成分があり、微生物があり、それを土台とした生態系がある。

揖斐川上流の徳山ダムを水源として地下トンネルを40kmも流れてきた水は、長良川、木曾川の生き物にとっては一ごく一般的に言っても一「優しい」ものではない。下手をすれば大打撃を被る元となるかもしれない迷惑モノである。

3) 長良川が環境が危ない

平六渇水を想定すると、長良川の流量が11m³/sのときに徳山ダムを水源とする緊急水を4m³/s、つまり40%も流すということになる。これは無謀すぎる。

市民団体のこれまでの測定では、取水口として予定されている西平ダムと放流口として予定されている古津付近では、常におよそ3℃程度の水温差がある。3℃も低い水が川底を這うというのは、ところどころに瀬切れが生じるより、ずっと大きな影響を河川生態系に与え

る。そして40kmも地下を通過して来ている水は酸素が少ないと考えられる。深刻な生態系破壊を引き起こす可能性は小さくない。

「混ざるから（拡散するから）大丈夫」という言い分には説得力がない。

→ 別添3 環境レポート(案)に関する意見 [] 2009.8.27

4) ヤマトシジミをダシに使うな

当該事業に関してこれまでいろいろな場所に出された事業者側資料によれば、異常渇水時に、木曾川大堰流量40m³/s（なぜ57m³/sでもなく50m³/sでもないのかは不明）確保するために徳山ダムからの緊急水16m³/sを補給するとのことである。

おおざっぱにいうと

① 塩化物イオン濃度が11,600mg/Lを超えるとヤマトシジミが斃死する

② 塩化物イオン濃度が111,600mg/Lを下回るようにするためには木曾川大堰流量を「おおむね50m³/s」確保しなければならない

ということが前提のようだ。

<①について>

塩化物イオン濃度11,600mg/Lという数値は、約30日間、塩化物イオンを一定濃度にしたときの水槽実験データ（1984年 []論文）によるという。言うまでもなくヤマトシジミは汽水域の生物であり、汽水域において約30日もの間、塩化物イオン濃度が一定であることなどありえない（潮の干満により変化する）。もしそんなことも分からずに []論文の結果を引いたのだとしたら「河川管理者は生物と自然環境に関しては一般人の最低限の常識すら持ち合わせていない」ことを自白したようなものであり、知っていて使ったとしたら意図的にデータを悪用したということになる。

この []論文は、長良川河口堰の漁業補償との関係で建設省（国土交通省）が入手しているものである。長良川河口堰では堰完成以来、ずっと堰下流250m左岸の下層部の塩化物イオン濃度の観測データが蓄積されている（週報「長良川河口堰管理状況等」）。毎日午前9時の観測データであり、当然にも数値にはばらつきがあるが、11,600mg/Lを大きく超える15,000mg/L、16,000mg/Lという値（もっと高い値も）はしょっちゅう出ている。そして堰下流左岸250mよりさらに下流（より塩化物イオン濃度が高いことが予想される）場所でヤマトシジミが多く生息しているという。

長良川河口部では塩化物イオン濃度16,000mg/Lでもヤマトシジミは元気だが、木曾川河口では11,600mg/Lを超えると大量斃死すると予測されるからヤマトシジミを守るために890億円の導水路が要る、というのは、あまりにもご都合主義的で到底理解できない。

<②について>

木曾川大堰の流量と塩化物イオン濃度の関係について、河川管理者側の主張を裏づける科学的根拠は存在していない。科学的といえそうな説明もない。

5) 渇水時の木曾川大堰流量と生き物の被害

① 平六渇水では不可逆的な生態系変化はなかった

「平六渇水では不可逆的な生態系への被害を示すデータは存在していない」ことは情報公開請求で確認している。国は2007年3月の衆議院環境委員会での []委員の質問に対する []河川局長（当時）の答弁でもこのことを認めている。既往最大渇水においても生態系に不可逆的な生態系変化はなかったのに、なぜ「異常渇水時、生き物のために」890億円×65.5%のお金を費やさねばならないのか？ 河川管理者は「危機管理だ」と言うが、全くもって合理的な説明になっていない。

② 30m³/sを下回っても問題は生じていない

2011年1月の「平成22年度（第2回）中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」資料（阿木川ダム）には以下の記述と対応するグラフがある。

----- 渇水時における河川流量の維持(p27) -----

★ 流水の正常な機能の維持のための補給を実施しており、味噌川ダムとあわせて木曾成戸地点で概ね30m³/s確保に向けて補給している。

★ しかし平成17年においては、このまま30m³/sに向けた補給をし続けるとダムが早期に枯渇することが想定されたため、補給量を低減した。

2005年渇水では、ダム温存のため木曾川大堰（木曾成戸）で確保する流量を30m³/sに切り下げたらしい。それで生き物に問題を起しているという資料はない。2005年の6月の何日間かは木曾川大堰（木曾成戸）流量を30m³/sよりさらに低減したそうだが、このときにも生物被害があったという情報を耳にしていない。

100年に一度とも言われる異常渇水時には木曾川大堰流量を低減すれば良いだけのことではないのか？ 少なくとも890億円×65.5%もかけて予防・救済しなければならない生物被害について、科学性をもったデータは何一つ存在していないのだ。

6) 渇水時は水が多いほうが河川環境に良いのか

筆者は中部地整河川部職員に真顔で「渇水時は水が多いほうが河川環境に良いのだから（異常渇水時の緊急水補給は必要だ）」と言われて驚いたことがある。それが河川管理者の常識なのだろうか？「渇水時は水が多いほうが河川環境に良い」というのは、いったい誰が何を根拠に言い出したことなのだろうか？

長良川の漁師 [redacted] さんは、

[redacted] のp389でこう述べておられる。

「ほうしたら、こんだあどこやらのダム（徳山）から誰も水のもらい手がないで、もうひとつ作ったろうかって地下（導水路）を作ってくれるそうやが、それやって、長良川で漁をして六〇年、水枯れたことはございませぬ。それでも渇水の時は何んやで、私はいふんや。「川というものはなあ、いつもかも海と一緒に、水が同（おんな）しではあかんぞよ」と。「渇水して枯れた時には河原が出て、その河原をお天道さまの光が消毒してくれて、ばい菌も減って、河原が乾いて、こんだあ水が出ると、そこへ魚がたくさん寄ってくるんやで。そういうふうやで、いつもかもひとつの水ではあかんぞよ」と。「河原もあり、中州もあり、浅瀬もあり、ワンドもあり、そういう川が川やぞよ」と。

3. 幻の「水系総合運用」

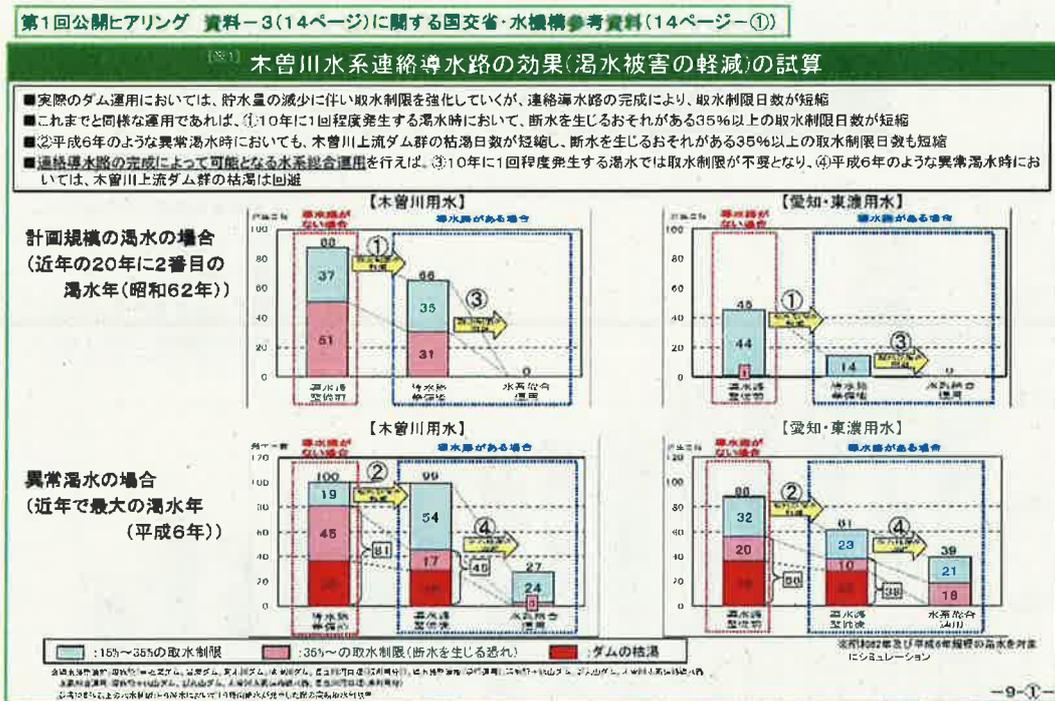
ところで、検討主体である中部地整（河川部）は、「検討の場」幹事会でも本委員会でも当該計画の中に入っていない「水系総合運用」を盛んに宣伝する、「導水路がないと総合的な水管理ができない、導水路が出来れば・・・」というふうに聞こえる文脈で。導水路ができれば

ば「水系総合運用」ができる、水系総合運用ができれば、平六洪水と同程度の洪水があっても、農業用水の水利権者に頭を下げることなく、断水は避けられる、と言いたげである。筆者が「～聞こえる」とか「言いたげ」というのは、実は「精確にはそうは述べていない」からだ。

「検討の場」に出された参考資料「木曾川水系連絡導水路 水系総合運用について」p2の「木曾川水系連絡導水路の効果(洪水被害の軽減)の試算」には試算条件は記載されていない。ひたすら「導水路が出来れば水系総合運用が出来る、水系総合運用が出来れば断水の心配は(ほぼ)なくなる」というバラ色の未来が描かれている。

6月22日、愛知県が行っている「長良川河口堰検証」にイチャモンをつけたいのかな?と思える資料が中部地方整備局のHPに載った。<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisya/2011/06/0628.pdf>

このp9①の「木曾川水系連絡導水路の効果(洪水被害の軽減)の試算」によりやくもともとの試算条件が載っている。



※ 導水路整備前：現施設
 (＝牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、長良川河口堰(既利用分))、
 導水路整備後(現行運用)：現施設＋徳山ダム、新丸山ダム、木曾川水系連絡導水路
 水系総合運用：現施設＋徳山ダム、新丸山ダム、木曾川水系連絡導水路、
長良川河口堰(未利用分) (下線は筆者による)

「(少なからず余っている)長良川河口堰の水の未利用分も使うことが水系総合運用の前提」なのだそう。全く非現実的であり、まるで「水系総合運用をしたければ長良川河口堰の未利用分を取水する施設を作れ」という利権者に対する恫喝とも受けとれる。もっとも、これは裏返してみれば「導水路を作ったところで、洪水被害の軽減にはそんなに大きな効果はない」ということを示しているともいえる。

「社会情勢」からして、長良川河口堰の未利用分を使うための施設など出来ようはずもない。中部地整河川部のいう「水系総合運用」は実は幻であり、実現性に乏しい。

異常洪水に対しては、ハードではなく、ソフトで(まさに「総合的な」)対応することこそ、

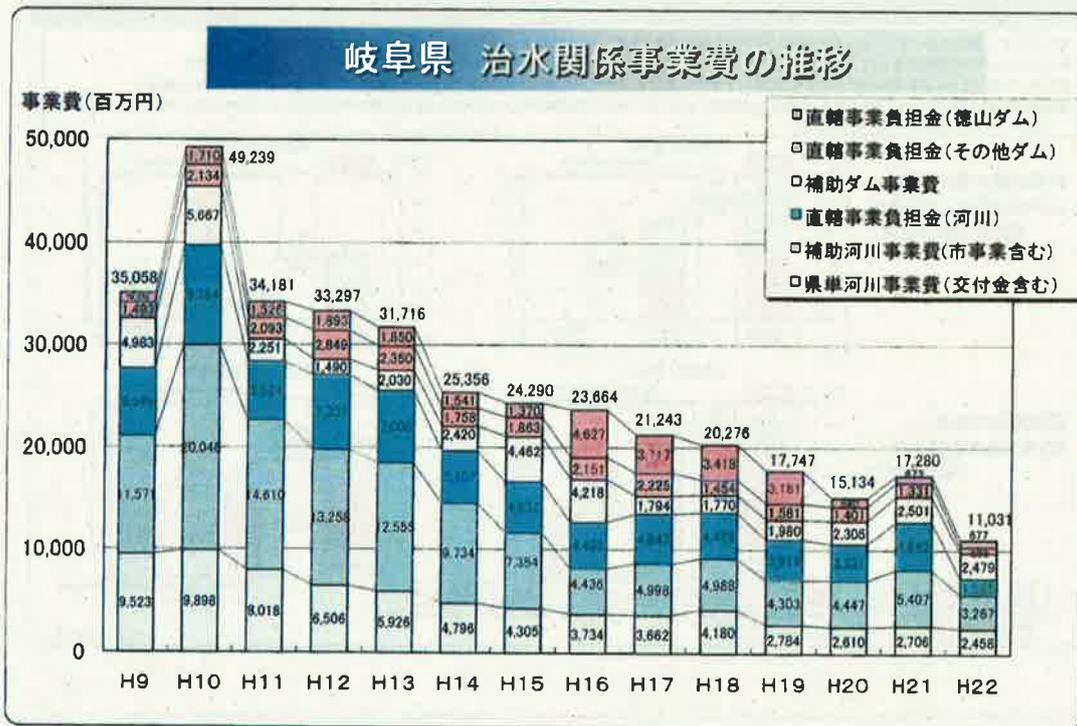
効果的であり実現性が高い。

4. 無駄な事業は治水事業を蝕む

上述のように木曾川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）は要らない。百歩譲って「ないよりあるほうがまし」だとしても、費用に大して効果は小さすぎる。

要らない施設に税金を投入することは、必要な事業を行えなくすることに他ならない。「治水事業は果てることのない事業である」、然り。「治水」アロケで890億円×65.5%も投入するという事は、それだけ他の治水事業を遅滞させることに他ならない。木曾川水系の堤防だけとってみても、早急に何らかの措置を講じるべき脆弱な箇所が何年にもわたって放置されている。河口部の堤防も大きな津波には耐えられそうもない。

下に貼り付けたのは何年度でも使っている岐阜県の治水関係事業費の推移グラフである。



※H9～H21は最終。H22は補助ダム、補助河川は内示額、他は県予算ベース。

岐阜県は昨年、とうとう起債許可団体に転落した。

311災害を経て、国の財政事情もまた、岐阜県よりよほど余裕があるとは言えない。愛知県もまた税収が落ち込むことは必然・・・。

無駄な事業は「やらなくてもいい」のではなく「やっちはいけない」のである。

(まとめ) 利水面からも環境面からも徳山ダムの水を長良川・木曾川に導水する必要はない。むしろ環境への悪影響が懸念される。有害無益な事業に巨額の公金を投入してはならない。木曾川水系連絡導水路事業は中止すべきである。

以上

別添 3

環境レポート（案）に関する意見

2009.8.27



1. 意見を述べる前に確認したいこと

(1) 事業遂行を前提にした「環境レポート（案）」

水資源機構木曾川水系連絡導水路建設所のHPには以下のように載っている。

「環境レポート（案）とは、事業を進めるに当たり、環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価・環境保全対策の検討を実施し、その結果を示して環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。」

「事業を進めるに当た」って、つまり事業（導水路建設）遂行を前提にして、その「環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた」ものだという。

もともと「環境レポートは”技術的レベル”で環境影響評価法と同等にものを作成する」というのだから（そして環境影響評価法での法書や準備書作成などは、事業遂行を前提にして事業者が行うのだから）、当たり前といえれば当たり前かもしれない。

事業費で34.5%を占める新規利水のこと（要・不要／是非）については利水者たる愛知県と名古屋市が、主に決めることである。ここで「要」となれば、「事業を進めるに当たり、環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価・環境保全対策の検討を実施し、その結果を示して環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめるのだ、というのは、それなりに合理性がある。

(2) 事業目的が根拠をもって説明されていない

しかし、当該事業の主目的は「流水の正常な機能の維持－異常渇水時の河川環境改善」である。ここで話はややこしくなる。事業費としては65.5%を占める事業目的＝「異常渇水時の緊急水補給」の必要性については、いまだ科学的根拠をもって市民に示されていない。（以下「事業目的」というときは「流水の正常な機能の維持－異常渇水時の河川環境改善」を指すこととする。なお「木曾川へ補給される緊急水を水道用水又は工業用水として特定の水利使用者の利用に供することは目的としておらず」（＝166国会 衆議院質問378への答弁書）なのであって、水道の断水の回避と「流水の正常な機能の維持－異常渇水時の河川環境改善のための緊急水補給」を混同するような説明は誤りである）。

説明会等では「異常渇水時に、正常流量に近づけるため」と国交省中部地整は言う（事業者である水資源機構は、何も言っていないようである。「聞いていない」）。

国会（衆議院）においても、166国会（07年6月）、168国会（08年1月）、169国会（08年6月）と重ねての質問主意書に対して

「水質悪化が改善されること等河川環境の改善効果があると考えており、木曾川水系連絡導水路事業は必要な事業であると認識している。」（169国会質問第561号への答弁書）

に典型的にみられるように、根拠を示すことなく「考えている」「認識している」という答弁に終始している。

市民団体としても、この「事業の必要性・妥当性」「河川環境の改善効果がある」につい

ての科学的根拠の提示を何度も求めたが（直近では長良川市民学習会の「長良川の魚類の生息及び木曾川のヤマトシジミに関する公開質問状」、市民側が専門家の意見をもって質問したことへの根拠を示したまともな回答はない。（やはり「…と考えている」類のことが並ぶ。「これから調査する」もあるが）

「890億円×65.5%（＝約583億円）を費やして行うべき事業なのかどうか」に関する説明責任を、市民・住民に対しても、国会に対しても、果たしていない。

（3）事業目的との不整合

事業目的である「異常渇水時の緊急水補給／河川環境改善／生態系保全」の根拠が提示されないままの、今般の「環境レポート（案）」供覧である。

これまで事業目的についての質問は、事業承継以前から国（中部地整）に対して行っているので、引き続き回答を求めてきたが、中部地整は「環境レポート（案）」がまとまったら…」という論理的には意味不明の返事を繰り返してきた。

さんざん待たせた挙げ句にHPなどの載ったの「環境レポート（案）」は「環境への影響は小さい」「変化は少ない」の羅列である。

この羅列を見ていると「そんなに影響が小さいのなら、プラス（環境改善効果）も軽微（僅少）に違いない。巨費を投じて行うような事業ではない」という確信を強めてしまう。事業目的に合理性がないのであれば、事業そのものを中止するべきであって、「環境レポート（案）」作成も供覧も意見聴取も「税金のムダ遣い」になってしまう。

以上のように、この「環境レポート（案）」は、「事業を進めるためのアリバイづくり」としか思えず、「このようなものに意見を述べるのは有害無益」と考えないでもない。

その上で、以下の意見を述べる。

2. 「環境レポート（案）」についての意見－1

局所混合（長良川・水温予測結果、「あらまし」p25）シミュレーションは無意味である－やっぱり「混ぜたら危険」？

（1）6月26日（第8回環境検討会）以降8月12日以前のやりとり

Q：この局所混合シミュレーションでは「水温・SS・BOD」について調査しているが、それを示されても、河川環境－生態系にどう影響があるかは分からないが？

A：完全混合シミュレーションだけでは不十分と（環境検討会）指摘されたので局所混合シミュレーションを行った。これが生態系にどう影響するか、という話はまだ…。

Q：「2次元平面モデル」ということだが（3次元であるべきかどうかは横におくとして）、どういふ水深の数値を入れて計算しているか。

A：（当初1.0mとしていたが訂正があった）0.5mの水深の流向と平均流速をシミュレーションに用いている。参考資料p98－p99のような計算式を用いている。

Q：緊急水補給は「正常流量に近づけるため」「30cmの水深がないと魚類の産卵が危ぶまれ、生態系に悪影響があるから」と説明されてきた。0.5mの水深の流向と平均流速を用いて計算したシミュレーションが、異常渇水時において、どういふ再現性（予測としての正確性）持つのか素朴に疑問だ。

A：H19・20年度に調査したが、そんなに大きな渇水はなく、水深0.5m（直接に

は)が妥当するようなときしか実測できなかった(忠節地点流量50 m³/S、70 m³/S。ADCP装置を用いて測定)。

Q:「30 cm(0.3 m)の水深が確保できない」状態のとき(※)の予測として、水深0.5 mのときの数値を用いて、意味があるのか(予測の正確性はどうか)。非常に浅いときは、大きな石一つが川底にあれば、流向は変化する。この辺りはどうか。

※ 後述する木曽川上流河川事務所のH16年度の忠節地点の水位-流量曲線図によれば、水深0.3m-流量12m³/S程度、水深0.5m-流量18m³/S程度と読み取れる。流量50m³/S-水深0.8m程度、流量60m³/S-水深1.0m程度と読み取れる。

A:10 m四方のメッシュを採り(1万箇所くらい)それぞれ流向(ベクトル)を2次元で分解して用いた。そのメッシュごとの数値は業者(コンサル)から成果品として受け取っていないので数値は判らない。多分、浅いところはそれなりの数値を使っていると思う。

忠節地点流量50 m³/Sと70 m³/Sで再現性を確認している。

Q:忠節地点流量50 m³/Sと70 m³/Sでは、緊急水を補給するような異常渇水時とはほど遠い。

他方「平六渇水時の環境被害データはない」と国会の質問主意書の答弁書で言い切っている。そのときにH18・19年度の予算で、定量的な効果も調査する、としている。この局所混合のミュレーションと「影響は小さい」という結論を見る限り、583億円をかけて河川環境を改善する、という事業目的に、科学的で正当な根拠があるとは思えないが、如何?

A:(特になし)

(2) モデル作成の妥当性について

8月12日の「説明会」以降も、木曽川上流河川事務所が毎年作成している水位-流量曲線図(忠節地点。忠節は河川整備基本方針の正常流量の基準地点でもある)も貰ってなお質問した。回答は★印《 》内。

★ 《実測した時期には大きな渇水がなかったから》

… これは減多に起こらない(近い値さえ減多に生じない)異常渇水を想定している、ということを物語っている。生起確率も計算できない、極端な(※)異常渇水に備えるとして巨費を投じるにあたって、その極端な事例の際の環境への影響を予測するに相応しいモデルも作成できないのである。

※ 「緊急水を流す必要な場合」は、平六渇水のあった1994年を含む1991年~2000年までの10年間で26日間だそうである。

木曽川=26日間(うち25日間は1994年、1日が1995年)

長良川=23日間(すべて1994年。すべて木曽川の26日間の中にダブる)

長良川においては、生起確率の計算もできない既往最大の異常渇水である平六渇水以外には全く不要な施設なのである。(平六渇水において緊急水の補給が必要だった、という言い分を認めるものではない。国会(衆議院)への答弁書の通り、平六渇水時にも生態系に深刻な被害は観測されていない、つまり結局のところ「想定しうるいかなる場合にも不要」なのである。)

★ 《実測は実測であって、『平均水深0.5 m』の数値を用いたのは再現性の確認のとき》

… これは、ついさきほど(27日15時)に事業者(水資源機構中部支社の担当者)が強調したことである。どうも、「私()の誤解だ」と言いたいらしい。再度、上記のような2ヶ月近いやりとりをもう一度問い直したが、回答は変わらない。結局のところ何がどう「誤解」なのかも分からないので、こちらの意見に影響を及ぼさない。

★ 《洪水のときに『引き伸ばし』をかけるように(流量の異なる場合にも)適切な処理

を施して数値を使用できる》

… そもそも国交省による基本高水の概念にも算出方法にも大いに疑義があるが、今はあえてそれを脇に置く。高水計画で「引き伸ばし」をかけたことは知っている。しかし、高水計画でも、2倍以上の引き伸ばしになるケースは極力排除している。あまりにも大きな引き伸ばしをかけると予測の正確性に問題を生じるからである（当然である）。

事業目的に関して「異常渇水時に正常流量に近づけるために緊急水を補給する」と説明（？）されている。忠節地点での正常流量26 m³/Sの2倍、3倍の流量で「再現性を確認した」と言われても納得できない。まして「異常渇水時／正常流量を遥かに下回るときの緊急水補給」が問題になっているのである。平六渇水では、7 m³/Sであったという。ならば7倍、10倍で「再現性を確認した」ことになってしまう。

これは妥当か？

国も事業者も「一般的な河川の混合モデルが平面2次元モデルであり、その平面2次元モデルの一般的な作成方法を採用している（から問題はない）」というのみであって、「緊急水の補給が必要な異常渇水時」のモデルの作成と検証方法について、この方法が妥当かどうかについては説明していない。「学術的にオーソライズできるものがあるのか、論文等を紹介して欲しい」という要求に対しては現時点では無視されている。

結局のところ、この混合モデルについて

- ① 河川管理者が妥当だと考えているから妥当だ
- ② どうせ専門家にしか分からない

ということしか、私に理解できる返答はない。

①も②も「河川管理者と事業者が決めるのだ（シロウトが分からなくても構わない）」との姿勢であり、ご大層に「環境レポート（案）」「供覧」「説明会」「意見募集」のすべてが無意味（茶番）である、と言っているに等しい。このような茶番に付き合っ「皆様から広くご意見を伺いました」と責任転嫁の理由にされてはたまらない。

（3）「平均水深30 cm」の怪

上記の一連のやりとりの中で、忠節地点の正常流量が「平均水深30 cm」で算出されていることを改めて知った。「代表魚種の産卵に30 cmの水深が必要」（とてもではないが首肯できない）だとして、「平均水深30 cm」というのがどこから出てくるのか？

挙げられたどの魚種でも「川幅全体の平均水深」を測って産卵したりはしない。河床の状況や水温など諸要素も含めた一つの条件として産卵場所の水深が一定程度あるかどうかの問題である。「局所混合」の説明では「放流地点から1300 mくらいまでは水温差などがある」と認め、「その範囲ならば、魚類は産卵場所を適切な水温の場に変えるなどするだろうから影響は少ない」という意味の説明が、6月26日の環境検討会では述べられた。流れの縦断方向についての水温については「適切な場所を探すだろう」と言い、横断方向では「平均水深30 cmを確保すべき」と言う。「ご都合主義」と批判せざるをえない。

（4）生態系への影響は何ら説明されていない

『水温・SS・BOD』について調査しているが、それを示されても、河川環境—生態系にどういう影響があるかは分からない」という質問には、「環境影響評価法によるダム等のアセスのマニュアルに載っている」という返事を貰った。マニュアルにあらうがなかろうが、この指標が生物環境—生態系にとってどういう意味があるのかが説明できなければ、

「変化は少ない」等を繰り返しても無意味である。

生態系典型性（河川域）につき「あらまし」p54～p55の表は「変化は小さいと考えられます」「典型性は維持されると予測されます」が並んでいる。

が、その「考える」「予測する」根拠は、どうやらこの「局所混合」に見られるような、およそ科学的とは言えない手法による「調査結果」「予測手法」によるものらしい。

何のための調査であり「環境レポート」なのか、理解に苦しむ。

3. 「環境レポート（案）」についての意見－2 行われるべき調査が行われていない

（1）低周波騒音について調査していないこと（「あらまし」p11）

騒音被害は、可聴域騒音だけで発生するのではない。低周波騒音は、広範囲にわたる（波長が長いゆえ）、すぐに体調不良の原因が特定しにくい、などもあって、深刻な健康被害をもたらすことが多い。しかし低周波騒音については「調査していない」とのことである。これでは工事箇所に近い所（低周波騒音被害の可能性のある範囲）の住民は心配でたまらない。

（2）地下水の不安（「あらまし」p33）

特にNATM工法において、以下の点に不安を覚える。

- ① 地下水位が（覆工後も）10mも下がると予測されていること
- ② 地下水の浸透量（予測）が示されていないこと

①は、岐阜市民の水源に関わる問題であり、「多分影響はないと思います」（＝8月12日「説明会」での回答）で済むことではない。

②は、量によっては「地下水が河川に流入する影響」を調査しなければならなくなる。平六湖水のときのような猛暑の異常渇水時に水温16～18度の地下水が、一定量以上流入するのであれば、河川環境への影響は極めて大きい。

（3）生態系全体への影響の調査はなされていない（「あらまし」p54～p55）

2.（4）とほぼ重複する。まさに「（結論だけはあれど）まともな調査は何もされず、何も説明していない」に等しい。

4. 結語 … ゼロ・オプションで

事業目的の根拠がまともに説明されないままに、事業遂行を前提にした「環境レポート（案）」を作成し、それへの意見を求めている（そして「説明会」等で疑問を發してもまともな回答がない）状態そのものが認めがたい。

利水のほうの事業目的には、今、黄色か赤色の信号が点っている。この「環境レポート（案）」は「河川環境の改善」なる事業目的の根拠の無さを一層明らかにしただけである。ゼロ・オプションで見直すべきである。

以上

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		無職	⑤年齢	72歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		「別紙」のとおり 要約：東日本大震災からの復興が緊急の課題となっている今日、国交省がなすべきことは、可能な限りの予算と人材を復興事業に集中することである。今回示されている「対策案」なるものは、検討に値するものではない。				
その他		なお「別紙」は、名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED] での、原告意見陳述書の写しである。				

原告 [REDACTED]

被告 愛知県知事外 1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成22年8月23日

原告 [REDACTED]

私は、[REDACTED]といます。私は、とにかく税金の無駄遣いを止めさせたいという一心で、本件行政訴訟の原告になりました。現在は、[REDACTED]の一員として、微力ではありますが、税金の無駄遣いの監視活動をしています。

私は、陳述の機会を得ましたこの場で、大きく二点のことを述べたいと思います。その1は、被告・愛知県が陥っている財政状況の中で、本件公金支出における合理性の問題であり、その2は、本件裁判のように住民が提起する公金支出差止請求の意義についてであります。

私は、去る6月12日、本件行政訴訟を支えている「[REDACTED]」が主催した会合で、[REDACTED]教授の、「愛知県財政と公共事業」と題する講演を聴くことができました。

教授によれば、愛知県の県債残高、つまり弁済しなければならない借金の額は、平成22年度末には4兆5千億円を超えるということです。愛知県の県債残高は、1兆円を超えた平成2年度から今年度まで、ズーと増え続けています。それは、この間、万博や中部国際空港などの巨大プロジェクトをやり抜くために、毎年度巨額の県債を発行し続けてきたためであり、万博後は、長良川河口堰、徳山ダムなど、水資源開発施設の建設負担金が、軽視できない比重を占めてきたことは明らかです。

しかも、一昨年秋に発生した世界大不況は、県下の最大企業であるトヨタ自動車であっても、その基盤は極めてもろいものであることを露呈させ、その結果、愛知県の法人二税の収入は激減しました。端的に言えば、国の国債と同じく、愛知県の県債の返済はすでに不可能な事態に陥っていると言っても言い過ぎではありません。だからこそ、私たちの世代は、貴重な税金を不要不急な事

業に支出することは厳に慎んで、万人の目から見て明らかに必要な施策への支出に限定すべきであり、この点にこそ、事業の合理性の根拠が求められるべきだと考えます。これに反して、「先行投資」という美名に隠れて、その効果に争いがある事業に支出を続けることは、結果として、後代の人々に重い財政的負担のみを背負わせることになりかねません。

ところで、私は、去る6月30日、設楽ダム建設への公金支出の差止を求める裁判の判決法廷を傍聴しました。残念ながら原告住民側敗訴の判決でした。私は、原告側があれほどまでの資料を集め、あれほど多彩な証人を用意したのに、何も立証できなかったのかと、残念な思いで判決報告集会に参加しましたが、そこで、利水量の見通しについて、当裁判所が、「平成27年度における愛知県需給想定値に達しない可能性が相当高い」と認定しながら、長期的な見通しにたって水需要の見通しを立てるといふ行政の政策裁量権を強調して、そんな想定でも、「著しく合理性を欠くと断ずることはできない」と結論づけたことを知り、愕然としました。

裁判所が、これほどまでに行政の自由裁量権を認めてしまったら、住民が裁判で税金の無駄遣いを止めさせる道は、ほとんど皆無であると言わざるを得ません。行政官僚が、「下々の民」の将来のことを慮って、「大きめ、大きめ」な公共事業を計画することは、すべて善政とされてしまいます。そこには、もっともらしい計画論はあっても、「下々の民」の血税を有効に使うべきだといふ経営論は全く考慮されていません。

この論理を本件事件に当てはめれば、木曾川水系に深刻な渇水が未来永劫発生しないと断言はできないのだから、たまたま徳山ダムに貯まっている水を木曾川に導水して万が一に備えるのは、行政の自由裁量権の範囲内だということになってしまいます。その施策によって、いかに生態系が破壊されようとも、そして、いかに税金支出がムダになろうとも、「著しく合理性を欠くと断ずることはできない」ことになってしまいます。

未来永劫を見通すことは、人間である以上、誰にもできません。だからこそ私たちはその蓋然性を争って、情報公開請求制度などで集めた資料をもとに、訴訟を提起しているのです。

地球的な規模で経済成長の限界が指摘され、公的債務の膨張が問題とされる中で、わが国も、愛知県も、深刻な借金財政に喘いでいます。

貴裁判所におかれましては、子孫にツケを回さないという視点から、税金を必要なことに、大切に使うという経営論を踏まえられて、事業の合理性についての的確な判断を示されるよう切望してやみません。

以 上

乙

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		[Redacted]	⑤年齢	⑥性別	[Redacted]
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (10)	羽島用水は、農業用水路のほとんどが開水路であり、約30カ所の分水工に80人ほどの管理人を配置し、ゲート操作等の配水管理や節水に努めています。それでも用水が不足するところは、約40台のポンプを設置して、地下や排水路から用水の反復利用を行い、毎年約1千万円の経費が必要となっています。このように、農業用水の節水利用に努力し、農地を保全し続けている利水者側に立てば、現農業用水に転用の余地はありません。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (9)	同上			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		[REDACTED]	⑤年齢	[REDACTED]	⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(10)	当地区の農業用水路は、水道用水とは違い、いまだに末端水路の約7割が開水路であるため、農地が減少してもそこに水をとどけるためには従来通りの水の高度で流す必要があります。さらに、末端用水路は、排水路を兼ねており、宅地化・道路の整備に伴い水路が深くなるなど昔に比べて断面が大きくなり、適切に配水するために多くの水が必要となってきました。このため、農業用水の転用は営農に大きな支障が生じ困難です。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(9)	同上			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		⑤年齢	⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見	
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(10)	本地区は、節水のため番水制を実施しており、1週間に8時間しか水が取れない地域もあります。用水量の不足するところには、約80台のポンプを設置して反復利用しているのが実態です。それでも農家の方から水が出ないと苦情が殺到し、配水担当者は日夜休む間もなく配水調整に苦闘しています。これ以上水がなくなれば非常に困ります。	
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(9)	同上	
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について			
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について			
その他			

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(4)	矢作川では、明治用水頭首工下流の補給水として建設が予定されていた上矢作ダムが先送りとなり、合わせて、矢作川唯一の水瓶である矢作ダムの堆砂等、渇水頻度が極めてたかい状況からも他水系への導水については論ずることすら愚かなものと思われる。設楽ダム建設にかかるパブコメで豊川への「導水は出来ない」と結論づけられたにもかかわらず、再度、木曾川への導水の提案は、利水者の河川管理者への信頼、協力意識を無視し、これを壊すものである。中部地方整備局とは水利調整協議会で徹底討論していきたい。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(4)	同上			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県) (市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		⑤年齢	54 ⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見	
(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	愛知県は尾張地域に木曾川総合、河口堰の大量の水を余しており、県水の供給量は伸びていません。名古屋市の日最大給水量は100万m ³ /sを切っており、給水能力の拡張は中止され、水利権も削減されています。工業用水道も需要が減少しており、大治浄水場の水道水で対応できます。異常渇水対策には、項目として挙げられていない、農業用水との調整と、木曾川の維持流量の切り下げが最も有効です。	
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	木曾川下流では成戸地点に正常流量が通常年で50m ³ /s、渇水年では40m ³ /sとされていますが、河川環境への影響が現れるのかどうか立証されていません。今渡100m ³ /sルールによって下流部は比較的安定した流量が流れていますし、渇水年に農業用水の自流の取水が多いままだと、馬飼頭首工直下の流量がほとんどなくなるときもありました。徳山ダムの渇水対策容量を使うためという本末転倒した計画です。	
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川水系フルプランでは、木曾川総合用水の完成以降、大幅な水余りとなっています。長良川河口堰も徳山ダムも不要な施設であり、水道や工業用水道事業で料金収入から建設費を償還できずに、税金から支払う事態に陥っています。地域経済や地方財政も厳しい中で、導水路の建設に890億円もの費用をかけるのは明らかにムダです。	
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		新規利水としては不要です。人口減少社会への移行や節水化の進行、水道事業のダウンサイジングの中で、新たな利水のための施設は不要です。異常渇水対策は、徳山ダム、導水路の事業費のアロケーション上では治水に入り、国が7割を負担します。しかし、異常渇水時の導水路からの補給水を、渇水時の利水に使うという矛盾した考え方を中部地整は示しており、財政負担の原則が破られているのは問題です。	
その他		名古屋市の工業用水道(0.7m ³ /s)と異常渇水時の補給水(4m ³ /s)が、長良川の古津地点に放流されて、下流施設では背割堤を越えて木曾川に導水される計画です。長良川にも忠節地点で26m ³ /sの正常流量が設定されていますが、20m ³ /sを下回っていることはしばしばあって、この設定は無意味です。その上、水温が低く、水質のよくない揖斐川のダム水を、清流長良川に流すのは反対です。	

意見書

木曾川水系連絡導水路事業における 名古屋市・愛知県の利水目的の必要性について

2011年6月28日

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

1. 徳山ダム、木曾川水系フルプラン、導水路事業の経緯

徳山ダムの完成（2008年）と前後して、このダムの利水容量を揖斐川下流で取水し、美濃山地と途中の根尾川、長良川の支流をトンネルとサイフォンでくぐって、長良川を一部経由しながら、木曾川まで導水する「木曾川水系連絡導水事業」（以下、導水路と略す）の計画の検討と調査が進められてきた。現在（2011年）、「ダムによらない治水、利水」の見直しの中で新たな建設工事は休止されている。まず、徳山ダムの完成から導水路事業の計画に至る経緯と、木曾川水系の都市用水需給全体が過剰開発となっていることを述べる。

高度成長期に都市用水の需要が急増する中で1961年に水資源開発促進法が制定されて、利根川、淀川など全国の主要水系が指定を受けた。木曾川水系が指定されたのは65年で、68年に最初の木曾川水系水資源開発基本計画（以下、フルプラン）が策定される。

徳山ダムは、当初は水力発電を目的として電源開発株式会社によって調査（1957年から）が行われたが、木曾川水系フルプランの次の全部変更（1973年）において水道、工業用水の水源施設として位置づけられた。治水（洪水調節）でも木曾川工事実施基本計画における揖斐川の変更（1975年）が行われる。都市用水、発電、治水の多目的ダム事業となって、1976年に水資源開発促進法による事業実施方針の指示、事業実施計画の認可が行われている。

揖斐川上流部の徳山ダムからの補給水を名古屋市と愛知県が取水して利用するためには、長良川を越えて木曾川まで導水する必要がある。しかし、その事業内容やルートに関しては、徳山ダムが完成するまで明らかにならなかった。本来はダムの完成と同時に、あるいは遅くとも10年以内には利用されて、ダムの事業費の償還（減価償却）を料金収入から行わなければならないのであるから、これ自体が異常である。

徳山ダムを位置づけた1973年フルプランの年は、まさに第一次石油危機によって日本の高度経済成長が終焉した時であった。木曾川水系の都市用水の需要はここを転機として、工業用水では減少し、水道用水の伸びも低下した。73年フルプランは1985年における木曾川水系の都市用水の総需要を、地下水、河川自流水、既得水源（愛知用水）を含めて178 m³/sと予測し、6つのダム、河口堰等の新たな施設を加えても供給能力は158 m³/sであってまだ不足するという、余りにも膨大な需要予測を行っていた。実際に目標年となった85年における実績は77 m³/sに過ぎなかったのである（図1）。

73年計画の目標年であった85年を過ぎても、フルプランの改訂は放置されていた。88年に長良川河口堰の本体工事が着工されると、都市用水需要の低迷と河川環境への影響から、無駄な公共事業ではないかとして大きな反対運動が繰り広げられた。河口堰の事業が進んでいるにも関わらずフルプランが改訂されていなかったことが指摘されて、1993年になってようやく1986年までさかのぼって、2000年を目標年とした全部変更が行われた。87年から91年までの日本経済のバブル期には、都市用水需要も90年には80 m³/sまでいくぶん、増加している。その後の長期不況や1994年の大洪水を経て、2000年の需要実績は75 m³/sまで低下しており、93年フルプランの予測が誤っていたことが明らかとなった。

2000年を過ぎても93年フルプランはまたもや改訂されずに過ぎていた。ところが2003年の徳山ダムの事業費が当時の実施計画による2540億円を使い切って不足することが明らかとなり、ダムの事業実施計画、さらにはフルプラン自体も改訂せざるとえなくなった。04年に改訂された計画は2015年を目標年として、再び87 m³/sまでの需要の増加を予測したが、2005年の実績はさらに下がって73 m³/sとなっているのである。

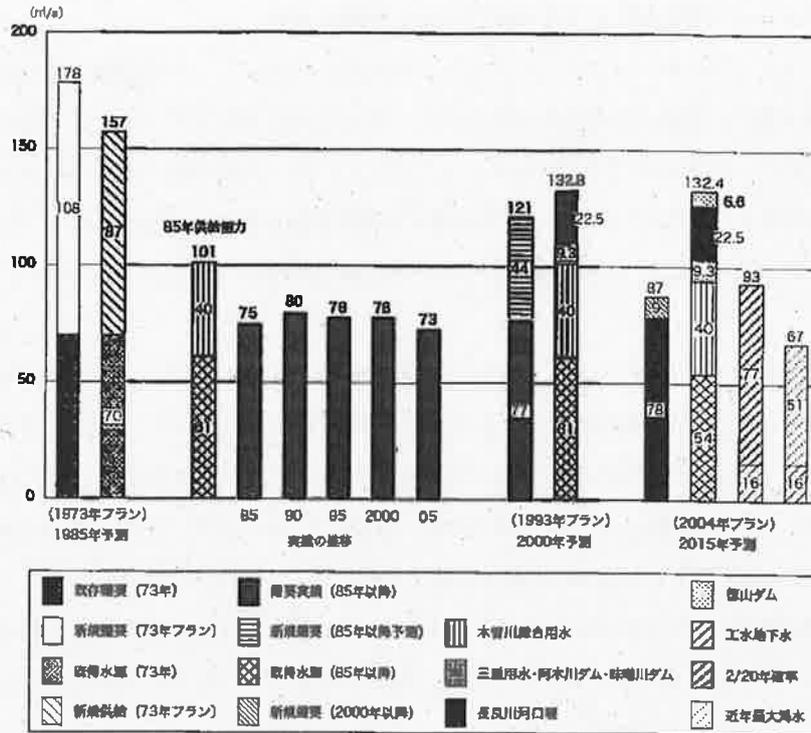


図1 木曾川水系フルプランにおける需要の予測と実績, 供給施設

資料：各次の木曾川水系水資源開発基本計画，工業統計表用地・用水編，愛知の工業，水道統計

注：需要実績には，1993年フルプラン以降に指定地域を拡大して入った三重県の中勢地域は含まない。

表1 徳山ダムの都市用水の開発水量の変更

		1976年計画	1998年見直し	2004年変更
水道用水	岐阜県	1.5	1.5	1.2
	愛知県	4.0	4.0	2.3
	名古屋市	5.0	2.0	1.0
	小計	10.5	7.5	4.5
工業用水	岐阜県	3.5	3.6	1.4
	名古屋市	1.0	1.0	0.7
	小計	4.5	4.5	2.1
計	15.0	12.0	6.6	

徳山ダムによる都市用水の開発水量は，76年実施方針では最大取水量で15.0 m³/sであった。徳山ダム事業審議会の最中に，名古屋市が水道需要が伸びないことから水道で3.0 m³/sの削減を要求し，全体で12.0 m³/sとなり（1998年見直し），この分に相当するダム容量は「渇水対策容量」として位置づけられた。さらに，2004年の変更では利水容量は6.6 m³/sと，当初計画の44%まで縮小された。このうち岐阜県の水道（1.2 m³/s）と工業用水（1.4 m³/s）はともに，地下水の豊富な西濃地域では利用の予定がまったく立っていない。木曾川水系連絡導水路は，愛知県の水道（2.3 m³/s）と，名古屋市の水道（1.0 m³/s）及び工業用水（0.7 m³/s），計4.0 m³/sを木曾川まで導水するとともに，「渇水対策容量」から，一部，長良川（4.0 m³/s）を經由しながら，木曾川の成戸地点まで16.0 m³/s，利水と併せて計20.0 m³/日を補給する計画となっている。

2. 木曾川水系フルプランの中間評価における需要の予測と実績の乖離

2015年を目標年とした2004年フルプランもすでに5年以上が経過して、中間評価が行われた。2009年5月に名古屋市長が導水路から撤退する方針を明らかにし、民主党政権に替ってダムによらない治水・利水を再検討していくことから、導水路事業の建設がストップされている。中間評価が行われた木曾川部会（平成22年5月25日）の資料4「木曾川水系における都市用水の需要実績の動向（概要）」から、2000年（プランでは02年の実績まで記載）の実績、2015年予測と2007年実績の乖離についてみておきたい。

(1) 水道

水道における給水人口は2000年の803.2万人から07年実績は826.9万人で、15年の想定は827.7万人にすでに近づいており、この間、東海地域における経済が好調だったことを示す（表2）。1日平均給水量は、304.8万m³/s（2000年）から321.3万m³/s（2015年）に15年間で5.4%、増加するとされていたが、07年実績（以下、2000年、2007年実績、2015年予測を対比）は298.4万m³/sで、逆に7年間で-2.1%、減少している。その原因は給水量原単位と負荷率の予測が実績と乖離していることが大きい。

1日1日平均給水量の原単位は、379.4ℓ/人・日から388.3ℓ/人・日に2.3%上昇するとされたのに対して、2007年は360.9ℓ/人・日で逆に-4.9%、低下しており、節水化が進んでいることが明らかである。

表2 2004年フルプランの水道用水実績と2015年想定との乖離

項目	単位	2000年実績	2007年実績	2015年想定
① 行政区域内人口	千人	8,187	8,418	8,329
② 水道普及率	%	98.1	98.2	99.4
③ =①×②水道給水人口	千人	8,032	8,269	8,277
④ 家庭用水有収水量原単位	リットル/人・日	250.0	257.9	268.7
⑤ =④×③家庭用水有収水量	千m ³ /日	2,008	2,132	2,224
⑥ 都市活動用水有収水量	千m ³ /日	573	425	583
⑦ 工場用水有収水量	千m ³ /日	116	111	145
⑧ =⑤+⑥+⑦1日平均給有収水量	千m ³ /日	2,703	2,668	2,952
⑨ 有収率	%	88.7	98.4	91.9
⑩ =⑧/⑨1日平均給水量	千m ³ /日	3,048	2,984	3,213
⑪ =⑩/③1人1日平均給水量	リットル/人・日	379.4	360.9	388.3
⑫ 負荷率	%	81.1	85.3	77.3
⑬ =⑩/⑫1日最大給水量	千m ³ /日	3,757	3,497	4,158
⑭ 利用量率	%	96.1	94.2	92.7
⑮ =⑩/⑭/86.4 1日平均取水量	m ³ /s	37.03	36.65	40.47
⑯ 1日最大取水量	m ³ /s	46.93	41.65	52.37
I 指定水系分	m ³ /s	44.69	39.65	50.15
II その他水系分	m ³ /s	2.24	2.00	2.22

資料：国土審議会水資源開発分科会木曾川部会（2010年5月25日）「木曾川水系における都市用水の需要実績の動向（概要）」、一部修正。

1日最大給水量に対する1日平均給水量の比率である負荷率は、81.1から77.3に低下するとした想定に反して、実績は85.3と上昇している。全国的にも平均給水量と最大給水量との差は小さくなってピークの需要が落ちてくる傾向にある。日最大取水量（指定水系）では44.69m³/s（2000年）から50.15m³/s（2015年）に12.2%、増加するに対して、中間実績は39.65m³/s、-11.3%の減少幅である。

一つ前の1993年フルプランでは1986年から2000年までの需要予測が行われていた。木曾川部会（第2回、2004年4月13日、資料3「木曾川水系における現行水資源開発基本計画に係る水の需給の状況等について（総括評価）」）では、この93年プランの事後評価が行われている。2000年に1日最大取水量が61.1m³/sとなると見込んでいたのに対し、同年度の実績は44.5m³/sとなっており、見込みに対する実績の比率は約73%だった。その原因としては、給水人口の伸びの見通しより若干下回っていたこと、1人1日平均給水量の伸びが見通しを下回っていること等により、水道事業の需要見通しと実績が乖離したと述べている。

2004年フルプランは93年プランと同じく1人1日平均給水量の原単位の予測の誤りを再び繰り返していることに加えて、負荷率の設定の誤りを犯している。04年プランの増加予測に対して、原単位、利用率、負荷率の操作が過大な需要予測となっていることを計画策定の直後にすでに指摘したが（XXXXXXXXXX）、2007年までの実績はこれを裏付ける結果となっている。

(2) 工業用水

工業用水については、実質工業出荷額（1995年価格）は28.5兆円（2000年）から38.9兆円（2015年）への成長予測に対して、中間実績は35.4兆円（2007年、以下も同じ年次で対比）である（表3）。2000～2015年の期間を年平均で2.1%の成長率とすれば、07年の予測に当てはめると32.9兆円なので、すでにこれを上回っており、08年の経済危機の直前までは予想以上に好調であった。

表3 2004年フルプランの工業用水実績と2015年想定との乖離

項目	単位	2000年実績	2007年実績	2015年想定
① 工業出荷額（1995年価格）	百万円	28,451,745	35,410,050	38,915,241
② 工業出荷額（名目値）	百万円	27,247,140	33,097,979	
③ 工業用水使用水量（淡水）	千m ³ /日	17,018	16,457	20,397
④ 回収率（③-⑥）/③×100	%	79.4	81.6	81.3
使用水量原単位	(m ³ /日) / (億円/年)	59.8	46.5	52.4
⑤ 補給水量原単位	(m ³ /日) / (億円/年)	12.3	8.6	9.8
⑥ 工業用水補給水量（淡水）	千m ³ /日	3,499	3,031	3,806
（うち、工業用水道）	千m ³ /日	1,439	1,368	1,727
⑦ 工業用水道1日平均取水量	m ³ /s	17.47	17.39	22.29
負荷率	%	88.2	90.9	91.4
⑧ 工業用水道1日最大取水量	m ³ /s	19.81	19.13	24.40
I 指定水系分	m ³ /s	15.42	14.80	18.81
II その他水系分	m ³ /s	4.39	4.33	5.59

資料：表2に同じ、一部修正。

淡水補給水量は 345.0 万 m³/s から 380.6 万 m³/s まで 8.8%、増加する予想に対して、中間実績は 303.1 万 m³/s で、半分弱の期間で-13.4%と大きく減少している。工業用水道の指定水系分は 15.42m³/s から 18.81m³/s への増加予測に対して、中間実績は 14.80m³/s とここでも減少している。

これは補給水量原単位 (m³/日) / (億円/年) では 12.3 から 9.8 の予測に対して、07年ですでに 8.6 とかなり下回っているためである。部会資料には淡水使用水量原単位 (m³/日) / (億円/年) の項目はないので算出して挿入すると、59.8 から 52.4 に 15 年間で-12.4%低下する予測に対して、7 年間で-22.3%とすでに大きく下回っている。

工業用水についても 2000 年プラン策定の際の事後評価を振り返っておく。93 年プランでは 2000 年に 1 日最大取水量で 33.3 m³/s となると見込んでいたのに対し、実績は 15.4 m³/s となっており、見込みに対する実績の比率は約 46%と大きく違っていた (前掲、第 2 回木曾川部会資料)。その原因について、地域の工業出荷額の伸びが見通しを下回っていること、単位工業出荷額当たりの補給水量 (補給水量原単位) が見通し以上に小さくなっていること等より、工業用水道事業が木曾川水系に依存する水量の需要見通しと実績が乖離しているとされていた。出荷額、淡水使用水量原単位、回収率によって工業用水の需要を予測するのは誤りであり、04 年プランも同じ誤りを繰り返していることを指摘してきた ()。そして、今回の中間評価でも、またもや原単位の予測が大きく違っているのである。

木曾川水系における工業用水需要は高度成長末期までは増加していたが、第一次石油危機 (1973 年) を契機として大幅に減少した (図 2)。原因は、回収率の上昇と、地下水の揚水規制、尾張工業用水道への強制転用 (87 年) であった。バブル期は若干、増えたが、不況に入り、94 年の大渇水で一段と落ち込んだ。工業用水道では微減もしくは横ばいとなっているが、繊維産業の衰退によって地下水の減少傾向が続いていることが大きい。2008 年のリーマンショックによって 09 年の減少も大きい。したがって、93 年や 04 年プランのように工業用水の需要が増加に転じるという予測は全く非現実的だったのである。

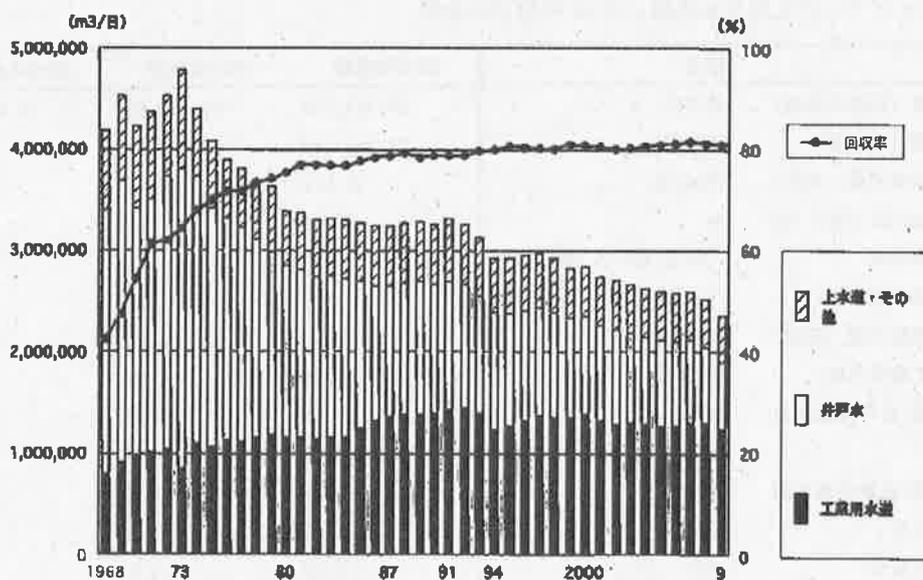


図 2 木曾川水系における工業用水の推移

資料：工業統計表 用地用水編，愛知の工業

1983年に完成した木曾川総合用水事業（都市用水の開発水量、39.56 m³/s、岩屋ダム、木曾川用水など）の時点で、すでに大幅な水余りとなっていた（図1、表4）。工業用水では、岐阜県（5.13→4.08 m³/s）、愛知県の名古屋臨海（2.52 m³/s）、三重県の北勢（4.5→2.0 m³/s）と未利用の開発水量が非常に多く残された。河口堰の完成後、暫定で愛知用水の水道に利用されていた名古屋臨海工業用水道も長良導水（2.86 m³/s）に転換されて、再び使用する目処がなくなっている。

さらに最近（2009年）、水利権更新の際に、実績および近い将来の需要を除いて、不要とされた水利権は削減されている。愛知県では、地盤沈下対策の尾張工業用水道では、繊維産業の衰退にともなって給水量が減少しており、木曾川総合用水の水利権は3.78m³/sから2.01m³/sに半減された。また、三重県の北伊勢工業用水道は、木曾川総合用水で当初、9.0m³/sを確保していたが、その半分の4.5m³/sしか4期事業の専用施設を設けなかった（36万m³/日、現在は40万m³）。河口堰で不必要と主張した2.0m³/s分とともに、木曾川総合用水からも愛知県と名古屋市に2.0m³/s、計4.0m³/sを移譲し、7.0m³/sを確保していたが、これも5.38m³/sに水利権を削減されている。名古屋市の水道でも、木曾川自流と木曾川総合用水、味噌川ダムで計20.0 m³/sの水利権は、2015年の需要予測（124万m³/日）に見合う15.49 m³/sとなっている。

徳山ダムとその導水路による給水地域である愛知県の尾張地域の水道用水と、名古屋市の水道用水と工業用水道についてそれぞれ検討して、新規利水の観点からも不要であることを述べる。

表4 木曾川総合用水、長良川河口堰、徳山ダム、木曾川水系連絡導水路の開発水量と水利権の実態

木曾川総合用水	39.56						【水利権見直し（2009年）】
水道用水	19.13	岐阜県	0.97		可成り上水道用水供給事業	0.80	【都合 1.9 → 1.642m ³ /s 川合 0.4m ³ /s→ 0.3m ³ /sまでは岩屋ダム 超える分は阿木川・味噌川ダム
		愛知県	5.32		愛知県水道用水供給事業（尾張）	1.90	
		名古屋市	11.84		名古屋市水道事業	0.10	（導水路・拡張計画がない） 次山第二 8.3 → 5.674 岩屋・木曾川総合 朝日4.14 → 2.256
		三重県	1.00		北勢水道用水供給事業		
工業用水	20.43	岐阜県	5.13	4.33	可成り工業用水道事業	0.18	低額償還、一般会計償還済み
		愛知県	6.30		尾張工業用水道事業	3.78	【遠尾第二 3.78 → 2.01】
		三重県	9.00		名古屋臨海工業用水道事業 北伊勢工業用水道第4期 残り4.5の内の2	2.52 4.50	未利用に 【7.0 → 5.38】 0.5利用、残りは未利用
							（工水休止暫定水利の振替入）
長良川河口堰	22.50						
水道用水	7.70	愛知県	2.86		愛知県水道用水供給事業（知多）		水質の悪化 導水路・拡張計画がない
		名古屋市	2.00				
		三重県	2.84		北勢・中勢水道用水供給事業	1.94	拡張中止、残りは一般会計負担
工業用水	14.80	愛知県	6.39	8.39		水道転用 5.46	拡張計画はない 未利用、一般会計負担
		三重県	8.41	6.41			
徳山ダム	6.60						
水道用水	4.50	名古屋市	1.00				導水路
		愛知県	2.30				同
		岐阜県	1.20				西濃の事業計画がない
工業用水	2.10	名古屋市	0.70				長良川経由で導水
		岐阜県	1.40				西濃の事業計画がない

3. 尾張地域の水道

尾張用水地区（尾張北部）と愛知用水地区（尾張東部と知多）とにおける愛知県水道用水供給事業の尾張地域（名古屋市水道の給水範囲を除く）をみる。

尾張地域の給水人口は2000年の276.0万人から2009年の289.8万人まで5.0%、増加している（図3）。日最大給水量は115.3万 m^3 /日から109.3万 m^3 /日に-5.2%、日平均給水量でも97.3万 m^3 /日から95.6万 m^3 /日に-1.7%の減少である。前者は1人1日当り最大給水量の原単位が418 l /人・日から377 l /人・日に-9.7%低下しているために、給水人口の増加を相殺する以上のマイナスの影響を与えている。

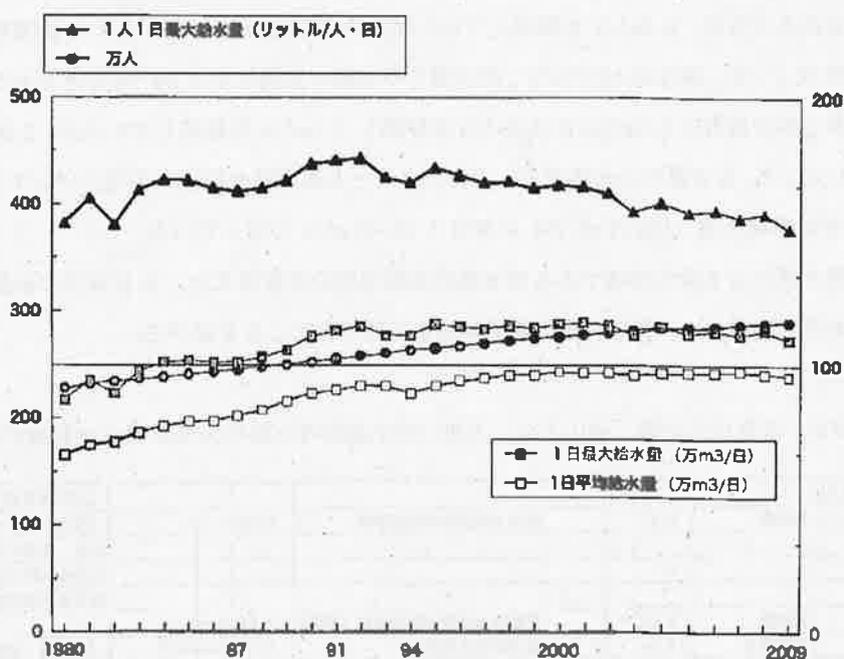


図3 尾張地域における水道需要の推移

注：尾張地域（愛知用水、尾張用水），資料：愛知県の水道

117.75万 m^3 /日の現在給水能力に対して、末端の市町村と水道事業団における日最大の県水受水量は85.0万 m^3 /日（2009年）、給水能力に対しては72.2%に過ぎず、今でもかなりの余裕を持っている（図4）。後述の西三河への味噌川ダムからの暫定転用があっても十分まだ余裕がある。計画給水能力は、木曾川総合用水において三重県の工業用水から転用された1.9 m^3 /sの分を含む132.6万 m^3 /日であるが、この相当分は未利用のままである。この上さらに愛知県の長良川河口堰で未利用の工業用水の6.39 m^3 /sと、三重県の河口堰の工業用水から転用した2.0 m^3 /sを合わせた8.39 m^3 /sから、水道に転用した5.46 m^3 /sと、徳山ダムの2.3 m^3 /sが、導水や取水の専用施設もない状態で積み上げられている。つまり、三重県や愛知県の工業用水の未利用水が、大量に愛知県の水道事業にかき集められたかたちになっているのである。

ダムや河口堰の水源施設や木曾川大堰のような水利調整施設による「開発水量」に対して、多目的施設の事業費の負担に基づいて「ダム使用権」が与えられる。しかし河川法によって公水の占有となる「水利権」は、専有施設が完成し、実績及び近い将来の需要発生の見込みがなければ許可されない。つまり過剰に開発された水量が、この尾張地域の水道や工業用水道向けにあるとしても、「安定水利権」とはなっていない。

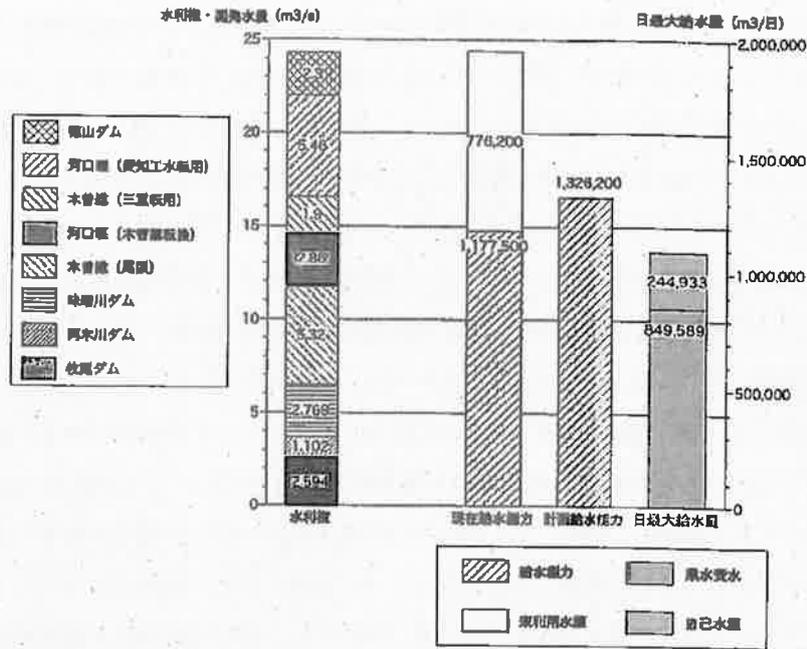


図4 尾張地域の開発水量・水利権と給水能力，日最大給水量（2009年）

資料：愛知県の水道

愛知県は異常渇水時の「安定供給水源」のためとしているが、渇水調整の協議の中で考慮を促す要素として挙げているに止まる。ダムからの補給による運用は、実際的水利権および取水実績に応じて行われる。ダムの貯水位が実際に低下した時点では、「安定供給水源」というかたちで別途、余剰の貯留が残っているわけではない。また、導水路等の専用施設がない状態の河口堰や徳山ダムは、水源施設としては存在しても、「安定供給水源」の機能は持っていない。

表5 尾張地域における2004年フルプランの需要予測と2009年実績

			1980年	2000年	2015年予測	2009年実績
1	行政区内人口	千人	2,381	2,799	2,951	2,898
2	水道普及率	%	98.5	99.8	100.0	99.3
3=1*2	水道給水人口	千人	2,345	2,794	2,951	2,898
4	家庭用有収水量原単位	1/人・日	179.1	254.0	260.0	242.5
5=4*3	家庭用有収水量	千m³/日	420.0	709.8	767.2	702.7
6	都市活動用有収水量	千m³/日	125.0	150.8	175.4	144.8
7	工場用有収水量	千m³/日	40.5	45.3	50.5	41.0
8=5+6+7	1日平均有収水量	千m³/日	585.5	905.9	993.1	888.5
9	有収率	%	85.7	91.8	93.5	92.9
10=8/9	1日平均給水量	千m³/日	682.8	986.6	1,062.2	956
11=10/3	1人1日平均給水量	1/人・日	291	353	360	330
12	負荷率	%	76.2	84.3	80.1	87.5
13=10/12	1日最大給水量	千m³/日	896.3	1,170.9	1,326.5	109
14	利用率	%	96.5	99.2	91.6	99.5
15=10/14/86.4	1日平均取水量	m³/s	8.19	11.51	13.42	11.1
16	1日最大取水量	m³/s	10.64	14.85	16.76	12.7
	指定水系分	m³/s	9.83	14.53	16.57	
	その他水系分	m³/s	0.81	0.32	0.19	

資料：愛知県 需給想定調査，愛知県の水道

2004年フルプランの中間評価での木曾川水系の水道需要の2015年予測と2007年実績は既にみたが(表2)、尾張地域の水道用水についてもどの程度、乖離しているのを最新の時点からみる(表5)。給水人口は2000年の279.4万人から2015年の295.1万人の推計に対して、2009年では289.8万人である。家庭用有収水量では71.0万 m^3 /日から76.7万 m^3 /日への増加予測に対して2009年実績は70.3万 m^3 /日と減少、家庭用有収水量原単位でも254 l /人・日から260 l /人・日の予測に対して、242.5 l /人・日に減少している。

この家庭用有収水量原単位の増加予測が逆になっている原因について、愛知県企画振興部土地水資源課による「木曾川水系における水資源開発基本計画需給想定調査調査票(都市用水)2004年3月」のなかの「水需給想定調査(生活用水)参考資料」からみる。この中では、水洗便所、飲料・洗面・手洗、風呂、洗濯、その他家庭用水と区分して、節水型機器の導入を含めた検討まで立ち入って行われている。水洗トイレについては基準量35→20 l (2000年→2030年)、洗濯機の基準量は180→125 l /人・日(1998年→2010年)と節水化を見込んでいる。しかしながら、洗濯、トイレなどの原単位を差し引いた残りの食事、洗車、掃除等を「その他の家庭用水」(117 l /人・日、尾張、1992年)として、世帯人員との回帰式によって上限値を120 l /人・日とするロジスティック曲線で推定したとしている。そのため、家庭用有収水量原単位は2000年の254 l /人・日から2015年の260 l /人・日に微増するとされていた。愛知県全体についてであるが(図5)、世帯人員の規模は1982年の3.29人から2009年の2.52人まで長期的に縮小傾向にある。しかし、1人当たり家庭用有収水量の原単位は90年代から2000年代までほぼ230 l /人・日前後でなので、世帯規模の縮小によって有収水量原単位が上昇するような時系列的な変化は現れていない。

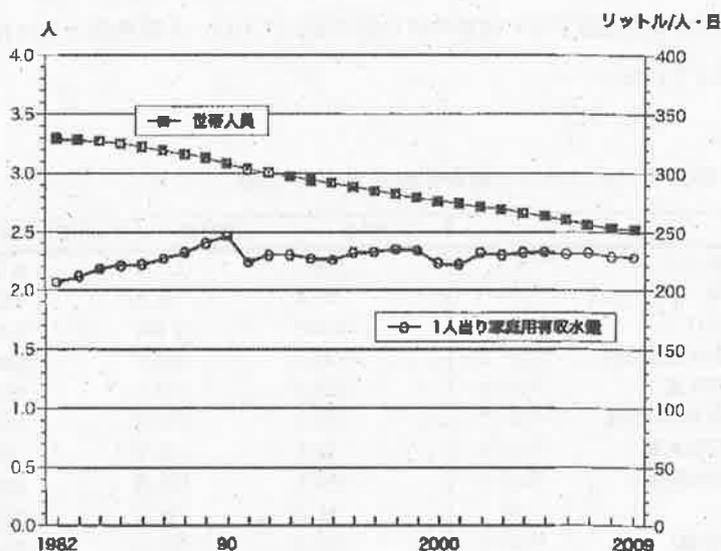


図5 愛知県の世帯人員と家庭用有収水量原単位の推移

資料：愛知県統計年鑑，愛知県の水道

淀川水系では水道需要の減少を予測して、利水用のダムから撤退している。大阪府が行った生活用水の予測をみると(図6)、洗濯、38→26 l /人・日、炊事、40→32 l /人・日、便所、46→44 l /人・日、全体でも264→250 l /人・日として、節水化を想定している。風呂、トイレ、洗濯が大半を占めており、愛知県のように「その他の家庭用水」に120 l /人・日と約半分を見込むこと自体が非現実的である。

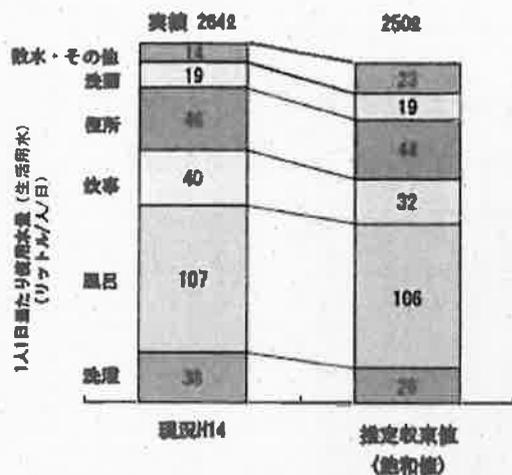


図6 大阪府による生活用水原単位推定収束値（飽和値）の推計

資料：大阪府水道部（2005）大阪府水道用水供給事業の水需要予測結果

都市活動用水では2000年の15.1万 m^3 /日から2015年の17.5万 m^3 /日への増加予測に対して、2009年では14.5万 m^3 /日、工場用水（水道分）でも同じく4.5万 m^3 /日から5.1万 m^3 /日に対して4.1万 m^3 /日と、それぞれ減少している（表5）。

1日平均給水量は98.7万 m^3 /日から106.2万 m^3 /日に7.7%増加する予測に対して、2009年は95.6万 m^3 /日であるから、-3.1%の減少となっている。この原単位の1人1日平均給水量では3530 $\text{l}/\text{人}\cdot\text{日}$ から3600 $\text{l}/\text{人}\cdot\text{日}$ へ2.0%の増加予測に対して、2009年までに3300 $\text{l}/\text{人}\cdot\text{日}$ に-6.6%と逆に減少している。

さらに日最大給水量に対する日平均給水量の比である負荷率は84.3%から80.1%に下る予測に反して、2009年には87.5%に上昇しているのだから、ピーク需要が落ちてくる傾向にあるのである（図7）。諸元のいずれもが過大な予測となっているが、とりわけ原単位の遞減と負荷率のアップが主な要因となって、増加予測は実態とはそぐわず、水道需要の減少傾向となって現れているのである。

なお、ダムなどの水源施設の計画の際には、水道については月別の変動率をとって、最大月（8月）の最大取水量に対して、年平均の0.8程度（月単位の負荷率が80%）を基準として用いていた。当然、日単位の最大給水量の負荷率より高い。図1の最大取水量ベースの水道需要も、この係数を一定として用いている。しかし実際には、愛知県の水道について1983年～96年について8月給水量に対する年間の負荷率の平均をとると、0.887と上がってきていた。名古屋市水道では、2009年の最大給水量は梅雨明け直前の7月15日に現れた905,970 m^3 /日で、年間の日平均給水量の792,684 m^3 /日との負荷率は87.5、最大となった7月の831,609 m^3 /日に対する年平均値の変動係数は95.3にまで上昇している。

日最大給水量のピークに対しては、浄水場や貯留地などで調整できるため対応する必要はない。このピーク自体が、東京都や名古屋市の水道局によると、意図的に作り出されていることも指摘されている。日最大の負荷率を用いて最大取水量を導いている水最近のフルプランの算出方法は、ダム等の当初計画で用いられていた基準にもそぐわないし、不必要な過小によって、過大な需要予測を導き出す操作を招いていることを指摘しておく。

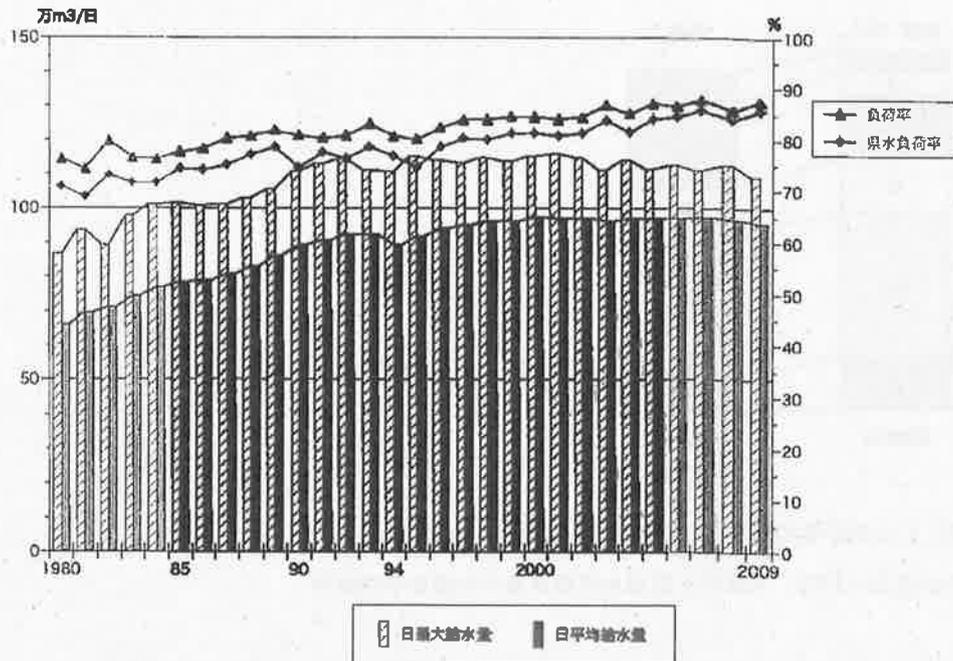


図7 尾張地域の水道における給水量，利用量率，有収率，負荷率の推移

資料：愛知県の水道

愛知県内の地区別（ここでは尾張を尾張用水と愛知用水に区分）の日平均給水量の変化からみると、名古屋地区の減少が大きく、尾張，愛知用水，西三河，東三河の各地区はほぼ横ばいであった（図8）。さらに1人1日当りの日平均給水量では、この原単位が高かった名古屋地区の低下にともなって収斂化しながら、ほぼ320～330ℓ/人・日台に減少してきている。

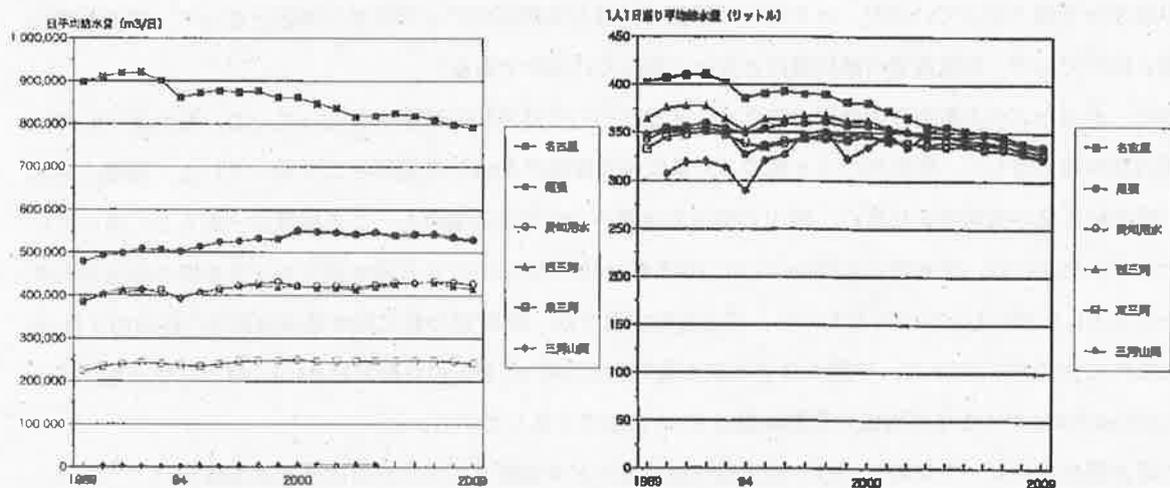


図8 愛知県内の地区別の日平均給水量と1人1日平均給水量の推移

資料：愛知県の水道

表6 愛知県の水道、工業用水道の水源地と日最大取水水量（2009年）

水道	水源	開発水量	施設能力		日最大取水水量		
			現在	(完成時 拡張)	自己水源		
水道							
名古屋市	木曾川自流水	7,560				971,200	
	木曾川総合	11,940					
	味噌川ダム	0,500					
	計	20,000	(2009年見直し15.49)	1,425,000			
尾張地域	牧尾ダム	2,594					
	阿木川ダム	1,102					
	味噌川ダム	2,759	(1,756は西三河暫定)				
	木曾川総合	7,220					
	豊良川河口堰	2,860					
	計	16,535		1,177,800	1,026,200	849,580	244,933
西三河	矢作ダム	4,430		320,000		309,017	163,428
	(味噌川ダム)						
東三河	豊川用水	4,183	(設置ダム0.179)	267,400	278,400	195,984	79,657
工業用水道							
名古屋市				140,000			
愛知用水	牧尾ダム	5,911		845,600			
	阿木川ダム	2,098					
	味噌川ダム	0,731					
	矢作ダム	2,760					
	木曾川総合	6,300	尾瀬3.7日→2.01 (名古屋臨海, 2.52)	290,000			
西三河	矢作ダム	4,020		300,000			
東三河	豊川用水	2,028		155,000	118,000		

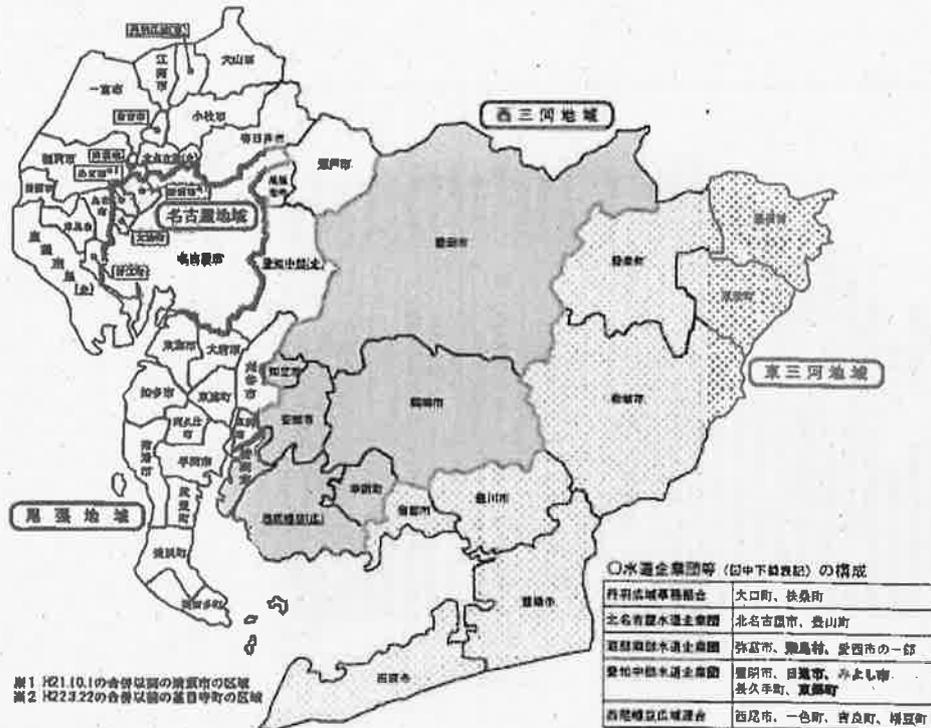


図9 愛知県の水道統計における地域区分

資料：愛知県の水道

水道事業における愛知県地域区分は、通常の地域区分では西三河に入るみよし市（愛知中部企業団のうち）、刈谷市、高浜市は、愛知用水の供給区域にあるので、水道統計の上では尾張に入っている（図9）。なお、清須市（清洲町・西枇杷島町・新川町、旧春日町を除く）、あま市（旧甚目寺町、七宝町と美和町を除く）、大治町、北名古屋市（久地野地区）には名古屋市の水道事業が給水している。

2004年フルプランでは、味噌川ダムの水利権、2.769 m³/sのうち、1.756 m³/sは西三河に暫定的に位置づけられている。西三河地区において矢作ダム（4.43 m³/s）を水源とする県営水道用水供給事業の給水能力の32万m³/日（表6、図10）に対して、2002年の日最大の県水受水量は346,098 m³/日と上回っており、不足気味であった。2009年は309,017 m³/日と減少傾向にある。愛知県では県全体を統合した県営水道用水供給事業となっているので、西三河との間での広域融通には特に問題はない。なお東三河地区との間では、配管はあるものの、実際には相互融通は行われていない。工業用水の場合は逆に、愛知用水工業用水道に矢作ダム（2.67 m³/s）が水源となっている。

愛知県の需給想定調査では、木曾川水系に加えて西三河地域も計上しており、1日最大給水量で2000年の50.8万m³/日から2015年には59.1万m³/日に大きく増加することを予測していた。2009年の実績は47.6万m³/日なので減少しており、ここでも過大な予測となっていた。上記の1.756 m³/sは15万m³/日の給水能力に相当するので、矢作ダム単独では日最大に対してはぼろぎりだったとはいえ、現在はそこまで暫定転用する必要はなくなっている。

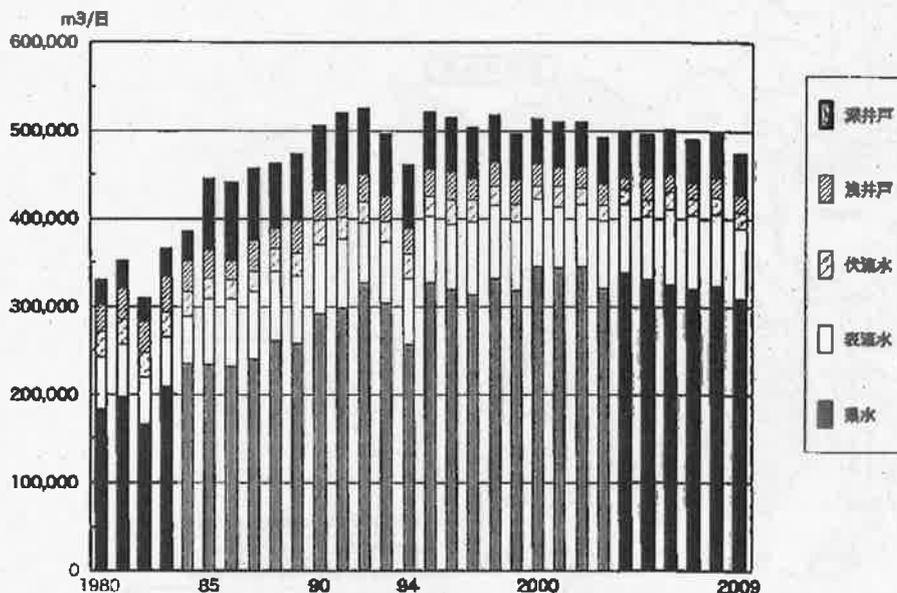


図10 西三河地域における市町村の日最大取水量

資料：愛知県の水道

4. 名古屋市水道事業における予測の下方修正

次に木曾川水系フルプランおよび導水路をめぐる過大予測のもう一つの要因であった、名古屋市水道事業の実態と需要予測の経緯についてみていく。

まず、これまでの実績と最近の傾向についてみる(図10)。1日最大配水(給水)量は1975年の123万 m^3 /日が過去最大であり、その後、業務用は減少し、家庭用については微増が続いた(後掲、図13)。1990年代の大渇水・不況を経た後は、2000年代前半まで減少傾向となった。市内給水人口(以下、市外給水分については省略)は、2000年の216.3万人から2005年には220.9万人へと増加している一方で、人口当りの有収水量は低下していて、同じ期間でも349→328 l /人・日となっている。2002年からの景気回復とは直接の短期的関係は見られなかったため、節水化や人口動態による中長期的な傾向として捉えた方がよいであろう。

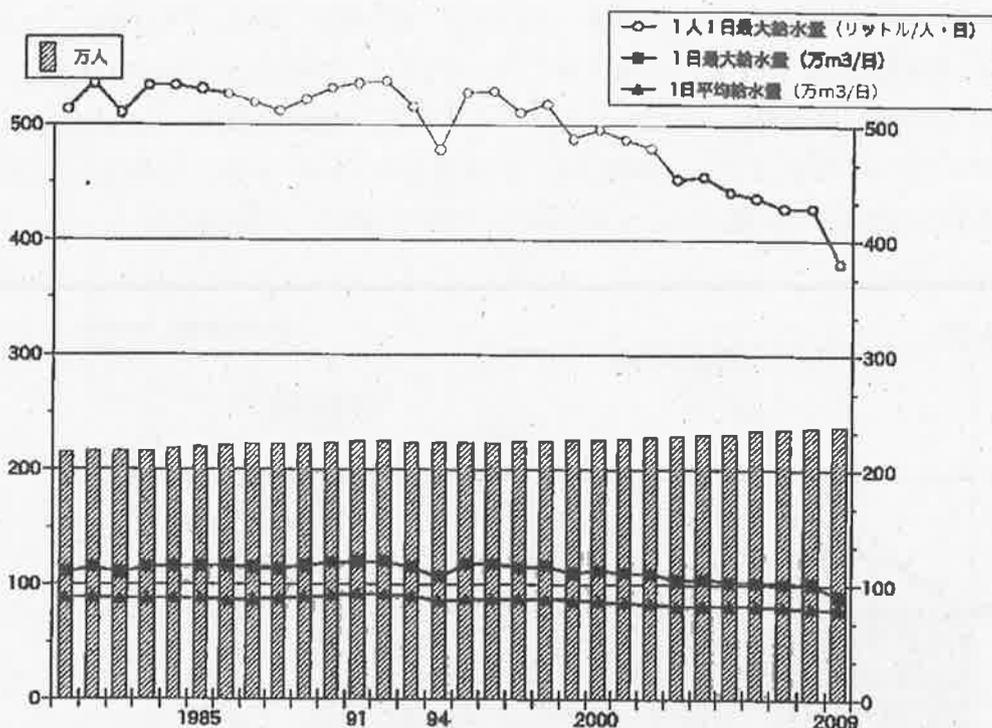


図11 名古屋市水道の給水人口、給水量、1人当り給水量の推移

資料：名古屋市統計年鑑

名古屋市は、木曾川自流(7.56 m^3/s)と木曾川総合用水(11.84 m^3/s)によって142.4万 m^3 /日の給水能力を持つ。さらに、味噌川ダム(0.5 m^3/s)、木曾総での三重県の工水からの転用分(0.1 m^3/s)および長良川河口堰(2.0 m^3/s)、徳山ダム(1.0 m^3/s)の開発水量を確保している。しかし、現在の給水能力で需要は十分にまかなえるため、第8期拡張事業の第1次工事の3度目の見直しの時点(1980年)から、専用施設の拡張はすでに中止している。

名古屋市は徳山ダムに関しては当初、水道用水5.0 m^3/s 、工業用水1.0 m^3/s の開発水量で参加していた。しかし、水需要の低迷が明らかなることから負担部分の引き下げを要求し、1998年の事業実施方針の変更にお

いて水道用水を5.0 m³/s→2.0 m³/sに引き下げた。この差の3.0 m³/s部分は「異常漏水対策」用に変更された。さらに2004年フルプランと徳山ダム事業実施方針の見直しでは、名古屋市水道はさらに半分の1.0 m³/s、工業用水道も1.5 m³/sから0.7 m³/sに引き下げられた。

名古屋市の水道の需要予測は、実績の低迷に対応せざるをえなくて、下方修正をこれまでも繰り返し行っている(図12)。

- ①1973年フルプラン-1985年目標：192万m³/日(以下、最大給水量)
- ②名古屋市新基本計画(1988年)-2000年：161万m³/日
- ③1995年料金改訂時の水道局による見直し-2010年：171万m³/日、2020年：188万m³/年
- ④新世紀基本計画2010(2001年)-2010年：142万m³/日
- ⑤2004年フルプランに対する需給想定調査(2004年)-2015年：124万m³/日

その後、最新の水道計画である「みずの架け橋：名古屋市上下水道構想」(2005)が策定され、「名古屋市上下水道事業 中期経営計画 みずプラン 22」(2007, ⑥)を見ると、予測はさらに引き下げられて、平均給水量では83.4万m³/日(2006年)→83.4万m³/日(2010年)と横ばいにされている。負荷率を実績に近い80%(04年フルプランは74%)とすると最大給水量では104万m³/日になる。フルプラン対応としては2004年計画のままだが、経営収支の見通しを伴う中期計画では、増加から横ばいへと転換されたことになる。

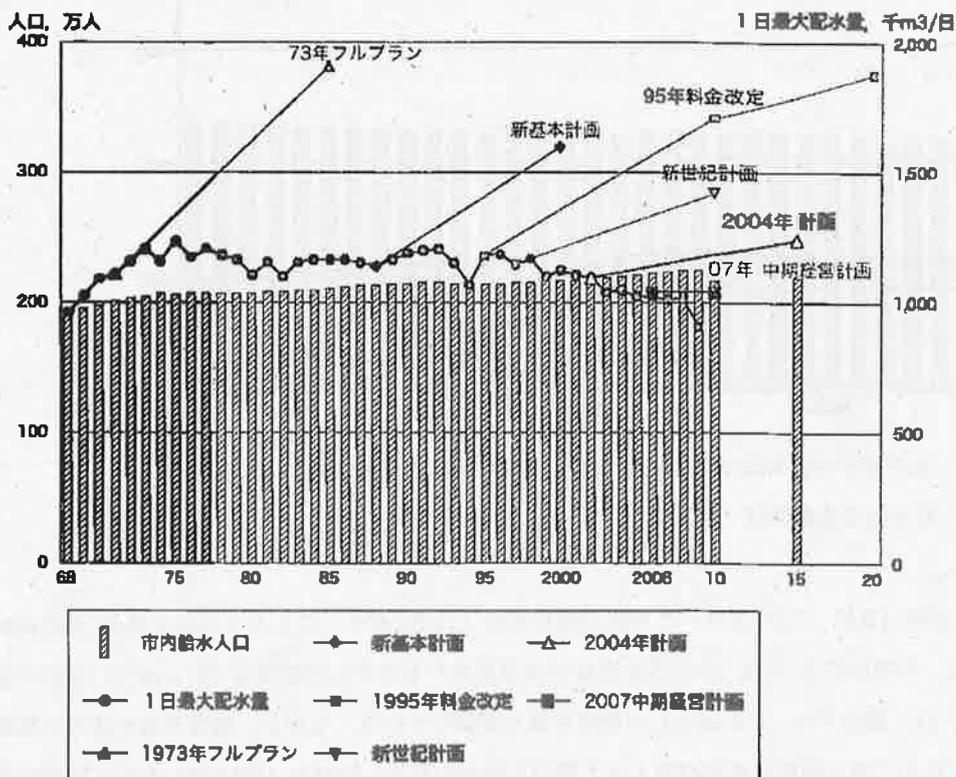


図12 名古屋市内の給水人口、配水量の実績と予測の修正

資料：名古屋市統計書、名古屋市資料

このうち、④と⑤について詳しく検討する。名古屋市が策定した新世紀基本計画（④のフレーム）によれば、2010年の市人口は2000年と同じ216万人で横ばいであるが、実際にはそれを上回って再集中している。水道需要は、1995年の試算（③）では2010年の需要で171万m³/日となっていたが、この時（④）から現在の給水能力と同じ142万m³/日に下方修正されており、新規の水源地は不要であったはずである。

この新世紀基本計画と、2004年フルプラン策定に当たっての名古屋市上下水道局の「水需要予測及び徳山ダムの必要水利権量について」（2004年3月、⑤）における予測の諸要因と、2002年実績及び最近の人口の実態を対比してみる（表7）。

表7 名古屋市のフルプラン2004における需要予測

	2002年実績	09年実績	2010年計画	15年予測値	2002-15の差	備考
家庭用 常住人口（市内、万人）	219.3	225.1	216.4	219	0	予測手法はコーホート要因法 2010年まで横ばい、以降は減少
（市外分、合計）		(13, 238)		(11, 230)		
1人当り水量（ℓ/人・日）	244		299.5	257	13	要因は節水意識、 介護入浴システムの普及
家庭用水量（万m ³ /日）	55.8	52.8	67.9	59.1	3.3	
		(市外含む)				
営業用 市内屋間人口（万人）	251.4	251.6	261.7	270	18.6	常住人口の1.23倍、2000年は1.17倍
	2000年	2005年				
1人当り水量（ℓ/人・日）	74.0		76.6	84.8	3.3	減少、横ばい傾向から、上昇を予測
	2000年					
営業用水量（万m ³ /日）	17.8	15.5	20.0	22.9	5.1	
		(市外含む)				
工場用 製造品出荷額等 （兆円、1990年価格）	4.24		6.4	6.43	1.19	大幅減少から、上昇を予測
1億円当り水量 （m ³ /億円・日）	0.716		0.711	0.711	0	予測では固定、実際は微減
工場用水量（万m ³ /日）	3.3		4.6	3.9	0.6	
有収水量（万m ³ /日）	76.9	70.5	96.5	85.9	9.0	別途拠点開発 水量4万m ³ 含む 有収率 94% 2010計画92%
1日平均給水量（万m ³ /日）	83.5	79.3	105	91.4	7.9	
負荷率		87.5	74	74		
1日最大給水量（万m ³ /日）	109.6	90.5	142	124	14.4	(平均、最大とも市外含む)

資料：名古屋市上下水道局、名古屋市統計年鑑、愛知県の水道

名古屋市の人口においては市内回帰の傾向が顕著となっているが、⑤では2002年実績が219.3万人、予測（2015年）でも同一値の219万人を採用しており、増加傾向に対しては消極的だった。国勢調査による名古屋市人口は、2000年の2,148,949人から2005年の2,193,973人に増加に転じ、2010年では2,263,907人となっている。

家庭用の1人当り水量は、「節水意識の浸透で、かつてのような大きな伸びは期待できない一方、介護入浴システムの普及により要介護者の入浴回数が増えるなど需要増加要因もある」という抽象的な記述がされて、2002年の244ℓ/人・日から2015年は257ℓ/人・日に上昇するとされる。先述の大阪府や、横浜市のように他の大都市では、具体的に節水型機器の普及を考慮しているのとは異なっている。

営業用水の予測のベースである市内昼間人口は、2000年実績の251.4万人に対して、予測は1.23倍の270万人になると格段に大きく設定されている。この昼間人口は、1995年の2,543,481人から2000年の2,514,549人に-1.14%の減少となったあと、2005年は2,516,196人で、0.07%の微増に止まっている。事業所・企業統計による従業者数から見ても、2001年の1,455,469人から2006年の1,449,671人への-0.4%と微減になっている。「元気な名古屋」と言われているほどには、市内での就業者などの増加は見られない。

このような結果として、2002年から2015年の予測で、家庭用では55.8→59.1万 m^3 /日で3.3万 m^3 /日の増加だが、2009年実績は52.8万 m^3 /日(市外給水を含む)と減少した。営業用水量は17.8→22.9万 m^3 /日で5.1万 m^3 /日の増加、そして工業用でも3.3→3.9万 m^3 /日、0.6万 m^3 /日の増加として、全体で日平均給水量を83.5→91.4万 m^3 /日への7.9万 m^3 /日の増加と推計していた。人口を横ばいとして大きな伸びを見込めない家庭用よりも、営業用で昼間人口の過大評価したことから、需要の伸びが大きくなる数値を採っていたことが分かる。有収水量では一般(家庭用)も90年代以降、微減傾向にあるが、業務用の減少の方が大きい(図13)

2009年の実績は日最大給水量で91万 m^3 /日を切り、2010年は96万 m^3 /日である。名古屋市の河口堰の未利用となっている2.0 m^3 /s、さらには徳山ダムの名古屋市の水道の開発水量の1.0 m^3 /sはまったく不要なものだし、もちろん後者の導水路は必要がないのである。

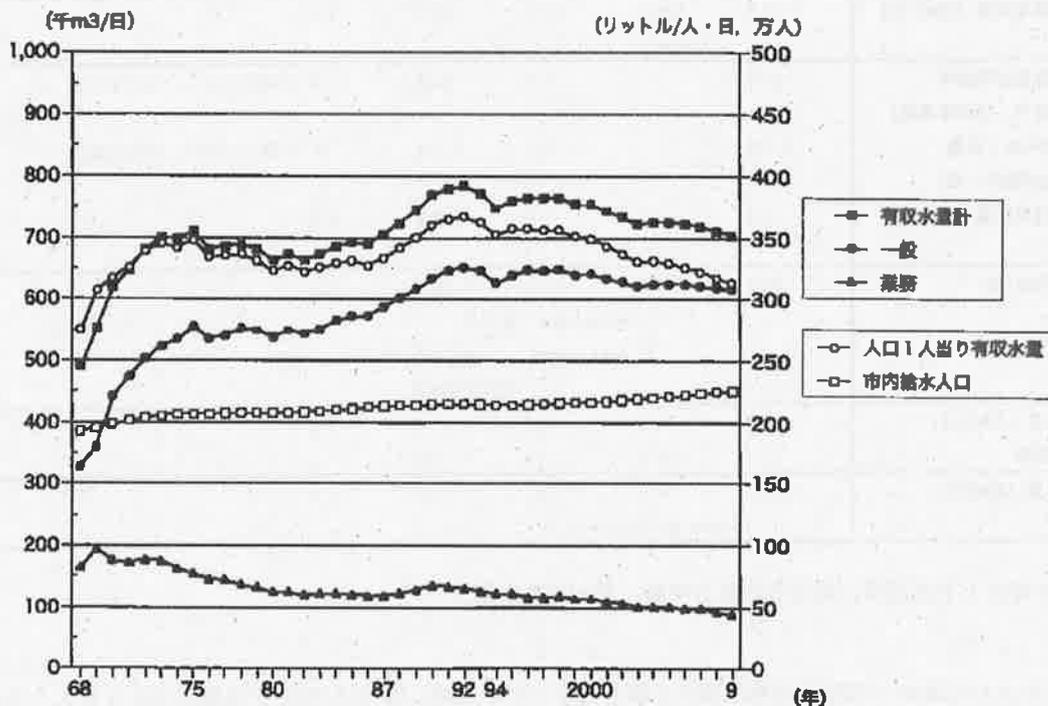


図13 名古屋市の一般・業務用別有収水量と人口1人当り有収水量

資料：名古屋市統計年鑑

5. 名古屋市の製造業の空洞化と工業用水の減少

名古屋市の製造業の出荷額についてみると（30人以上事業所，2005年価格），1991年の4.36兆円までは成長が見られたものの，以後はマイナスとなった（図14，横軸）。特に97年以降の落ち込みが激しく，2002年には2.59兆円と91年の約6割まで低下している。以降，景気回復の中で出荷額07年には3.27兆円まで伸びるものの，09年には2.44兆円へと急激に落ち込んでいる。

淡水補給水量においても減少傾向は顕著である（図15）。1991年の34.8万m³/日から減少が始まって，1994年前後は渇水による低下とその後の回復が一時的に認められるものの，2003年は26.9万m³/日へと低下している。

淡水使用水量原単位のカーブは（図14），1988～91年の右下がりに対して，91年から94年までの減少と96年への回復，2002年までの不況による減少，07年までの回復，さらにリーマンショック以降の09年への落ち込みと，出荷額，原単位ともに左下にシフトしながらジグザグな軌道をたどっている。

名古屋市営工業用水道に関わる給水量についても，1991年の8.02万m³/日から2009年には6.25万m³/日まで減少している（図15）。名古屋市の新世紀計画2010（2000年）による2010年予測は13.7万m³/日，今回のフルプラン改定はそのわずか4年後に2015年予測として9.7万m³/日に変更されている。このように下方修正されたとしても増加の予測は，市内製造業の空洞化，工業用水の淡水補給水量と市営工業用水道の減少という実態に反している。

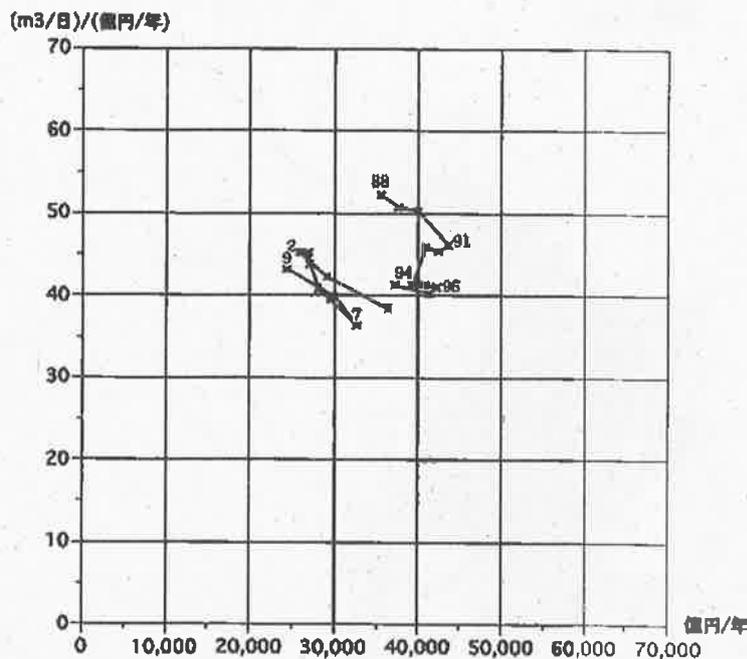


図14 名古屋市の実質製造業出荷額と淡水使用水量原単位

資料：名古屋市統計年鑑，工業統計表・用地用水編，日銀統計

注：99年は前後の年次と連続しない特異値と思われるので省略した。

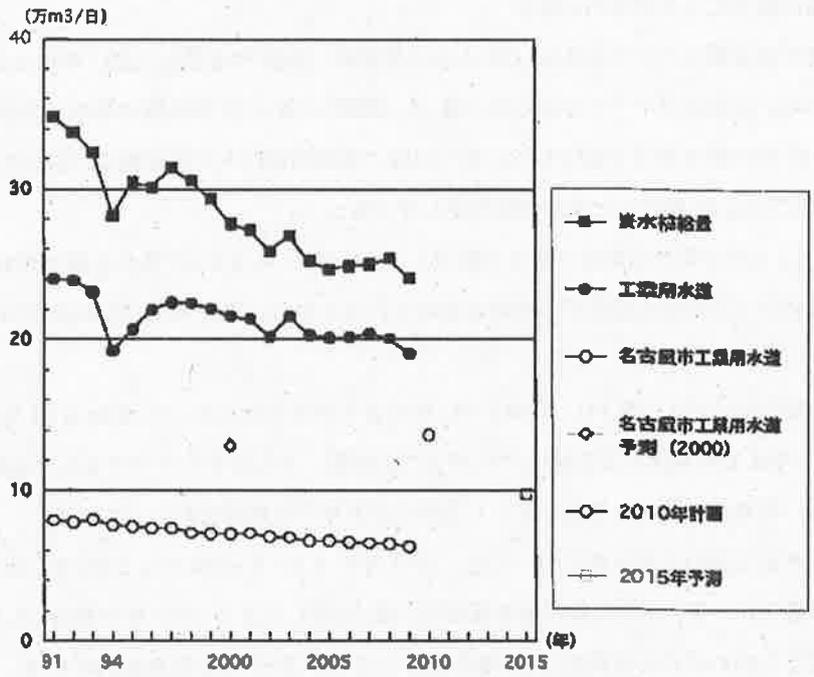


図15 名古屋市の工業用水と、市営工業用水道及びその予測

資料：愛知の工業，名古屋市統計年鑑，名古屋市資料

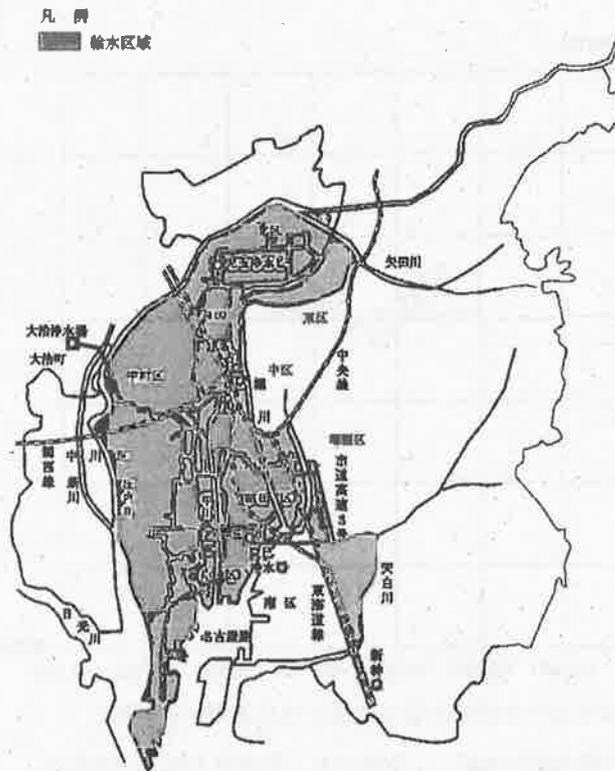


図16 名古屋市長工業用水道の給水範囲

資料：名古屋市

名古屋市営工業用水道は、児玉浄水場（庄内川表流水, 1.157 m³/s）、辰巳浄水場（下水処理水）、大治浄水場（上水道作業配水）の3つの浄水場により14万m³/日の給水能力を持つが、実質的には大治浄水場からの水道用水が供給されている。大治浄水場の能力を徳山ダム（0.7 m³/s）と導水路に置き換えることが目指されている。しかし、市営工業用水道の需要も減少をたどる中で、新規の水源は不要である。徳山ダムの事業費の償還を工業用水道の会計から支出することができないので、上下水道局として一括償還してしまった。水道以上に工業用水道では徳山ダムと導水路事業から撤退し、水道からの転用と経営的な再建を図ることが求められている。

参考文献

- (2006a) : 木曽川水系フルプラン（2004年6月）はどのように徳山ダムの必要性を操作したのか？ 『自治研ぎふ』 79 : 12-31.
- (2006b) : 東海地域における製造業のリストラクチャリングと工業用水の過剰開発, (所収 ■■■■ ■■■■ 編『水資源・環境研究の現在』成文堂 : 163-190).
- (2008) : 人口減少時代の水道事業と水資源政策-名古屋市のダム事業参加継続と他都市における見直しを対比して, 『水資源・環境研究』 20 : 147-158.
- (2009) : 木曽川水系連絡導水路の見直しと自治体財政, 『自治研ぎふ』 93 : 22-42.
- (2010) : 長良川河口堰をめぐる利水構造の解明とゲートの開放, 『自治研ぎふ』 97 : 18-38.

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常湧水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	〒	[Redacted]	
④職業	会社員	⑤年齢	65歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の 複数の対策案に関す る意見について	対策案 番号 (1~10)	<p>代替案について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地の確保、地域住民の枕元に水瓶で同意が難しい。 2. 嵩上げ分の地質対策、家屋の2度移転、新規ダムと同じ手間がかかる。 3. それぞれ必要な量を確保され余りがない。 4. 矢作川も水問題は深刻であり流域外への導水は不可能。 5. 折角作るのに各用途と共同の方が効率的でコストも安い。 6. 取水量は膨大で地盤沈下を誘発。 7. 遊休池は数が少なく確保に無理がらる。 8. 現在の技術ではコストに限度、海水を中流まで運搬？ 9. ダム毎に開発費と容量は違うから調整が出来るのか。 10. 過去の歴史が有り既得権利者の同意は難しい。 <p>以上のように代替案は現導水路以上に問題点が多く、各案は調整等に長時間を要する事から今ある施設を有効活用する原案が最適だと考える。木曾三川の水利用は愛知・岐阜・三重の3県の広範囲に多用途に利用され、地域を大きく発展させ、多くの人が分け合って使っている貴重な水であると同時に古くから国・県・市・河川利用者等が協議して一定のルールの基に決められてきた。特に名古屋市は上水道・工水・農水と水脈でもない木曾川の水を30kmも導水して大きく発展し恩恵を受けてきて居る。今迄もこれからも各県市は共同体として、自分の所だけ良いのではなく、各県市の地域の発展のため協議し協力していく必要がある。</p>			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常湧水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案 番号 (1~9)	<p>豊明市にいた時に湧水で断水し、不便と水の有り難さを感じたが名古屋市は公園の水も止まらずに利用でき、なぜと言う疑問と差別を感じた。このような差別を無くし、水利用者が協力し融通しあえば断水も短縮でき被害も少なくなると思う。東海環状線のように交通のネットワークとして効果も大きい結果から、木曾三川を結ぶ導水路は、水利用からも湧水時の危機管理から</p>			

	も、三川の水を融通し合って有効利用になるし、水が戻ることにより川に棲む動植物は勿論、自然に与える効果は大きい。
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について	
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について	今回の東日本地震のように自然災害は何が起こるか分からない。飲み水が無くなれば生命に関わる問題であり、利水・洪水に対しても上流部の連絡導水路だけでなく、中・下流部でもルートを多様化しておくことも危機管理として重要だと思う。
その他	水道の使用料金、岐阜県の加茂郡がこの地域で1番高い。目の前を木曾川が流れていても地元の方は辛抱しているのが現状である。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	63	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	大きな社会環境が変わらない限り即効性なし。単純な導水路がコスト、長期的維持管理、全てに優る。全ての生物にとって命である水資源(徳山ダム)の活用を図るべき。 ○案1.2・5.6.7⇒開発が進んだ都市近郊では非現実的(建設&維持&環境面全ての面で)な案である。 ○案3.4.8.9.10⇒今までもやってきているはず。長期的に機が熟した時にやればよい。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	◎案1~9 今できる事業は導水路しか無い(対策案1~9は比較の対象になりえない。) ○水はすべての生命の源。非常時における超法規的措置として、水権利のやりとりができるような、互助ネットワーク作りなどできることは今後も行政が中心になってやっていけばよい。				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		気候変動、農業生産形態など大きく変化している今日、農業用水の環境利用としての通年水利権を検討(水利権全体のみなおし)が求められているのではないか。				

<p>2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について</p>	<p>◎ 地球規模の気候変動が劇的に変わりつつあることを予感させるこの頃ですが、水利用は自然環境と人の生活のバランスが必要。100年・1000年後につながる歴史的遺産になるよう、私は専門技術者の皆さんを信じたい。専門技術者の皆さんが必要であると考えられるのであれば、時間かかっても勇気と自信を持ってすすめてほしい。ことが起ってから、あの時こうしておけばよかったということ、その筋の専門家からは言い訳などを聞かされるようなことは決して許せない。</p> <p>言葉に出さなくても見ている人(天)は見てる。</p> <p>(内容は違うけど、福島原発事故の顛末など良いのか悪いのか?)</p> <p>・木曾三川地域は同三川の豊富な水と肥沃な土地が一体となって発展してきた。近年の土木技術の発展でいつしか分流され、人の生活意識も変わってしまった。木曾川導水路事業を契機に三川地域の共生意識が見直され、水資源の有効利用ができる契機になると良い。</p>
<p>その他</p>	

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)
③電話番号			
④職業		メールアドレス	
		59歳	(5)性別 男
ご意見の項目		(7)ご意見	
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)	
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	<p>(1)可道貯留施設、(2)ダム再開発、(3)ダム容量買上、(4)水系間導水、(5)利水単独導水、(6)地下水取水、(7)ため池、(8)滲水淡水化、(9)ダム使用権等の譲替、(10)既得水利合理化転用の各案の中を見ると、各案とも全て問題を抱えており無理。</p> <p>この中で言えば(5)の利水単独導水案で、その後必要に迫られてからトンネル断面を増やす方法が考えられるが、ただ利水単独では施設が割高になり、愛知県、名古屋市が負担する等考えられない。</p> <p>とにかくその他にも記載したが、徳山の水があることを前提にすると、簡易な方法・施設で早期に水を利用しその効果を検証したほうが良い。</p>	
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	基本できには上記同様、他の案で実現可能な案は無い。異常渇水時が何時来る等判らないし、結局は「連絡導水路」があってよかったと思う時期が必ず来ると思う。	
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		十分と思われる。	
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		十分と思われる。	
その他		<p>今回の東日本大震災で見られるように、生活用水が無くなる事は被災住民にとっては耐え難い状況だと思う。特に夏場になれば衛生上からも生活用水は欠かせない。</p> <p>この中部圏においても、いざと言う時にはそうした事態は避けなければならないし、避けるようするのが国、地方公共団体の責務だと思う。</p> <p>徳山ダムにはそうした水源があり、使わなくて良い言う選択技は無い。</p> <p>よく「将来の子孫に負担をしいることになるから、無駄な公共事業を行わなくても良い。」と判断する人々がいるが、安全・安心に係るものは後生に負担を求めても良いと思われる。</p> <p>が基本と考えるが、震災もあり、経済状況が悪化している中、安価な方法でも進めるべきだと考える。</p> <p>木曾三川の中流域には網の目の様に川が流れていることから、それらの小河川を活用するのも手である。</p> <p>それぞれ揖斐川、長良川、木曾川に水の出入りが出来るような施設と、必要であればポンプを設置するなどすれば、20~30億もあれば出来るのではないかと。</p> <p>賛成、反対の議論ばかりしていても時間だけ浪費するしか無い。簡易な施設を造ってそれを検証したほうが効率的である。</p>	

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		[REDACTED]					
電話番号		メールアドレス		[REDACTED]			
④職業		会社員		⑤年齢	71	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)					
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	1. 用地確保が無理では、可能性としては木曾三派川地区のみか 2. 3. 可能であれば積極的に取り組むべき事項であると思う 5. 積極的に進めるべきで、施設がなければ開発水量は無駄になる 6. 過去の例からも明らかのように地盤沈下に結びつく 10. 既得用水に余剰が出れば「川に返すべき」尾張の水ではない					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	4. 異常渇水時には他水系からの導水はあっても良いが、両川を結ぶことは地形的に無理では 5. 治水単独施設はありえない。異常渇水になればなるほど補給は利水者を利することになるはずである。 11. 既得用水の余剰水を「川に返す」ことは大賛成 12. 渇水調整強化も大賛成：渇水時は互譲の精神が大事、しかしこれは渇水になったときの話で、渇水補給水量の確保とは意味合いが違う。					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		1. 歴史的に見ても木曾川利水開発が先行し、木曾川に偏っている 2. 河川毎の利水開発水量の比流量を提示してほしい。 3. 木曾川の開発水量は、主に愛知・名古屋の発展に寄与してきた 4. 折角、揖斐川で開発した水であるので木曾川に導水し、三川全体の水運用に余裕を持つべきである					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		1. 上流施設は犬山で木曾川に補給されるので正常流量の確保から見ると望ましい地点であるが、反面延長が長く工事費も高くなるので、 2. 工事費が安くて済む、三川が隣接した濃尾平野中央部の旧河道を利用した導水施設を考えたかどうか 3. 仮にポンプが必要であればそのポンプは洪水時には内水排除にも寄与できる					
その他		1. 名古屋市民には堀川浄化を望んでいる人も多いと聞く、都市用水に余裕があるのであれば、浄化用水転用を考えたかどうか？					

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		漁業	⑤年齢	46	⑥性別
		男			
ご意見の項目		⑦ご意見			
		.(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	名古屋港からは汚れた水が伊勢湾に入る。愛知県や名古屋市は木曾三川河口を漁場として生活している木曾川下流部の漁師の声を良く聴いているのか。木曾川に流れる水を増やすべき。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)				
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		渇水の被害があるのは、漁師も一緒であることをもと知って欲しい。異常渇水とって一年でも貝が死んだらしばらくは尾を引く。木曾川の河口はシジミの良好な漁場であり十分な水が無いと困る。			

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	68	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	新規水量を開発する徳山ダムが、利水者の参加のもとに平成20年に完成している現計画案と、これから新たに水を開発する施設を含めた対策案とでは、比較する内容と次元が異なり、検証の対象とならない。また、9案は、昨今の降雨状況では、逆に「水不足」の状態となっていることが明らかであることから対策案になりえない。この状態を広く一般住民に情報提供をすべきである。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	基本的に同上である(但し、海水の淡水化は除外)が、所要の目的が達成できないことが明らか8案も除外すべきである。平成6年の渇水災害の状態を踏まえ、既に徳山ダムに確保されている清流揖斐川の水の早急な活用は、異常気象が多発する中で、必要不可欠である。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		水資源開発は多くの調査や調整を必要とすることから、短時間で実現できず長時間を必要とする。 時代が代っても水の役目は変わらず、住民の生活を守り・産業を守り・自然を守り続けている。 事実誤認や思惑に左右される事無く、気象状況が変化する中で、着実な進捗に期待したい。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		漁業	⑤年齢	62	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	木曾川の水をこれ以上かすめとる案は、反対。流れる水を増やすべき。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	大堰下流の維持流量をキチンと確保出来る案は評価できる。問題だらけの出来もしない案は考えるだけ無駄。			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川の水は愛知県や名古屋市が多く使っている。農業用水も多いが何より川にキチンと水を確保してから水を利用するべき。河口の貝が死んだら漁は何年もダメになり、漁師が真っ先に被害にあう。誰が生活の面倒を見てくれるのか。大事な漁場であり十分な水を流してほしい。			
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		平成6年の渇水は、ほんとに酷いもので木曾川の河口部で7割近くのシジミが死んでいた。この年の7月のシジミの水揚げ高は通常のお二分の一だった。この原因は、連日の渇水で海水が遡上し、シジミの生育する淡水と海水の混ざる汽水域が壊れたもの。シジミの生育環境を守るには十分な水が必要。このためには、木曾川に十分な水を流してもらい必要がある。水がないときにも、川の水は流してほしい。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		漁業	⑤年齢	70	⑥性別
		男			
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	愛知県も名古屋市も使う水は、汚れて伊勢湾を汚す。木曾三川河口漁場で生活している下流の漁師の声も聴くべき。既得と称して渇水時にも権利があるがごとく大量の水をとるのは、反対。流れる水を増やすべき。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	大堰下流の維持流量は確実に確保出来ることを望む。			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川の水は愛知県や名古屋市が多く使っている。河口の貝が死んだら漁は何年もダメになり、漁師だけが何年も被害にあう。誰も面倒を見ない。木曾川河口漁場には十分な水が無いと困る。			
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		平成6年の渇水では、大量のシジミが死んだ。シジミのためにも十分な水は必要。大きな渇水との一言ではすまない。異常渇水でも、木曾川河口の水は普段と同様に流して欲しい。			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社顧問	⑤年齢	68歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	①対策案はどの案をとっても課題が多く現実性に欠ける。検討のために案の数を増やしただけの感は否めない。これでは名ばかり検証②これからゼロスタートとなるような悠長な案は何時やってくるかもしれない想定を超える渇水を考えないのと同じ③時間的に見通しがつく現案で早期に完成させてほしい。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	同上			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		木曾川流域の自治体、とりわけ関係の深い岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市はこれまで利害相反する問題があっても何とか協調・連携して水問題を進めてきた。徳山ダムからの導水に関しては、ダム建設に多大な犠牲を払って協力した岐阜県の立場が最も尊重されるべき。岐阜県が納得できる評価を考えてほしい。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		具体的な提案はない。現計画案で早期に実現してほしい。現計画では費用がかかりすぎるなら、三川をつなぐという現案の考えを変えることなく効果を発揮させる、現案のルートにこだわらない、より小ぶりの三川をつなぐ案(一本のつながったルートでなくても)が考えられないか。			
その他		①木曾三川はもともと一本、三川がつながることは広域的水利用のうえで重要②降水量の減少傾向は明らか、想定を超える渇水があっても既にある徳山ダムを活用できるようにすることが重要③現計画通りでなくとも、少しずつでも効果が上がる工夫を④電力と同様に水の心配のないことは企業活動にとってきわめて重要、日本のモノ作り拠点の当地域のさらなる発展の基盤。			

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス	[Redacted]
④職業		団体役員	⑤年齢	75	⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	地下水の利用は反対。景気の変動により地盤沈下が再び起きることが心配です。又、農業用水の合理化は絶対反対です。当地域では、地盤沈下が進んだため、排水にもポンプを用いないと悪水処理が出来ません。余分な水を使った農業はしていません。また、塩害の防止には除塩のための用水が必要です。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	6番の地下水による河川水の確保はあり得ない。			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		長島町も、伊勢湾台風で大きな被害を受けましたが、今では、名古屋市のベッドタウンとして、また観光施設も増えています。しかし、濃尾平野の河口・内陸周辺は、ゼロメートル地帯であることは忘れてはなりません。地下水の新たな利用は賛成できません。			
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		農業用水は以前と違って地下水を減らして木曾川や、長良川の水を使っています。このため、川の水が減った時は節水に協力しています。しかし、農業用水の節水はとても厳しいです。木曾川の水に頼る以上、川の水は確保して欲しい。国にお金があっても、最低限の対策はお願いしたい。			
その他					

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県) [Redacted] (市区町村以下) [Redacted]			
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス [Redacted]	
④職業		団体役員		⑤年齢	72才
				⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	海岸近くで海水の淡水化をするぐらいなら、長良川河口堰の水を使えば良いと思います。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)				
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		濃尾平野のゼロメートル地帯では伊勢湾台風で大変な被害が出ています。東北福島では地震による地盤沈下で大きな話題となりました。当地域では、地下水利用が減り沈静化しています。地下水の利用は、減らすことがあっても新たな利用は必要ないと思います。			
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		地盤沈下は、全てで起きているため、塩水が木曾川に入り込んでいる分が音にくらべて上流まで遡上します。木曾川河口には潮止め堰が無いので、満ち潮時に上がるのは止められませんが、今以上の地盤沈下や、川の水が減って潮が上がったとなれば様子が変わると思います。豊富な水の流れは、木曾川の特徴です。また河口部の生物の環境にとっても大切です。木曾川下流域の真水の確保は必要だと思います。予算がないのであれば、もっと安い費用でできる対策を考えて早く効果を出すを検討すべきだと思います。			
その他					

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）	[Redacted]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)	[Redacted]		
③電話番号	[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業	—	⑤年齢	—	⑥性別	—
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>(要旨)</p> <p>今後の検討においては、既設水力発電所への影響回避および以下の点が考慮されるよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none">・全体について、既存の水利使用規則などの水利利用ルールを変更しないよう求める。・全体について、各対策案の影響を示し、利害関係者との十分な協議、調整を求める。・対策案番号2、3については、既設水力発電所への影響に鑑み、見直しを求める。・対策案番号1、4、5、7については、取水地点の明示を求める。 <p>(本文)</p> <p>水力発電は、貴重な純国産の再生可能エネルギーとして重要な役割を担っており、現下のエネルギー事情から、その重要性はますます高まるものと考えられます。このことをご理解いただき、今後の検討においては、既設水力発電所への影響を回避するよう最大限の配慮を求めるとともに、以下の点が十分考慮されるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none">・全体について、今後の検討においては、「対策案の基本的な考え方」として示されている「既存の水利使用規則などの水利利用ルールについては、基本的に変えないこと」を遵守するよう求めます。・全体について、今後の検討においては、各対策案による影響を具体的に示すとともに、利害関係者と十分に協議、調整することを求めます。・対策案番号2、3については、既設水力発電所の設備、運用、発電能力に与える影響が甚大であり、とりわけ対策案番号3については、既設水力発電所の発電能力の低減に直結することから、電気事業者として見直しを求めます。・対策案番号1、4、5、7については、取水地点によって既設水力発電所への影響が想定されることから、取水地点の明示を求めます。			

1-2) 正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	「1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について」に同じ。
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		
その他		

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社役員	⑤年齢	63	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	示された対策案1~9は、いずれも事業費が膨大になることや用地取得の困難性、環境への影響の面などからも実現性があるとは考えられない。 対策案10は、農業用水の需要が減少していることから、その使用実態を明らかにするなどもっと具体的に検討すべきである。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	示された対策案1~8は、いずれも事業費が膨大になることや用地取得の困難性、環境への影響の面などからも実現性があるとは考えられない。 対策案9は、農業用水の需要が減少していることから、その使用実態を明らかにするなどもっと具体的に検討すべきである。				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		現計画は新規利水と流水の正常な機能の維持の二つの役割を併せ持っていることが大きな特徴であり、効率的な計画であると評価できる点である。 したがって、今回示された個別の対策案ではなく、二つの役割をセットにした対策案が求められる。				
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		農業用水の使用実態が明らかになり、その水利権量を低減できれば徳山ダムからの導水量もその分少なくできることから事業規模も小さくできるはずである。 したがって、現計画と1-1)の対策案10とを組み合わせた案を検討して欲しい。				
その他		木曾川水系連絡導水路は主に渇水時に活用する施設であるが、平常時の機能として、堀川への環境用水としての活用など、より多機能なものとするべく努力して欲しい。				

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	67	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	現計画について	現計画は、他の代替案と比較し実現性が最も高いと考えられる。また、事業費890億円も妥当(施設延長約44Km、m当り2百万円)と考えられる。東日本大震災を考慮すると早期着工完成すべきである。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常洪水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業	会社員	⑤年齢	62	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の 複数の対策案に関する 意見について	対策案 番号 (1、4、 水源林保 全)	対策案1) 貯水池の新設は、大規模な施設となり、非現実的である。 対策案4) 木曾川の洪水時に矢作川より導入する水量があるとは考えられない。また、矢作川流域の人々の反対もあると思う。 水源林保全) 水源林として山を管理するためには、人も時間も金もかかるために水源林の保全を進めながら必要最小限の施設の対応も必要である。			
1-2) 流水の正常 な機能の維持(異常 洪水時の緊急水の補 給)の複数の対策案 に関する意見につい て	対策案 番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮 し、さらに評価すべき点などの意 見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機 能の維持(異常洪水時の緊急水の 補給)の対策案の具体的提案につ いて					
その他					

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]		メールアドレス	[Redacted]
④職業	魚職	⑤年齢	89才	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1)新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	木曾川の水をこれ以上かすめとる案や地下水の利用は、反対。木曾川に流れる水を増やすべきで、地下水の利用は地盤沈下が進み、想定外の大きな津波や高潮被害の増大を招く。			
1-2)流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	うえの意見と同じ			
1-3)木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2)新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		私は、高齢になったので漁を行っていないが、木曾三川の河口近くは、ヤマトシジミの大切な漁場となっている。平成6年の渇水の時には、木曾川の水が流れてこなくなり、本当にシジミが取れなくなった。木曾川の水を使うのであれば、その補償的な意味からも川に流れる水をきちんと確保すべきであり、今後も大切な漁場の確保を約束できるようにしてほしい。お金がないからやらないですむことではない。			
その他					

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		-	⑤年齢	-	⑥性別
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案3 他用途ダム容量の買い上げ	<p>【要旨】 水力発電所は、純国産のCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源であり、安易な発電容量の都市用水等への振替えは、既設発電所の運用に多大な影響を及ぼすことから、弊社として容認できない。</p> <p>また、弊社ならびに電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等との調整・情報提供などがなされないまま、次の段階へ進むことのないよう要望する。</p> <p>【意見】 本対策案は、既設水力発電所の発電や運用に多大な影響を及ぼすものであり、安易な発電容量の都市用水等への振替えは、弊社として容認することはできない。以下に、弊社としてのスタンスを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水力発電は、エネルギー基本計画を始めとしたエネルギー政策において、「エネルギー自給率の倍増」、「自主エネルギー比率の向上」、「再生可能エネルギーの導入拡大」といった方向が示されている中で、純国産のCO2を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。 2. 特に、ダムを伴った貯水池式、調整池式の発電所で発電容量を持っていることは、電力需給が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従等、電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、今後再生可能エネルギーの導入が進む中、水力発電の役割の重要性は更に高まる。 3. 水力発電は、初期コストが高く、運用コストが低いことから、高稼働かつ長期間運転させることが、経済性の面からも不可欠であり、安易な発電容量の都市用水等への振替えは、経済性を著しく損なう可能性がある。 4. 国の政策として総合的に公益と便益を比較衡量の上、適切な判断が行われるため、各事業を主管する関係省庁を含む関係者間で十分な時間的尤度をもって調整されることが必要である。 <p>上記、弊社スタンスならびに中間とりまとめ策定時のパブリックコメ</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の複数の対策案に関する意見について	対策案3 他用途ダム容量の買い上げ				

		<p>ントに対する回答にある「利水代替案の検討に当たっては、関係する河川使用者との調整の見通しをできる限り明らかにする」「関係省庁には、必要に応じて、国土交通省から実務的に情報が提供される」からも、弊社さらには電気事業における監督官庁である資源エネルギー庁等との調整・情報提供などがなされないまま、次の段階へ進むことのないよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--	--

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)	[Redacted]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[Redacted]	[Redacted]			
③電話番号	[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業	会社員	⑤年齢	61	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)	・概算コストは結果的に増えるのが常、大丈夫か。 維持管理費は工事完了後も施設が存在する限り必要である別途計上で示す方が良いのではないか。 ・ダム再開発は可能性の有る箇所を示すべきで、地形・地質、水没地の影響を考え、単にダム名を挙げるべきではない。 ・ダム容量買上は、脱原発の中、ダム発電量が減るのはまずい。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)	・利水対策と流水の正常な機能の維持対策を別々に考えることの意味がわからない。そもそも水資源対策の検討は両者を一緒にして考えるべきである。 資料-5, 資料-6 はほぼ同じ資料でそれぞれのことが書かれているだけ、無駄な検討に思われる。			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		・木曾川をはじめ中部地方の各河川から大口で取水している農水の使用実態について農業形態の変化、農地の減少などを調査し、必要水量の見直しを行うなど、無駄をなくさない新しい対策を打ち出しても理解が得られ難い。 ・河川間の有効利用に関する検討の実施。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		・名古屋市は、木曾川に少しでも水が流れている限り渇水は無いと思っている。古くからの既得水利権の上に胡座をかいており、我田引水である。負担金を出した新規利水者が渇水で苦しむ中、既得者が平気な顔をしているのはおかしい。もうそんな世の中ではない。			
その他		・日本は降雨量が多く水資源の豊富な国であるが、地形的な特徴から流出が早い。水資源を貯え有効に利用することの重要性を訴える。渇水ばかりではない。今回の震災のように大災害時のことも考えるべき。水は簡単には手に入らないことを国民に分かりやすく示す必要がある。水は決して余ってはいない!			

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	63	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見				
	(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	現計画の水系連絡導水路を上回る利点を有する計画は考えられない。以下にコメントする。 1及び2 用地確保が不可能またはコストが大きく実現困難。 3 既設発電の減電分の補償コストが莫大となる。 4 矢作川の水量は、すでに利用し尽くされているおり新規利水は不可能。 5 木曾川の「流水の正常な機能の維持」は重要目的であり、利水単独はありえないし、利水単独は不経済。 6 濃尾平野では、新規の地下水利用は地盤沈下が再進行する。また他地域は安定した地下水そのものが不足。 7 5,200万M3の確保は現実不可能。 8 初期投資と、運転コストが莫大。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)	上記 利水と同じ			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		・実現性が特に重要であり、代替施設の建設では、名古屋市周辺の高度な土地利用状況から用地確保が困難なこと、また他の発電ダム等の既施設の買い上げは、その補償額が大で、精査するまでもなく現導水路計画に勝る項目は考えられない。			
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		今回提案された利水対策案10案、流水の正常な機能の維持9案(すでに組み合わせている方策を除く)のほかには考えられない。			

	次ページへ続く
その他	<p>意見1) 要旨：現計画の水系連絡導水路では、財政的に早期完成は困難と思われるので、当面、下流部の支川や既設水路を利用する暫定ルートで建設し、導水機能の早期実現を図りたい。</p> <p>(説明：暫定ルート案としては、取水地点を揖斐川左岸46km附近とし、支川犀川を経由して長良川～逆川など～木曾川右岸30km附近で木曾川へ導水する。必要があれば、内水排水を兼用する揚水ポンプを設置する。)</p> <p>意見2) (今回、参考資料-2で“水系総合運用について”が説明されました。参考資料とされた趣旨がわかりませんが、揖斐川住民にとっては、極めて重要な内容ですので意見を提出します)</p> <p>要旨：今回参考資料で提案された、“水系総合運用”のうち、“徳山ダム水源を先使いし、木曾川上流ダム群の貯留水を極力温存する”運用は、揖斐川からの平常時分水になるので、流域住民として反対である。</p> <p>(説明：揖斐川流域民として徳山ダム建設による治水の向上に感謝するとともに、木曾川水系連絡導水路を建設して、“都市用水補給と異常渇水時木曾川へ導水”は了知しているが、今回提案された“徳山ダム水源を先使い”の運用は、水系総合運用の枠を超えた揖斐川から木曾川への分水計画であり反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちなみに徳山ダム水源の先使い運用は、木曾川整備基本方針、整備計画に示された“異常渇水時の……水系連絡導水路の最大限に活用する……”の趣旨を逸脱した計画と考える。 ・揖斐川、長良川と木曾川のそれぞれ流域は、歴史面、文化面、産業面において、それぞれの川に育まれたきた経緯があり、独立した河川であると認識されている。揖斐川の環境を後世代へ引き継ぐために、流域民で真剣に考えられているところである。 ・木曾川の異常渇水時の対応としては、徳山ダムの最低水位以下の貯留水の活用や、節水のさらなる徹底など、他に優先度の高い手立てが多くある。また、運用案では、異常渇水対策の名のもとに、利水供給を受ける側の安易な水利用につながってしまう。 ・これからの渇水時調整では、水源地域と利用地域が、開かれた情報データと互譲と協力の立場で真剣に調整していくことが必要で、そのことが国益につながると考える。

	<p>・この水系総合運用の検討が、今後さらに具体化されるに際しては、下記の事項を揖斐川沿川の関係機関や住民へ、十分説明し意見を聞いていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 徳山ダム先行使用による揖斐川からの年間総取水量はどれだけか。・ 徳山ダム貯留水を回復させるときの下流地点の制限流量（貯留制限流量）、及び運用前後の揖斐川下流の流況の変化。・ 流況の変化による揖斐川沿川の地下水への影響・ 将来の揖斐川流域内の支川や水路への環境用水など新規取得する時の制限発生の有無 <p>など)</p>
--	---

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業			⑤年齢	68	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他		別紙のとおり (要旨) (1) 渇水問題を議論する場合、渇水時の取水制限日数と最高取水制限率の背景にある詳細な計測データを全て開示し、上水、工水、農水について、丁寧な議論、検討・検証を行う必要がある (2) h6の渇水時のように、利水の絶対量が不足した場合でも、限りある水の公平・公正な分配、優先順位の利用、分かち合う智慧、節水の精神等によって渇水の危機は乗り越えられたから、人の智慧があれば、徳山ダムの水がなくてもよい。 (3) 導水路で誘導される水は徳山ダムの水であり、その大部分が流水の正常な機能を維持する為に使用されるのは、B/Cが余りに小さく、豊富な地下水を利用した方が遥かにB/Cは高くなり、地下水利用による地盤沈下も想定されない。				

(別紙)

1. 渇水問題を議論する場合、渇水時の取水制限日数と最高取水制限率の背景にある詳細な計測データを全て開示し、上水、工水、農水について、丁寧な議論、検討・検証を行う必要がある

(説明)

(1) 渇水と水の利用

導水路が想定している渇水とは、どのような渇水状態であるのか、が不明である。H6年の渇水状態を想定しているとすれば、それは極めて希な渇水であり、その渇水時の為に水を供給する施設を築造するのは、過剰な施設の築造になる。たとえ、H6年のような渇水であったとしても、渇水と言う自然現象を受けた地域住民は、限りある水を節水や効果的な利用によって、公平さや公正さをもった水の利用を保とうとした。限りある水は、人の智恵によって融通や優先割当てという仕組みを、渇水に遭遇してからでも、それ程の困難さもなく作り上げ、立場の違う人、見ず知らずの人の生存を保証した。H6大渇水と言われた自然現象にも耐えうる人の智恵があったからだ。そこには、渇水時には渇水時の人の営みがあっていいと、誰もが思ったに違いない。渇水期間が過ぎれば、また、いつもの日常的な水の使用ができると考えたに違いない。多くの地域住民は、渇水時に、水利用の不便はあっても、人の耐えうる範囲の水利用が許されるのであれば、過大な自然破壊を伴う犠牲を払ってまで、過剰な水循環(?)の施設を作り出す意味があるのかと言う疑問をもつ。

そうであるから、渇水時においてまで、今まで通り、あるいはふんだんに水が使える仕組みを、膨大な資金を投入して作る必要があるのか。それは、作り出す必要もあるまいという事になる。

渇水といっても、取水制限や利水の工夫等、人の智恵や工夫で乗り切れる渇水は、それほど重大ではない。渇水時、人智を尽して取水制限し節水し、水の融通や効率的な水利用をしても、河川が背切れ等を起すのであれば、地下水等の人為的な補完支援も必要であろうが、人智を尽さない取水制限のまま、背切れによる環境破壊を云々すると言う論理は、自然を人の力で支援(実は支配)しようとする傲慢な考え方ではないか。

(2) 導水路を議論する場合、想定する渇水がいかなるものであるかを、まず明らかにする必要がある。

「木曾川水系連絡導水路事業の計画概要」で示している取水制限期間(日数)、最高取水制限率は、次のような問題点があり、詳細なデータに基づいて、渇水の実態を明らかにする事が必要である。

(2-1) 取水制限期間(日数)について

取水制限の地域・場所(範囲)、利水区分(上水、工水、農水)について以下の事項を行い、取水制限の分類を行う。

①取水制限を行った日について取水制限程度(%)毎の時間数を集計する:[取水制限程度(%)×時間数]

②取水制限期間毎、及び全取水制限期間について、取水制限程度(%)の発生頻度分布と総時間数分布
この①、②を行うことにより、利水区分の取水制限、取水制限の影響範囲、取水制限量が、場所、程度(%)、期間で遂行されたかが分る。

上水は約50%程度まで、工水は約50%程度まで、農水は約50%までの取水制限では、制限の継続時間にもよるが、大きな、目立った被害は発生しないと考えられる。

利水区分の取水制限が50%を超えた場合は、取水制限の地域・場所(範囲)、利水区分について、以下の事項を行い、取水制限の分類を行う。

③取水制限期間毎、及び全取水制限期間について、取水制限程度(%)の継続時間分布

この集計によって、利水区分毎の被害状況が推計される。

以上のことから、「木曾川水系連絡導水路事業の計画概要」に表示された最高取水制限率から見ると、問題になる取水制限は、殆どないといつてよい。したがって、巨額な資金を投入して、敢えて徳山ダムの水を木曾川や長良川へ導水する意味は殆どない。

(2-2) 最高取水制限率

最高取水制限率は、取水制限程度(%)の最大値を意味すると考えられる。しかし、この取水制限程度(%)が、どの地域(場所)に、どの時間(期間)実施されたかが明らかでない。この表示形式は、最大取水制

限を強調し、最大取水制限が渇水期間中継続したかのような印象を読者に与え、読者に錯覚を与えるので、表示形式としては好ましくない。前述の(2-1)によって、分類されると、この表示形式は余り意味をもたなくなる。

2. H6 の渇水時のように、利水の絶対量が不足した場合でも、限りある水の公平・公正な分配、優先順位の利用、融通し分かち合う智恵、節水の精神等によって渇水の危機は乗り越えられたから、人の智恵があれば、徳山ダムの水がなくてもよい。

(1) 人智を尽した利水区分の節水や水の融通、効率的な水の利用、公平・公正な水の配分、優先順位をつけた水の利用などを行った結果、それでも、なお、木曽川に瀬切れが発生したとするのであれば、それは、受入れられる事である。H6 の渇水でも、それは起こらなかつたし、農水の上水、工水への利用によって、渇水地域の人は凌げたのであり、人智を尽せば、道は開けるのである(道を開く智恵は、国交省や水資源機構や、特定の学識経験者の考え方だけでは、不足である。世間には、国交省や水資源機構や、特定の学識経験者を凌ぐ多くの知恵者がいることを忘れてはならない)。

渇水によって、木曽川に背切れが発生するような場合は、受け入れるべきだ。その程度で、木曽川の生態系が壊滅的な影響を受け、自然が破壊されるような事はない。木曽川の自然の生態系は、人為的に作り出される環境、即ち、長良川河口堰のような人工物には影響を受けやすいが、自然が作り出す環境には強く、瀬切れで影響を受けても復元する術を生態系はもっている事を知るべきだ。

① 渇水時の地下水の利用

木曽川に背切れができるような、それほどの渇水が発生した時には、導水路以外にも方法はある。地下水の利用であり、隣接する他川からの一時的な導水(水の融通)である。地下水の利用は、恒常的な利用ではない。「流水の正常な機能の維持」が必要なときだけに使われる期間限定の暫定的な伏流水の利用である。地下水の汲み上げによる地盤沈下を来たすような水量を長期間汲み上げる必要はないのである。

② 他川からの水の融通

木曽川には、揖斐川、長良川があり、木曽川を含めて三川間で、一時的な水の融通を行うポンプ給水システムの方が、木曽川導水よりも遥かに有効である。

③ 木曽川全川の取水制限と木曽川流水の融通する仕組みの構築

人智の中には、木曽川全川の取水制限を行うことも含まれる。水利権による利害はあるにしても、渇水時という一時的な特殊で緊急性のある場合には、水の融通と節水という人智によって、木曽川の瀬切れ解消程度には、対応できるのである。特に、木曽川からの取水のうち、農水の余剰は明らかであり、耕作面積の激減によって、水利権の取水量の半分程度しか利用していない場合もある。

農水の転用については、今後に残された大きな課題である。木曽川流水の利水の仕組みを作り上げる智恵は、国の機関を巻き込んだ大きなテーマであるが、徳山ダムの水を利用するよりも、遥かに有効かつ実効性が高く、安価で高効率な、そして、より安全な水利用形態であるから、導水路の建設を検討するよりも、重要であり、実現性は高い。それは、木曽川流水の渇水時における水利権による取水量の水利用、配分に関する協定を作ることだからである。

(2) 農業被害の補償

渇水によって、取水量のうち農水分を上水等に転用する事が必要不可欠になり、農作物に被害が発生した時は、農作物被害に対する補償を行う事も必要である。これらは、渇水時における農水転用に関する仕組みであり、木曽川の水利用の形や仕組みを組込んだ協定の形式を構築しておくことが必要である。これらは国、県、市町の行政機関と、水利権者、水利用者を含めた組織的な話し合いの場を作る事から始めなければならない。しかし、この組織的な話し合いの場は、徳山ダムの水を導水するような話し合いの場ではなく、今ある木曽川の流水の利用に関する仕組みづくりであるから、遥かに、実効性が高い。

3. 導水路で誘導される水は徳山ダムの水であり、その大部分が流水の正常な機能を維持する為に使用されるのは、B/C が余りに小さく、豊富な地下水を利用した方が遥かに B/C は高くなり、地下水利用による地盤沈下も想定されない。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所 岐阜市	(都道府県) [REDACTED]	(市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	68歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の 複数の対策案に関する 意見について	対策案 番号 (1~10)	愛知県・名古屋市の水利権四トンの代替水源やその水源利用について検討されているが、今ひとつシツクリこない。徳山ダムで4700万トン確保されている水源を他の施設で河道外施設、他水系から導水、発電ダムの買取、海水の淡水化など検討されているものの水源確保の資金、使用する地域までの導水施設は新たに作る必要があり、現在進めている内容と金額で大なり小なりの差はあるものと同じではないかと思ひます、建設費の比較ではありませんか必要なものは作るしかないと思ひます。 利水者が当面不要なら必要とするところが必要なものを作り必要となったところが今後それぞれ作る。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案 番号 (1~9)	間伐状態になれば川の水はなくなります、必要な水も流れなくなり水争いや生物の棲息が困難になります、それを防止するには確保した水源の活用しか有りません、その水源を新たに作り運用するにはまた新たな建設費や補償に係ることと思ひます、最小限の施設で最大限の効果を上げることが必要です。新たな水源を確保する建設費は増加します、水を必要地点まで導水する施設は現在進めている施設とどの様の相違点があるか等検討されている内容を一つ一つ指摘することも必要かと思ひますが地域全体で何が効果的かを考えて進めていただければ良いと思ひます			
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について		発電ダムが貯放流しながら運用している水は既に既得者の農水や・維持流量に使用されていて新たな水源に切り替わらないことを承知しておく必要があります 農業用水の利用や地下水の活用には濃尾平野の地盤沈下の要因となるのでその利用には問題である。			

<p>2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について</p>	<p>木曾川水系の水資源の開発には、開発順序の相違並びに安全度の相違がありその安全性を確保するためにはすべての先発・後発を止め全て同時開発・同じルールで全ダムプール開発を行えば維持流量確保・取水地点ごとの開発水量が整理でき安全度も同じになります。今までに利用してきた先行開発してきた人たちが有利な条件で実施してきた弊害を解消すべきと思います</p>
<p>その他</p>	

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業		会社員	⑤年齢	40	⑥性別
					男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号	<p>対策案3) 発電容量の買い上げは、東日本大震災による電力事情を考えると逆行ではないでしょうか。</p> <p>対策案6) 地下水の汲み上げにより、全国的に地盤沈下が進んでいます。地下水利用は反対です。</p> <p>渇水調整について) 断水は直接生活に影響する為、断水しないこと。また、早期着工、安価に完了することを望みます。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渾濁時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	41	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	3) 水力発電は安定した供給電力であり容量の買い上げは発電事業者から理解を得られない。 4) 概要4項目を読むと現計画より総概算コストは高くなりませんか？ 7) 必要な土地の確保が困難である、また管理はどうするか、維持管理コストが大きくなるか。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渾濁時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渾濁時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他						

3

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	会社員	⑤年齢	41	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数 の対策案に関する意見について	対策案 番号 (1~10)	2. ダムの再開発は、経済性、用地買収、施設管理者との調整等、相当の時間が必要となり、総概算コストも現計画より高く、現計画で早く・安く進めるべきである。 5. 利水・治水の共同施設とした方がコストが下がるのではないかと。早期に着工し、短期間に安く完成してほしい。 8. 海水淡水化はコストが高すぎる。 節水対策について、H6年の大渇水を思うと節水だけでは難しいと思う。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数 の対策案に関する意見について	対策案 番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[Redacted]	[Redacted]			
③電話番号	[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業	会社員	⑤年齢	40	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (3.6.9)	3. 水力発電は、資源のない我が国にとって唯一の安定したエネルギーであり、その容量を買い上げることは容認されない。 6. 地盤沈下により、防災面、環境面等より良案でない。 9. 水は融通すべきである。			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

3

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	44	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	2. 既存ダムを嵩上げすることは検討するに値するが、総概算額が高価で、社会情勢から非現実性ではないか。 4. 矢作川はよく節水があり木曾川流域に水をあげることはできない。 9. 現在の水利権量に対し、約22.1m ³ /S不足となっているが関係者調整が困難でないでしょうか。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他						

3

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	38	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1.4.10. 節水)	(1) 「木曾川沿川への新規容量を満足する貯水池の新設により、必要量を確保する」となっているが、完成している徳山ダムがあり、新たに水源確保を対策案とすることは疑問である。 (4) 木曾川の渇水時は矢作川も同じ状況であり、導水は困難である。 (10) 農地面積の減少により、定率的に転用することはできない。 (節水対策) 節水に定量的にどの程度効果があるか?				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他						

3

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		会社員	⑤年齢	49	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (3、6、10)	3) 水力発電は、地球温暖化にクリーンであり、残すべきである。 6) 地下水揚水規制がかかっている地域で地下水取水を代替案とすることに疑問。 10) 農家は、渇水時に一番協力しており、農家にだけ合理化等負担をかけるべきではない。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他						

3)

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]		
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]	
④職業		会社員	⑤年齢	29	⑥性別 男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	<p>3. 東日本大震災による原子力発電事故を思うと水力発電は今後再開すべきであると考えます。</p> <p>6. 地下水取水により、地盤沈下が発生するので反対。</p> <p>10. 農業用水路は、農家代々にわたり、維持補修、費用を負担し利用してきたものであり、余り水はない。</p>			
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他					

3

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	無 職	⑤年齢	6 4 歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		「別紙」のとおり 要旨：本件導水路の水源「徳山ダム」の開発水量は、相次ぐフルプラン見直しにより、当初予定から56%もの減少となった。 これだけ開発水量が減れば、ダム建設自体が見直されてしかるべきだが、この減量分を「渇水対策容量」に品名を変え、本来不要な水のために、巨額の費用をかけ、環境を損なっても推し進めようとしているのが、本件導水路事業である。 よって、導水路ありきが前提の今回提示「対策案」なるものは、検討に値するものとは断じて言えない。			
その他		なお「別紙」は、名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED] での、原告意見陳述書の写しである。			

(別 紙)

原告

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成20年7月29日

原告

私は、[redacted]に住み、ムダな木曾川水系連絡「導水路」事業に公金を使うなど県民有志で結成の市民団体[redacted]を務めるものです。

日本国憲法三原則「主権在民」にもとづき、県庁・市役所など地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図ること」と、地方自治法第1条の2で規定されています。

ところが、愛知県は百年に一度の世界的な不況に直撃され、平成21年度の県税収入予算は4900億も減収となる厳しい財政状況にも拘わらず、長良川河口堰のムダに徳山ダムのムダを重ね、さらにムダな「導水路」事業に318億円も投入しようとしています。

ご存じのとおり、法人税の比重が大きい愛知県財政は深刻で、すでに県民1人当たり54万円強、総合計では四兆円を越す累積借金を抱えています。県民から集めた血税は県民本位にこそ使うべきで、ムダな「導水路」事業に公金を使うな！と、県民有志で結成の市民団体[redacted]は、事業の中止を求めて広く県民に呼びかけ、住民監査請求の署名活動を2月上旬から取り組み始めました。

同時に、厳しい財政運営を強いられている愛知県は、諸般の事情を勘案し、ひよっとして「導水路事業を当分の間休止」という展開も想定されるため、県の最新の考えを質したく、2月下旬、愛知県の「導水路」事業・担当課に懇談の機会を持っていただきました。

話し合いは、[redacted]からの質問で始まりました。なぜ「導水路」事業は必要なのか？「費用と便益を含めた政策立案の討論過程を教えてください」との問いかけに、担

当の職員さんのお答えは、「湧水に役立つ徳山ダムが出来て嬉しい」「出来ちゃった以上、活用しなくては」と、思わず耳を疑うほどの理屈抜きの内容でした。

■では3月30日、「導水路」事業は、流水正常機能維持並びに利水とも必要性がなく、効果のない無駄な支出として、公金差止などを求め、地方自治法第242条第1項の規定にのっとり、554筆の「住民監査請求」署名第一次分を県監査委員へ提出しました。

しかし、5月13日、県監査委員は県民有志から寄せられた県民の願いに背を向け、住民監査請求について、「却下」の決定を浸しました。却下のおもな理由は、国が決めた基本計画・フルプランにもとづく事業の妥当性を検討することは「監査委員の職務」ではないとする、監査委員自らの職務放棄ともいふべき不当・不可解なものでした。

しかし、県が却下の翌14日、「晴天の霹靂」ともいふべき事態が発生しました。それは、■名古屋市長が「導水路」事業から撤退を表明、負担金の不払いを通告とのマスコミ報道でした。名古屋市の負担総額は121億円です。行政のムダを省き、ムダ遣いを許さない■市長の信条に照らせば、この導水路事業ほどムダなものはありません。

■ではさっそく、■市長の勇氣ある決断が「脱ダム利水宣言」ともいふべきものと高く評価し、愛知県も導水路事業からの撤退に入るべきとの「歓迎声明」を発表しました。

一方、3県1市と国土交通省・水資源機構が構成メンバーの「木曾川水系導水路事業管理委員会」では、撤退ルールに言及することなく名古屋市の撤退声明を嫌悪・反発。旧徳山村民が犠牲の「徳山ダム」に確保された水に説明責任を果たすべき等々の脅かしも受け取られかねない「バッシング」が行われております。

しかし、愛知県が「導水路」事業へ公金を支出することは、地方財政法（第4条第1項「経費の必要最小限の原則」、及び地方時報・第14条第2項「最小経費による最大効果の原則」）に違反しています。糾弾されるべきは、税金をムダ遣いし、環境を破壊する、暴挙とも言える「導水路」事業の推進役を演じている愛知県です。

そこで、住民監査請求人の有志■は、司法の場によって「導水路」事業の不要性を明らかにし、愛知県も名古屋市と同じ立場に立っていただかねばと、愛知県知事と同企業庁長を被告に地方自治法第242条2項「住民訴訟」を提訴しました。

出来得れば、本訴訟が判決を待たずに3県1市の撤退、いわゆる「事業の消滅」と言う形で終止符が打たれることを期待しております。

以上

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[Redacted]				
②住所	(都道府県) [Redacted]	(市区町村以下) [Redacted]			
③電話番号	[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業	無 職	⑤年齢	6 3 歳	⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数 の対策案に関する意見 について	対策案 番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の複数 の対策案に関する意見 について	対策案 番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見 について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常濁水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案 について					
その他		「別紙」のとおり 要旨：国のみならず、全国各地の自治体も財政状況は苦しく、やりくり に汲々している。なかでも、愛知県はリーマンショックによる個人県民税の 落ち込みが大きな要因で“2年連続1兆円割れ”になったと、マスコミは 大々的に報道している。 東日本大震災で日本はどん底だ。不要・不急の導水路など作っている 余裕はない。検討の場は「中止」を検討すべきだ。 なお「別紙」は名古屋地方裁判所 [Redacted] [Redacted]での、原告意見陳述書の写しである。			

(別紙)

原告

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成23年 2月21日

原告

私は、と申し上げます。

今回、原告の一人として意見陳述の機会を与えていただき、感謝しております。精いっぱい務めさせていただきます。

さて、私の職業は、戦後の食糧事情が厳しい昭和23年に祖父が創業した花かつお・削節製造と水産・乾物卸業の名ばかり店長です。苦楽を共に歩んできた近所の皆さんは、誰一人として苗字の小貝と呼ばず、屋号で親しんでいただいております。

これまで幾度となく押し寄せた不況の中、乾物屋の看板を下ろさぬよう、そして出生のさいに脳機能の障害が生じた長男を含めた四男一女の子宝が無事に育つよう、個人経営なら誰でもがそうであったように、文字通り家族ぐるみで馬車馬のごとく仕事に励み、ささやかな幸せを求めて暮らしてまいりました。

皆さま方のお陰を持ちまして、私ども夫婦も今年で還暦を越え、人並みに孫も授かることができました。ただただ感謝ばかりの気持ちです。これまでの半生を振り返り、今後の事を展望すると大きな悩み事が二つ有ります。

一つ目が生活の糧である家業の将来です。昔から、商売をさして「あきない」とか「死に病」とよく言われてきましたが、正にそのとおりです。一昨年のリーマン不景気が来る遙かかなたの昔から、超零細企業の我が店では、従業員さんの給料と税金を支払うために経営者である自分たち夫婦の給料は後回しで暖簾を守ってきたのが実状です。

家業に勝るとも劣らぬ悩みは、重度障害の障害者手帳二級に認定され、小規模作業所で働く今年35歳の長男の行く末です。現在、介護は大きな社会問題となっていますが、認知症の重度障害者を介護していただく施設はこれから先出来るのでしょうか。

「死ぬに死ねない」心境です。藁にもすがる思いで、お世話になっている障害者団体の役員さんにお尋ねしたところ、にこやかに笑みをたたえていたお顔が突然こわばり、ただ一言「見通しは暗い」とのお答えでした。世界のトヨタが控える金持ち愛知県は、何もかもがトップクラスと思い込んでいた私には大変なショックでした。

落胆で落ち込む私を諭すように、役員さんは総務局統計局の『統計でみる都道府県のすがた』という何やらいかつい題名の本を書棚から取り出し、説明を続けます。

私にとっては、郷土のお国自慢と胸を張って拍手喝采の「中部国際空港開港と愛知万博開催に力を集中したツケと、一昨年のリーマンショックが原因で平成20年度から愛知県の資金繰りが苦しくなった。その結果、平成22年の民生費は43位、老人福祉費は40位と全国47都道府県のなか、最低クラスに陥落してしまった」とのことです。私には信じがたい話ばかりで、思わず「ウッソー」と叫んでしまいました。

私も商売人のはしくれ、「損して得取れ」が信条です。過ぎた過去のことをいつまでもウジウジと愚痴っけては、看板のカツオが泣きます。要は失敗から何を学ぶかです。お役所の県庁が学ぶべきは、ムダな出費はしないということです。そして、公金は県民の皆さんの懐が豊かとなって税金が増収となるよう、舵取りすることです。

ところが現実はその逆。使えなくても不自由がない徳山ダム導水路づくりに318億円もの大金を負担する一方、保険料が高すぎて滞納者が多い市町村の国民健康保険への県補助額が今年度1億7千万円とは、声を大に「税金の使い道が間違っている」です。

県民意識も大きく変わってきました。「徳山ダムを造っちゃったから導水路も」が県庁内の常識でも、「導水路はいらない」「福祉・医療の充実」などが民の声です。1月13日の中日新聞は、県知事選・市長選で、有権者の半数近くが「福祉の充実や景気・雇用対策を望んでいる」ことが本紙の世論調査で明らかになったと報じています。

納税は国民の義務でもあり権利です。県知事さんをはじめ県庁のお役人の皆さんは、郷土の発展と庶民生活の向上のために役立つよう、汗水垂らして納めた貴重な税金を適切に運営し、住民の皆さんに喜ばれることが県政の王道です。

■市長が一昨年、平成21年5月に撤退を表明した時は、■県知事がすぐに「待った」をかけましたが、さる2月6日投票の県知事選挙では、「■」の公開アンケートに“専門家の意見を聞いて導水路事業の見直しを検討”と回答の■さんが圧倒的な得票で当選しました。

“導水路建設ノー”が県民の総意です。エコが生活の基本となる今日この頃、現在凍結扱いの導水路づくりはエコと正反対のムダの象徴です。裁判官の皆さま、エコの時代にふさわしい公正な判決をくだされますよう、切にお願いいたします。

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)		
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		無 職	⑤年齢	6 7 歳	⑥性別 女
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		<p>「別紙」のとおり</p> <p>要旨：2007年8月、導水路の水の一部を岐阜市の長良川の鶺鴒飼開催地付近で流し、下流で再び木曽川へ戻す「上流分割案」が突然発表された。</p> <p>その目的には利水の他、「清流」長良川と「名水」木曽川の河川環境の改善が謳われているが、ダムで貯えられた低水温、低水質の水が流されれば、河口堰で悪化している長良川は死んでしまう…。不安を抱く住民は国に対し疑問に答えるよう要望してきたが、市民に開かれた事業説明会は中断したままである。過去の事例も含めて検証することが大切ではと考える。</p> <p>なお「別紙」は名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED]での、原告意見陳述書の写しである。</p>			

(別紙)

原告

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成21年10月21日

原告

今回、意見陳述の機会を与えていただきましたことを感謝いたします。

私はで生まれ育ち、その後を離れ、となりおおよそ30年が経ちました。を故郷に持つとして、木曾川水系連絡導水路計画について意見を述べさせていただきます。

徳山ダムは福井県境に近い岐阜県の西端に建設されました。その水の一部を、岐阜県を横断し愛知県まで43キロの巨大な地下トンネルで木曾川まで運び、愛知県と名古屋市のために使うというのが木曾川水系連絡導水路計画です。2年前の2007年の8月に、この水の一部を長良川にも流すという案が突然発表されました。鶉飼開催地のすぐ上流の岐阜市の古津辺りに流し、その水を長良川と木曾川が接する下流から24キロ地点で再び木曾川へ流すという「上流分割案」です。その目的には、利水の他、長良川、木曾川の河川環境の改善が謳われていました。

私はこの案を新聞報道で知り、大変驚きました。「この計画は長良川を単なる用水路にするものではないか」「長良川河口堰のゲートは永久に開かなくなるのではないか」「長良川環境はさらに悪くなるのではないか」と考えました。

なぜ長良川へ、ダムで貯えられた水温の低い水質の劣る水を、わざわざ流す必要があるのだろう。川が死んでしまう！と危機感を持った市民がという会を作り、水質や魚類などの研究者を招き学習を重ねました。これまでの学習で「ダムの水は河川環境の改善にはならない」むしろ「生き物、特に魚類には悪影響を及ぼす可能性が高い」ことが判ってきました。国に対し計画の妥当性、環境への影響の懸念など数多くの疑問や質問に答えるよう要望してきましたが、市民に開かれた事業説明会は中断したままで、未だに納得のいく回答を得ておりません。

しかし、「なぜ長良川へ」の疑問を解く資料が、度重なる市民の情報公開請求でようやく公開されました。それによれば、この上流分割案の下流施設建設には、長良川河口堰の水を取水できるようにするという意図があり、利水者の愛知県、名古屋市の要望に国が配慮する約束をした経緯が述べられていました。

長良川河口堰建設には計画当初から、建設後の現在に至るまで様々な反対運動がありました。1973年には漁業関係者を中心とする原告2万6千人の建設差し止め訴訟が起こされました。この訴訟は8年後、結審後に取り下げられ判決は出ないまま終結になりましたが、1982年に20名ほどの市民が再度差し止め訴訟を起こしました。岐阜地方裁判所の判決がでたのは提訴から12年目、河口堰の工事の終了する年でした。私はこの裁判のサポートネットワークの事務局を務め、ほぼ全ての裁判を傍聴しました。この訴訟では利水、治水、環境問題等について、事業の妥当性について争われました。判決は原告が敗訴でした。4年後の名古屋高裁の判決も原告敗訴でした。しかし、原告が訴え主張してきたことが現在、ほぼ事実となって証明されつつあります。水需要は増えていません。河口堰の目的であった工業用水は全く使われていません。心配していた環境破壊は予想を遥かに超えて進んでしまいました。汽水域を失い日本有数だった河口部のヤマトシジミは壊滅しました。名古屋のスーパーに並ぶのはほとんどが遠く離れた青森や島根の宍道湖などのものばかりです。潮の満ち引きを失い生態系豊かな広大な芦原も激減しました。川の底にはヘドロがたまり、生き物の姿がほとんど消えてしまったと長年長良川を調査、観察してきた研究者やカメラマンが報告しています。海と川を行き交う長良川の象徴ともいえる鮎やサツキマスは激減し、鮎は放流量より漁獲高が少なく、統計上天然鮎はいなくなったとまで言われています。長良川の鵜飼もその魅力を失っています。釣り人の姿もめっきり少なくなりました。堰の閉鎖から14年で、川の変化は長良川沿いの産業、文化にも大きな影響を及ぼしています。そして、莫大な税金が今までも、これからも伊勢湾へ、流れていきます。

木曾川水系連絡導水路計画がこのまま実施されれば、経済的な負担は言うに及ばず、長良川、木曾川、伊勢湾の環境悪化はさらに速まるでしょう。

長良川流域では今、地域の資源を活かし、地域の恵みで生きていこうという、若者たちを中心とした動きが生まれています。森林再生や里山再生に取り組む人たちががんばっています。そのためにも、これ以上大切な川を破壊してはいけません。

国は一時凍結を表明しました。今こそ愛知県当局が、水を生み育てている上流県へ敬意を払い、時代に即した節度ある政策を選択されることを私は願っています。

裁判所には、多くの流域市民の思いを汲み取り、公正な判断を下して下さるよう心から要望いたします。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		無 職	⑤年齢	6 9 歳	⑥性別	女
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)					
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他		「別紙」のとおり 要旨：昨年10月、ここ愛知で「COP10」が開催され、世界の人々が“地球上のあらゆる生物はみんな繋がって、互いの生命を保ち続けている”生物多様性の素晴らしさに感動した。 ところが、徳山ダムの貯留水を長良川、木曾川へ補給の導水路事業は地下水脈を切断など、自然環境を破壊し、動植物の生態系を復元不可能に陥れて、「COP10」の理念を全面否定は必至。世界の常識に逆行の導水路は即刻、撤回すべきだ。 なお「別紙」は名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED]での、原告意見陳述書の写しである。				

(別 紙)

原告

被告 愛知県知事外 1 名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第 9 部 御中

平成 22 年 12 月 15 日

原告

私は、原告の一人で [redacted] です。

この場に於いて、導水路計画に異議を感じた経過とその想いを申し上げます。

私の原点は、木曾川の源流域・ [redacted] で生まれ、汚れない水、空気、太陽いっぱいの農産物で育まれた 15 年間の生活に在ります。15 歳、集団就職たけなわの時代にここ [redacted] の街に来て、看護婦の職を得て、生きるためにひたすら働きました。

職場の労働組合に入って医療行政を中心に社会の仕組みを勉強したことで、私たちの生活すべてが政治に左右されていることを知りました。25 歳、縁あって結婚。3 人の子育てをするなかで、食の安全に力点をおいていた時、名古屋の水道水のうまさを認識しました。それ以来、蛇口の奥の水問題に関心を持ちました。しかし、8 つの集落をダムの中に沈めて出来上がった徳山ダムは、私の心を傷つける決定的な出来事でした。

下流域住民の水需要を目的として事業を推進し、現地の村人を賛成、反対で分断し、村民の結びつきを破壊しました。あげくには、そこに住む人々には都だった徳山なのに、札束としがらみで無理矢理に立ち退かせたのです。計画が持ち上がってから 30 年・40 年の長い年月と巨額の工事費を投じながら、ダムの目的用途はコロコロと変わり、完成したらダムの利用価値はゼロの姿をさらけだしています。

私は昨年 6 月、徳山ダム湖を見学しましたが、湖面には落ち葉が浮き湖水は黒くよどみ、コンクリート壁にこびりついた藻からは鼻をつく臭いが出ていました。清流長良川や木曾川に徳山ダムの汚れた水が流れ込めば、市民の命の水が汚されると直感しました。

県庁では、不純なダムづくりを続けて来たことへの反省もなく、“出来ちゃったから導水路を造りたい”との信じられないような役人の言葉を直に聞きました。導水路工事は、“地権者との交渉なしで簡単に進められる”と聞きましたが、トンネル工事にぶつかる地下水脈は切断され、自然環境は大きく変わります。COP10で生物多様性を世界に発信のお膝元で、物言えぬ自然界を「公共」の名で破壊することは許されません。

お役人は反省もなしに、長良川河口堰でアユとシジミを殺しておいて、導水路は木曾川のヤマトシジミを救うのだと力説していますが、不要なダムを造ってきたことが住民生活と自然環境を破壊してきました。国民の公僕として、現実にも目を向けて仕事をして下さい。

私は日頃より、生活者として権利を行使し、義務を果たすよう心がけ、理不尽なことに対しては本質を見極め、きっちり声を上げることをモットーとしてきました。

木曾谷で林業にたずさわっていた義兄から、「身体を張って山を守っているのだから、水を大切にしたい」と言われています。下流のわたしたち都会の住民は、上流の森林国土を大切に守っている人たちに“ありがとう”と感謝の気持ちをいつも心に留めています。

今から10年前、故郷の阿寺溪谷に中部電力が揚水式ダムを計画しました。この時、木曾川の水を汚してはいけないと、反対運動の中心にいた実兄の勧めで名を連ね、名古屋での支援活動に参加しました。大勢の皆さんの力で撤回させ、清流を守ることが出来ました。

私は、先頃のCOP10をきっかけに、“地球上のあらゆる生物はみんな繋がって、互いの生命を保ち続けている”生物多様性の素晴らしさを改めて学び直しました。COP10開催地のこの愛知が、自然環境を保護していく“さきがけ”となることを切に願っています。

私も一人の市民として主婦として、自然環境や食生活を脅かすことを避けるため、プロ意識を持って真剣に毎日を生きていく決意です。

最後に、裁判官にお願いがあります。

裁判官は憲法第76条“良心”に従い、ムダな導水路計画の現実をよく見ていただき、司法のプロとして後生に悔いなく子孫に喜ばれる裁判をしてくださるようお願いいたします。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

名(フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	無職	⑤年齢	65歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号(1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について		「別紙」のとおり 要旨：リーマンショックが起因の不況や、未曾有の被害を引き起こした国難とも言うべき東日本大震災の後の現在にいたっては「導水路」事業の費用と便益を検証すべきである。 「異常渇水」時の対処はハードな「導水路」建設ではなく、ソフトな「緑のダム」づくりが優れており、上中流の森林整備を迫すべきである。			
その他		なお「別紙」は、名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED]での、原告意見陳述書の写しである。			

(別紙)

原告

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成22年6月2日

原告

私は原告団の一人、[redacted]です。職業は昨年3月に水に関わる職場を退職、現在は無職の年金生活者です。

現在使われていなくても、何ら不都合が生じていない徳山ダムの水を無理矢理使用させたく、890億円もの巨額を投入して建設計画の木曾川水系連絡導水路事業への差止を求めて、庶民の立場から意見陳述します。

私は、塩の道として有名な飯田街道の宿場町・[redacted]、現在は[redacted]の出身です。ふるさとの町並みを縫うように流れる巴川は、愛知県内でも有数のアユ釣りのメッカです。週末には太公望が押しかけて昼間人口を爆発的に増加させています。

私は少年時代、清流巴川の支流・阿摺川で朝から晩まで、文字通り水と戯れ遊び呆けました。小学校唱歌ふるさとを何かの機会に歌うたび、聴くたびに思わず知らず目には涙が滲み、脳裡には思い出が走馬燈のように浮かびます。

今から私は、自分の身体へ強烈に染みこんだ原体験にもとづき、導水路は不要であることを二つの方向からお話しさせていただきます。

一つ目は、「流水の正常な機能の維持」です。国土交通省によれば、事業の目的は木曾川水系の異常渇水時に、徳山ダムで貯水した水の一部を木曾川と長良川に導水して、渇水時の河川環境の改善をおこなうとのことですが、これは間違いです。

国土交通省は、魚貝類の生息に流量が条件と断定、人工的にコントロールしようとしています。私がふるさとの阿摺川で釣り・たも・四つ手で穫り続けたハエ、アマゴ、ネコギギの仲間イサンジョは、異常渇水で絶滅するほど軟弱ではありません。

渇水時には生息数こそ減りますが、溜まり水や川底の泥砂に潜み、たくましく生きています。翌年、川の水量が戻れば魚たちもまたその数が戻ってきました。

さらに大きな問題は、生態系の異なる揖斐川水系の水を木曾川、長良川に混入させることです。とりわけ、濁水の長良川をダムの藻類が繁茂した冷貧水が水底を押し流せば、自生のアユは激減し、鵜飼いもアユの友釣りも大打撃となってしまいます。

関係者は、当然のことながら琵琶湖などで育てられた稚アユを放流します。魚類の専門家である大学教授のお話によれば、放流のさいにアユ以外の魚類なども当然紛れ込みます。動物の世界は、かつての自民党■■■■前内閣の新自由主義と同様、弱肉強食の世界、生物多様性は破壊されてしまいます。COP10を今年10月に控えて、愛知県が今なすべきことは、導水路事業を即中止することです。

二つ目は、県民が血の滲む思いで納めた税金の使い方の問題です。

ダム建設は、完成まで長い年数を要し、必ず予算規模が大幅に増大するのが常です。予測どおり、巨額を投じた長良川河口堰も徳山ダムも、水の使い道が無く余まってしまう。使わなくても払い続ける水源費負担金が県財政をズッシリと苦しめます。

警視庁は5月13日、自殺者が12年連続3万人台と発表しました。動機別では、失業や就職失敗、生活苦など経済的要因での自殺率が前年より増加したとのことです。自殺した人の無念と残された家族の悲しみを思うとき胸が締め付けられる思いです。愛知県は、公金をムダな導水路事業に投入せず、福祉・教育予算に使ってください。

国土交通省はまた、徳山ダムが治水上からも重要な役割を担っていると力説していますが、本当にそうでしょうか。私の生家は、山あいの農家ですから、農業の傍ら林業にも精を出していました。森林は緑のダムとも呼ばれ、降った雨を貯留します。そして、森林は国土も保全します。その森林がいま荒廃しています。費用と便益を検証すれば、流域上流や周辺の森林整備などに力を注ぐことの方がはるかに効果的です。

民主党連立政権の内部でも、大型の土木公共事業を極力見直して、CO2の削減にも結びつき、延べ数百万とも試算される雇用の大幅拡大につながる森林整備などの事業に切り替えるべきだと言う考えが論議されていますが、私も大賛成です。

現在、導水路事業は凍結扱いとされ、昨年度に引き続き今年度も本体工事に入れないことになっていますが、環境調査工事を名目に今年度も5億円の予算が執行されています。事業が正式に中止となれば、これまで投入した工事費はまったくのムダ遣いとなってしまいます。公金のムダ遣いはゴメンです。

裁判所におかれましては、公正で賢明な判断を下してくださるよう要望いたします。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]			
② 電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業		無 職	⑤年齢	61歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の 複数の対策案に関する 意見について	対策案 番 号 (1~10)					
1-2) 流水の正常 な機能の維持(異常 渇水時の緊急水の補 給)の複数の対策案 に関する意見につい て	対策案、 番 号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮 し、さらに評価すべき点などの意 見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機 能の維持(異常渇水時の緊急水の 補給)の対策案の具体的提案につ いて		「別紙」のとおり 要旨：1994年の渇水時、知多半島では1日19時間の断水が 3週間も続き、地域住民は大変苦勞した。しかし、この断水が 解除されたのは、時の愛知県知事が農業団体に頭を下げて、農 業用水を上水に転用してもらったからである。 渇水に役立つのは、縦割り行政を改めて、上水、農水、工水 の柔軟な運用と日頃からの節水が決め手だ。「検討の場」の対 策案は、相変わらず「ダムや導水路」づくりだ。推進した方々 が検証とは、セレモニーもいいところ。止めて頂きたい。				
その他		なお「別紙」は、名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED]での、原告意見陳述書の写しである。				

(別紙)

原告

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成22年1月14日

原告

1995年7月、長良川河口堰のゲートが下ろされて、運用が開始されました。1998年4月、知多半島の4市5町の水道水源が、木曽川の水から河口堰の水に切り替わりました。

臭い、まずい、風呂に入ると肌がびりびりする、水槽の金魚が死んだなど、不安や不満が噴出しました。河口堰の水は、木曽川の水に比べアンモニア性窒素などの数値が5倍になるなど、水質が劣ります。水源が切り替わった当初は、活性炭の使用料が4千万円余、その他の薬品の使用料を含めると、年間7千万円以上の税金が浄水処理に使われておりました。

知多浄水場では、過去に災害時を除いて活性炭が使用されたことはありませんが、河口堰の水を受け入れるにあたって、約8億円をかけて自動活性炭投入装置が設置されました。水道水の水源は、より川の上流で取水するのが常識ですが、最下流の溜まり水を利用する非常識がまかり通っています。知多半島の水道水源は木曽川の兼山、犬山、馬飼と下り、止めが長良川河口堰なのです。まして、住民が水質の悪い河口堰の水を口にしなければならないのに、農業用水・工業用水は継続して良質な木曽川の水を利用するという、逆さまな行政が行われております。

昨年9月、水問題に関心のある人達と河口堰の取水口を見学したとき、取水口には魚やクラゲ状のものが死んでおりました。対岸の桑名市民から「あんな水を飲んで大丈夫か」と、同情も寄せられております。次に見学した木曽川(馬飼)にある名古屋市の取水口とは、明らかに水の色と透明度が違い、怒りを覚えました。

わざわざ遠くの長良川河口堰から木曽川の下にトンネルを掘って、知多半島まで持ってきた河口堰問題と、長良川河口堰がなくても水余り状態なのに、巨額な税金を投入して自然破壊をして徳山ダムを建設し、出来ちゃったから導水路が必要という徳山ダム導水路事業とは、全く同じ構図なのです。

1994年の渇水時、知多半島では1日19時間の断水が3週間も続き、地域住民は大変苦労しました。しかし、この断水が解除されたのは、雨乞いが天に通じて上流に雨が降ったからではありません。愛知県知事が農業団体に頭を下げて、農業用水を上水に転用してもらったからです。渇水に役立つのは、無駄なダム建設ではなく縦割りの行政を改めて、上水、農水、工水の柔軟な運用と日頃からの節水が大切だと思います。

この断水がトラウマとなった知多半島の住民は、国交省・水資機構の「河口堰は渇水に役立つ」との説明を簡単に信じ込んでしまいます。もし、この渇水時に河口堰が運用されていたら渇水に役立っていたか。答えはNOであります。河口堰に溜まっている水は、堰を維持するための水ですので、上水に利用できるのは上流から流れ込んでくる流量の範囲でしか河口堰の水は取水できないのです。1994年7月から9月の間で「流量ゼロ」の日がありました。

1994年渇水のトラウマになっているのは、知多半島の住民だけではありません。愛知県知事と、県営水道を受水している県下の自治体の首長たちが、そうです。名古屋市長は、名古屋市民に必要な水は余っていると、導水路事業からの撤退を表明しましたが、知事や市町村長は、異常渇水対策として徳山ダムの水が必要だとして、木曽川導水路事業に固執しています。

けれども、木曽川流域が異常渇水状態にあるとき、揖斐川上流の徳山ダムに十分な水量があるという保証がどこにあるのでしょうか。昨年12月12日の中日新聞は、「木曽川導水路は、異常渇水時に利用できる都市用水が、導水路供給能力の10分の1程度だと判明」「巨費を投じて造る意味がないと、専門家の意見」と報じていますし、同年12月9日の毎日新聞は、「中部地整が、徳山ダムの貯水率が渇水で33%まで落ち込んでいると発表した」と伝えました。つまり、導水路で長良川や木曽川へ水を送るどころか、揖斐川の自流水を維持するのがやっと、巨費を投じて造る意味がないことが明白になっているのですから、徳山ダム導水路事業計画は即刻中止すべきです。

また、導水路の建設の根拠として「流水の正常な機能を維持するため」としてありますが、長良川河口堰の建設で、アユは激減し、シジミもほぼ全滅となる状況にしたのは他ならぬ、国交省・水資機構であります。今さら、木曽川のヤマトシジミやアユを救うために導水路が必要だと言うのには、怒りを禁じざるを得ません。しかも、導水の一部を長良川に送るのは、河口堰のゲートを永久に上げさせないための、国交省・水資源機構の策略としか思えません。

名古屋市長が導水路事業からの撤退を表明した後の、昨夏総選挙では、八ツ場ダム・川辺川ダムの建設中止をマニフェストに掲げた民主党を国民が支持して政権交代が起き、10月9日、新政権の国交相は国直轄ダムの事業凍結を表明しました。その月に中日新聞が実施した調査では、名古屋市民の8割が、「導水路事業そのものが不必要と考えている」という結果でした。いまや、世論はムダなダム事業はいらないと明確に示しており、徳山ダム導水路事業計画を中止するのは当然の成り行きと考えます。

長良川河口堰にせよ、徳山ダムにせよ、一旦滞留させた水を流域を越えて導水することは、その水を受け入れる側の流域に多大な悪影響を与えることは必定です。ムダな公共事業で地域住民に負担を強いるのではなく、知多半島の水道水源を元に戻すなど、住み良い環境づくりに税金を投入することがCOP10を控えた愛知県のあるべき姿だと思います。知多半島の住民は、導水路事業からの撤退を強く望みます。新年を絶望の始まりにしたいくはありません。裁判官におかれましては、ご賢察の上、適正な判決をお願い申し上げます。

以上

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
② 住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③ 電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④ 職業	無 職	⑤年齢	6 8 歳	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について					
その他		「別紙」のとおり 要旨：未曾有の被害を引き起こした「東日本大震災」の被害者救済と震災復興が喫緊の課題となっている。国交省は、復旧のため、不要・不急の「ダム・導水路」事業を休止し、可能な範囲で、予算・人材・機材を復興事業にシフト替えすべきである。 なお「別紙」は、名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED]での、原告意見陳述書の写しである。			

(別紙)

原告

被告 愛知県知事外 1 名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第 9 部 御中

平成 22 年 3 月 24 日

原告

私は原告です。今回、意見陳述の機会を与えていただきましたことを感謝いたします。

私は、木曾川の上流域・木曾谷で生まれ育ち、52年前集団就職で古里を離れて県民となりました。いくつかの職業をへて、昭和48年職員となり、7年前を定年退職。現在は年金生活者の日々を送っています。

私がこれまで無事生活を営むことができたのは、朝起きると家の前には木曾川が流れ、仰ぎ見れば中央アルプスのすばらしい自然と、澤から流れる豊かでおいしい水のお陰です。ちなみに、私は12人兄弟の末子であり、戦死した長兄を除いた7人の姉と3人の兄が現在も古里で健在です。

名古屋の水道は、大都市ではおいしい水日本一と評判ですが、蛇口の奥は古里を流れる木曾川の清流です。蛇口をひねるたび、懐かしさと感謝の気持ちが身体にみなぎります。そうしたごく普通の県民として、ごくありふれた生活を送る庶民の立場から、木曾川水系連絡導水路計画について私の意見を述べさせていただきます。

導水路事業は、徳山ダムで貯水した水の一部を43キロの巨大な地下トンネルで木曾川まで運び、一つ目が都市用水への利用、二つ目が渇水時の木曾川、長良川の河川環境の改善を目的に、総事業費890億円をかけて建設という計画です。水需要が横這いの時代、ムダな長良川河口堰建設事業や、さらにムダな徳山ダム建設事業に反対してきた私は、導水路建設事業の荒唐無稽な計画概要を新聞報道で知り、大変驚くと共に次から次へと疑念が浮かんできました。

「余り水の時代、水道や工業用水などの新規利水や需要量増加は本当か」「この不況下、建設強行するほど必要な事業か」「渇水対策の決め手が導水路事業のみとは信じがたい」が代表的なものです。それでは、その三点にわたる疑念を具体的に陳述します。

まず、一点目の水の需要問題です。

昭和30年代半ばから40年代へと続く高度成長経済時代、工業用水の需要の伸びは凄まじいものでした。しかし、昭和48年に起きたオイルショックを境に企業のリサイクル率が一気に上がり、需要は鈍化傾向です。不都合な真実を認めない愛知県は平成16年、ついに禁じ手を打ちました。

長良川河口堰から取水の工業用水の買い手がつかず、進退窮まった愛知県は、尾張地域と愛知用水地域の両水道用水に転用という苦肉の策を講じたことです。

また、給水人口が増加傾向の名古屋市水道事業も、平成21年は不景気と長雨の夏とはいえ、一日最大給水量は昭和42年並みの90万5970m³と驚くべき減少です。工業用水と水道水いずれの統計をとっても、もうダムの水は要りません。

二点目は深刻な愛知県財政です。

1月28日の中日新聞朝刊を見てみると、「トヨタなど主力の自動車産業の不振が響き、平成22年度予算は法人税を中心に税収が21年度より約1千億円減る見込みで、約2千8百億円の財源不足が確実」「21年度末の県債残高見込みは一般会計予算の2倍近い4兆2千億円に上る」とあります。産まれたばかりの赤ちゃんまで県民一人当たり約57万円弱の借金とは恐るべき数字です。

未曾有の不況下、県当局は財源不足の対策として、県民生活の糧である福祉や教育予算を見直し減額します。さらに、職員や議員の給与とボーナスカットなどを強行する一方、県民生活に何ら支障が生じていない導水路事業建設に固執とは、何とも困ったことです。地方自治法の理念に照らして、税金の使い方を逆転させることが民意です。

三点目は木曾川の渇水問題です。

日本列島は温帯モンスーン地帯にあるため、10年に1回程度渇水となります。渇水時、川の水は減っても涸れることはありません。田舎育ちの私は、今でも溪流釣りをしますが、川の水が減ると漁獲量も減ります。

しかし、魚は死に絶えません。水が豊かになれば、魚も戻ってきます。それが自然の摂理です。渇水の木曾川へ、ダムで藻類が繁茂した冷水が水底を押し流せば、河川生態系を無茶苦茶に荒らします。まさに余計なお世話、思い上がった自然への冒瀆です。

一方、渇水対策の決め手は、過去の体験が雄弁に物語っています。一にも二にも市民がこぞって参加の節水です。そして、利水関係者とりわけ農業用水団体との相互理解と調整です。今こそ、人間の叡智で早急な渇水時のルールづくりが求められています。

更に、荒廃・放置の状態におかれている国有林を始め、森林の整備に国はもちろんのこと、木曾川から豊かな水のめぐみを受けている下流域住民と愛知県などの行政は真剣な対応をすべきです。

今から10年ほど前のことです。中部電力株式会社は故郷の阿寺溪谷に工事費3,530億円をかけて揚水式ダム発電所建設計画を進めていました。これにより240ヘクタールの国有林が伐採されるとともに阿寺溪谷の清らかな流れは消えるというものでした。

私は、清流の恵みを受ける下流市民の立場から故郷の村民と連帯し、繰り返し繰り返し中部電力や関係行政当局に「計画中止」を求めました。建設反対の声は木曾川流域全体に広がりました。そして平成16年3月、中部電力は本体工事を目前に建設中止を決定しました。清流は、かろうじて守られました。現在私は、ささやかですが木曾川流域で間伐など森林を守る活動に参加しています。

昨年8月総選挙で、政権の交代が実現しました。政治は「コンクリートから人へ」シフトしました。導水路事業は昨年度、今年度に引き続き、来年度も本体工事に入れないことになりました。今こそ愛知県当局が、740万県民の生活向上と、それを支える職員の働きがい向上を施策し、ムダにムダを重ねる導水路事業を中止することを私は願っています。

裁判所には、多くの県民の思いを汲み取り、ぜひとも公平、公正で賢明な判断を下して下さるよう心から要望いたします。

(意見提出様式)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曽川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
② 電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	無 職	⑤年齢	6 6 歳	⑥性別	男
ご意見の項目	⑦ご意見 (200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について	「別紙」のとおり 要旨：揖斐川最上流に湛水した徳山ダム湖水を実際に放流した場合、ダム湖下層の貯留水は土砂や有機物が混濁し、低温であることから、長良、木曽の両河川に棲息する魚類等の生物や、稲作などの植生に悪影響を及ぼすことは必至である。 万が一の異常渇水時には、農業用水団体を含めた「節水ルール」を事前に作っておけば、ムダな導水路は不要と考える。				
その他	なお「別紙」は、名古屋地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED]での、原告意見陳述書の写しである。				

(別紙)

原告

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成22年10月20日

原告

私は、[REDACTED]といます。

さて、私が住む[REDACTED]は、愛知、岐阜、三重の三県下に跨がる木曾川下流地帯の中ほどに位置し、[REDACTED]とも呼ばれる豊かな農村です。名古屋大都市圏に近接しつつも、私はつい10年ほど前まで、木曾川犬山地点から引き込んだ宮田農業用水を利用し、1千平方メートルの水田を営農していました。

[REDACTED]の住民にとって、木曾川は肥沃な穀倉地帯をつくりあげた母なる川です。私の小学校時代、絵画コンクールは必ず木曾川の堤防へ出かけ、川原で絵を描きました。あるときは対岸の岐阜県羽島市へ中野の渡し船で訪れ、冒険したこともあります。さらに、青春の頃、若い青年労働者の仲間たちと交流し、砂山で歌ごえ、フォークダンスに興じたことを思い出します。

太古の昔より、木曾川とともに作り出された地形や風土、景観が、私たち西尾張の人々の生活、人格形成に深く関わっていることは言うまでもありません、その郷土の誇りである木曾川にあらうことか、遠い地にある西美濃奥地に完成した徳山ダム湖水を流し込む木曾川水系連絡導水路（以下、「導水路」と略します。）計画を新聞、テレビなどのマスコミで見聞したとき、私は正直言って心の底から驚きました。

私は、「導水路」事業に疑問を抱き、以下の諸点を理由に公金支出差し止めを期待します。

水系が異なる揖斐川と木曾川とでは、当然のことながら水質、水量、地形、地理、地域文化が異なります。徳山ダム湖水を長良川、木曾川に流入させる「導水路」事業は、それぞれの河川流域を形成してきた自然の水系の独自性、生態、環境を無視した乱暴な行政行為であり、古来から育まれてきた地域生活圏の個性を消失させる恐れがあります。

また、揖斐川最上流に湛水した徳山ダム湖水を実際に放流した場合、ダム湖下層の貯留水は土砂や有機物が混濁し、低温であることから、長良、木曾の両河川に生息する魚類等の生物に悪影響を及ぼすことは必至です。

さらに、農業用水利用の面からも、それぞれに異なる水質であるから、稲作などの植生に影響を与え、岐阜の「はつしも」、愛知の「日本晴」など、ブランド米に傷がつく恐れもあります。

折りしも、10月11日から名古屋市で「生物多様性条約締約国会議（COP10）」が開催中ですが、「種」「生態」「環境」などの多様性の保存が、人類にとり大きな課題となっています。また、国連機関の調査によると、地球規模の生態系破壊損失額は380兆円にのぼると公表（中日新聞）されています。農地、河川、森林、里山、里海など有形無形の多様な自然の存在、機能、役割を直視し、環境、風土、景観などの維持に人類が精力的に努力する時代にある中で、「導水路」事業はこうした流れに逆行する行為であると思います。

700万愛知県民の多くは、2年前のリーマンショック金融恐慌を契機に、大企業、特別の金持ちを除き、生活が苦しくなっています。また、県財政も逼迫し、4兆円超えの借金を抱え込んでいます。愛知県当局には、明日をも知れぬ県民の生活不安を解消し、雇用の確保、高齢者を含む社会保障、子ども達の教育・保育施策などに予算を投入し、安心な県民生活の拡大に全力を注ぐべき責務があります。

我が国における経済の縮小傾向、少子化など社会環境の急速な変化にもかかわらず、使う当てのない都市用水などの水源開発を優先し、大型公共土木工事を相変わらず継続する行政は、県民生活の実態を正確に認識していない証左です。長良川河口堰、徳山ダム事業などの巨大プロジェクトは、当初からムダであること、合理性に根拠がないことが指摘されているにも関わらず、無視と強行されましたが今や無用な長物として指弾されています。

「導水路」事業計画は、使う当てのない貯まった徳山ダム湖水の利用のための苦肉の思いつき、画餅であると嘲笑されています。あるいは公共工事に名を借りたゼネコン救済策であるとさえ誹られています。大企業が生産拠点を海外に移し、県民の節水が進むこの水余りの時代に「導水路」事業を推進することは、県民に対する「背信行為」であるといっても差し支えません。

国の開発優先の国土計画を積極的に進めてきた愛知県行政は、歴史的に特殊でありすぎました。その限界が来たといえます。「導水路」事業において、当初から最も積極的な姿勢を示してきましたが、県民本位の立場に立つなら、「導水路」事業撤退という態度表明こそ、正常な県の自治体行政であるといえます。

さらに、「導水路」の水を都市用水の異常渇水対策に用いようという主張に反論します。農水省の統計で明らかのように、専業農家はますます減少し、私の家が宮田用水の利用を止めざるを得なかったように、農業用水を利用する農家と水田は大幅に減少し、農業用水団体は維持困難に陥っています。私はこうした状況を見るとき、農業用水団体と都市用水事業者が助け合うことが必要と考えます。具体的には、農業用水団体の維持管理に都市用水が協力し、万が一の異常渇水時には灌漑面積の減少と節水によって余った農業用水を水道用水に振り替えることです。こうしたことで、ムダなダムや導水路は建設しなくて済むというものです。

最後に、裁判所においては、いつまでもムダにムダを重ねる行政に追従の判断を続けることなく、私たち住民の願いに応じて新しい時代にふさわしい明確な判断をされることを要請します。

(意見提出様式)

木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見募集について

木曾川水系連絡導水路事業の新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案について

①氏名 (フリガナ)		[Redacted]				
②住所		(都道府県)	(市区町村以下)			
[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]			
③電話番号		[Redacted]	メールアドレス	[Redacted]		
④職業		農業	⑤年齢	56	⑥性別	男
ご意見の項目		⑦ご意見				
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)				
1-1) 新規利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~10)	対策案10 (既得水利の合理化・転用) について。「農地面積」「等に伴う需要減分を転用して、必要量を確保する」とするが、逡減する農地に単純比例して農業用水の使用量は減少せず、「必要量を確保する」ことはできない。なぜなら、農業用水路のパイプライン化によって既に限界まで節水している(「番水制」は常時断水を意味する)からである。その他は支持する。				
1-2) 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)					
1-3) 木曾川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について						
2) 新規利水及び流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)の対策案の具体的提案について						
その他		名古屋市長より平成22年12月9日回答の別紙の2について。「水の公平な利用の観点」云々に対しては、市長自らが400年を超える利水の秩序を蔑ろにする態度を改めてから要望すべきであり、「渇水調整協議会の常時設置」に対しては、現行法制度の不備を明確にして改正案を提示すべきである。				